

地 研 年 報

第 2 号

論 文

- 御殿場海岸の整備に向けて……………森岡 洋 (1)
- 三重県下の生涯学習推進状況について(2)
……………東福寺一郎・水谷 勇 (27)
- 明治初年における城下町の人口構造
—近世三重県域における人口動態研究(2)—
……………茂木 陽一 (63)
- 加齢に伴う記憶機能の変化について(中間報告)
……………東福寺一郎 (85)
- 環境の総合的管理と環境基本計画
—三重県環境基本計画の策定について—
……………疋田 敬志 (95)

調 査

- 群馬県における外国人労働者雇用の現況について
—ヒアリング調査報告書—
……………尾崎 正利 (115)

1997年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

御殿場海岸の整備に向けて

森 岡 洋

はじめに

一年ほど前に、津市の職員の方に御殿場海岸の整備の勉強会に参加してみないかという誘いを受け、気楽に参加させていただきました。私自身は都市計画の専門家でもなく、観光学の専門家でもなく、職員の方々に教えていただくという全く受け身の形ではあったが、その間三重県でも最も水質のよいと言われる志摩郡志摩町の御座白浜海水浴場や筆者の出身地の淡路島の慶野松原海水浴場で泳いでみたり、御殿場海岸にアサリの潮干狩に行ったり、阿漕海岸へスコップを持って松を植えに行ったりの体験学習を行ってみた。

この原稿は私の体験学習と津市職員の方々の勉強会で筆者にいろいろと教えていただいたことに基づいて書いたものであり、多くのことを教えていただいた職員の方々に心から感謝する次第である。もっとも、筆者は御殿場海岸の整備の方向ということを書いてはいますが、筆者独自の判断で書いたものであり、あくまでも個人的な見解で、責任は筆者個人にある。

なお、原稿を書くにあたり、津市の職員だけでなく、漁業関係および環境関係の三重県庁の職員の方々、また津市の地元の方々に有意義な意見を聞かせていただいたり、貴重な文献を見せていただき感謝に堪えない次第である。これらの方々の助けにより、簡単ではありますが、筆者なりの御殿場海岸整備についての意見を述べてみることにする。

第1章 津市の観光と御殿場海岸

1. 津市の観光の概要

津市は古くから伊勢神宮への参拝のための宿場町として栄え、「伊勢は津で持つ、津は伊勢で持つ」と言われ親しまれてきた。このように津市は伊勢街道に沿った歴史の古い街であることから、津市の観光という場合、津市の歴史と深く関わっている。

津市の観光施設では、まずあげられるのが一身田町の真宗高田派本山専修寺である。この専修寺は真宗十派の一つである高田派の真慧上人が伊勢国の道場を統括するために15世紀後半に一身田に無量寿院を建立したことに始まる。三重県最大の寺院であり、この寺院周辺では寺内町の面影が今日においても残っており、奈良県橿原市の今井町と並んで歴史的にも重要な地域になっている。専修寺の行事のうちでも1月9日から15日までの親鸞上人報恩講は「お七夜」と呼ばれ、参拝者でにぎわう¹⁾。さらに津市には真言宗の寺院で日本三大観音の一つと言われている大室院（津観音）がある。

また、津市では藤堂高虎によって改築された津城があり、その一部である本丸、西の丸、堀

の一部は現在でも残っている。この津城とともに、1859年（安政6）津藩主藤堂高猷により別荘として当初に造られ、その後津市の公園になった津偕楽公園がある。この偕楽公園では春にはツツジや桜が咲き、多くの市民が訪れる。なお、偕楽公園の柴ツツジは数百年前に外国から移植されたものと伝えられている²¹。

津市阿漕町津興には、南北朝の時代に南朝側に属し北畠顕家戦死後、東国に義兵を募ろうとして伊勢から海路東国へ向かう途中、津市の安濃津に漂着し、その後この地で病死した結城宗広をまつ結城神社がある。結城神社では2月、3月にははしだれ梅など多くの梅が咲きみだれ、約8万人の市民が観賞のため訪れる。

これらの史跡以外に、津市八町には江戸時代の国学者で我が国最初の五十音訓国語辞典「和訓栞（わくんのしおり）」の著者である谷川士清（ことすが）旧宅がある。また津市大字産品には平家ゆかりの忠盛塚がある。

このように、津市では観光施設としては、史跡が多いという特徴があり、これら施設は津市およびその周辺の人々に親しまれている。

なお、戦後開設されたレジャー施設としては、戦災都市の財政難を緩和するために昭和27年に岩田川河口南側で開設され、昭和47年に御殿場海岸の相川河口に移転した津競艇と、昭和47年4月にこの旧競艇場跡地に完成した伊勢湾海洋スポーツセンターのヨットハーバーがある。

三重県の観光については、伊勢市には伊勢神宮があり、また志摩地域は伊勢志摩国立公園に指定されていることから、鳥羽市には御木本真珠島、鳥羽水族館やイルカ島などの観光施設がある。志摩郡の阿児町には高級別荘地の賢島、大王町には大王崎灯台、浜島町には英虞湾を見下ろす横山展望台や合歓の里、志摩町には海水浴場の御座白浜などがある。これら観光施設とともに、志摩郡では磯部町に平成6年に開設された志摩スペイン村などがある。

三重県の観光については、これら伊勢志摩地域の観光施設以外にも三重県北部の桑名郡長島町には長島温泉（長島スパランド）、鈴鹿市には鈴鹿サーキットなどがあり、これらの観光施設や伊勢志摩地域の観光施設では関西方面や名古屋方面などからの観光客も多く、他府県からも観光客を誘致できる広域型観光施設になっている。

他方、津市での観光施設は、前述のように史跡が多く、これらの観光施設を訪れるのは大部分津市内および三重県内の人々であり近隣型の観光施設になっている。なお、津市では毎年10月の9日から11日まで、津まつりが国道23線とフェニックス通りの交差点周辺や津城で開催され、この津まつりには約30万人の人々が参加する。また、8月1日には津市の阿漕海岸では火花が打ち上げられ、夏祭りが開催されて約8万人の人々が夏の夜空を楽しんでいる。これら祭りや催しも津市民を中心にした地域の人々に親しまれる、近隣型の観光施設になっている。

津市の観光施設の特徴は、前述の伊勢志摩地域の観光施設や長島温泉（長島スパランド）や鈴鹿サーキットなどの観光施設と比較して、他府県からも観光客を誘致することができる、広域型の観光施設が少ないことである。津市内の広域型観光施設としては津競艇、伊勢湾海洋スポーツセンター、御殿場海岸などがある。ただ、津競艇や伊勢湾海洋スポーツセンターは津

市の財政には貢献しているとはいえ、利用者が特定化され、現状では家族で楽しむ観光施設と
 言い難い。これに対して御殿場海岸では春の3月から6月にかけて約40万人の人々が潮干狩な
 どを楽しみ、また夏の7月から9月にかけて約30万人の人々が海水浴などを楽しむことが
 でき、津市での数少ない家族連れで楽しめる広域型観光施設になっている。

なお、平成8年度の津市の主要観光施設の観光客数を示したのが表1-1であり、多い順で示
 と、御殿場海岸を含めた津の海岸が683,000人、津観音346,000人、高田本山(専修寺)300,000人、
 津まつり296,000人、津花火大会90,000人、結城神社(梅まつり)80,000人、津偕楽公園(春ま
 つり)73,000人の順になっている。

だが、この津市の御殿場海岸は津市では数少ない広域型観光施設であるにも関わらず、今後
 とともに津市民および県内外の人々に親しまれる自然の豊かな観光施設として発展し続けるた
 めには多くの解決すべき課題を抱えている。本稿では、観光施設としての御殿場海岸が解決す
 べきこの課題とはどのようなものであるか述べてみることにする。

2. 津市の海岸での観光と御殿場海岸

なお、津市の海岸の歴史については主として花井章太郎氏の「津の海の今昔」より参照して、
 述べさせていただきます。また、これからの説明がよく理解できるように、津市の海岸および
 河川の地図を図1-1で示す。

津市の海岸では明治39年頃から海水浴場が営まれ、さらに大正時代には海水浴場としてにぎ
 わいだした。当初は津市およびその周辺の人々だけであったが、大正時代末期にはいと、京
 都、奈良、名古屋方面からの海水浴客も来るようになり、さらに、これらの地域から学生が団
 体で海水浴に来るなど、海水浴客は数万人に達したと言われている。

津市の海岸がこのように海水浴場として、津市周辺だけでなく、遠く京都、奈良方面および
 名古屋方面からも注目されるようになった要因として、まず第一に津市の海岸は清らかな白砂
 青松の海岸であり、海水も澄んでおり、また津市の海岸からは遥か知多半島方面および鳥羽方
 面を見渡すことができ、関西方面の須磨、舞子などと並んで風光明媚な海岸であったことがあ

表 1 - 1 平成 8 年度津市主要観光施設の客数

津の海	高田本山 (専修寺)	津観音	津偕楽公園 春まつり
683,000	300,000	346,000	73,000
津花火大会	津まつり	結城神社 梅まつり	合計
90,000	296,000	80,000	1,868,000

出所：津市観光課資料

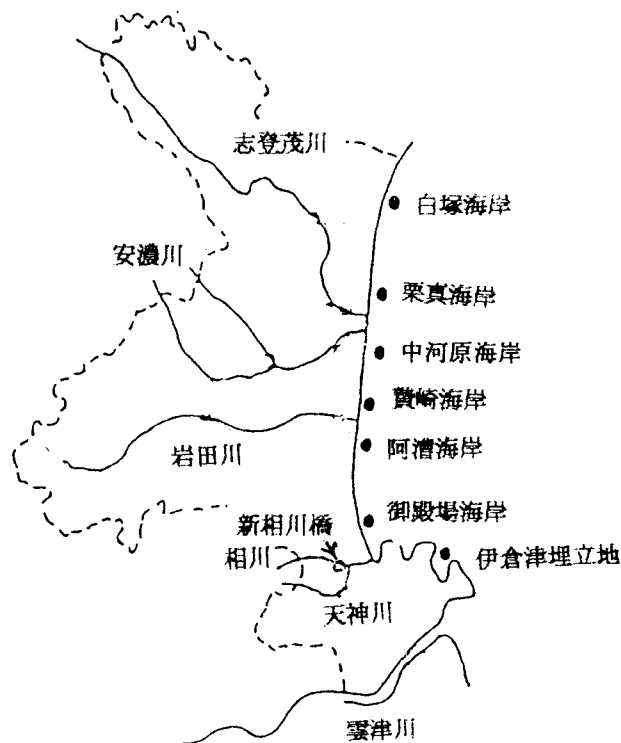
げられる。第二に津市の海岸は波の穏やかな遠浅の海岸であることから、泳ぎに自信のない女性や子どもも楽しく海水浴を満喫できたことがあげられる。

この大正時代には、海水浴場は海水浴を楽しむだけでなく、首だけ残して体を砂に埋めるような形で、病気の治療や健康の回復のためにも利用されていた。また当時津市の海岸では古式泳法の観海流の普及が盛んに行われ、その泳法を学んだものが津市の海岸から全国に広がり、その方々の数は数十万人であったと言われてる。

大正時代に海水浴場が設置されていたのは、岩田川の北側の贅崎海岸と南側の阿漕海岸であり、贅崎海岸に行くには旧国鉄の津駅から、阿漕海岸に行くには旧国鉄の阿漕駅からそれぞれ行くことが多かったようである。この当時すでにこれらの海岸では、市の無料脱衣場や民間の無料休憩場が設置されていたり、海水浴のための民間の有料脱衣場や休憩所、地元の料理を出す浜茶屋があった。また津市内の寺院なども、団体の海水浴客に宿泊などの便宜を図っていた³⁾。

昭和に入っても贅崎海岸と阿漕海岸では海水浴が盛んに行われており、浜茶屋だけでなく、贅崎海岸には海水浴客をあてにした5、6軒の旅館まで現れた。また同じ贅崎海岸には参宮急行電鉄により経営されていた参宮食堂があった。この参宮食堂は当時の津市においては洋風の立派な食堂であり、津市民には珍しかったコーヒーやカレーを出し、海水浴客だけでなく地元の

図1-1 津市の海岸と河川



津市民によっても親しまれていた。なお、阿漕海岸でも浜茶屋は贅崎海岸とほぼ同じ数ほどあったが、徐々に減少していった。

昭和15年頃には、津市での海水浴は、これら贅崎海岸や阿漕海岸のほかに、わずかではあるが贅崎海岸の北側の中河原海岸や御殿場海岸でも行われるようになり、中河原海岸には津市民には当時「文化村」と呼ばれる10戸ほどのバンガローが建てられ、キャンプ場などになっていた。その文化村では名古屋や京都、奈良方面の若者が当時としては珍しい音楽や野球を楽しんだりして、夏の津市の海岸には都会の雰囲気漂っていた。なお、この中河原海岸ではその後も水泳が行われたが、昭和30年7月27日に津市立橋北中学校の女子生徒36名が一度に水死するという痛ましい事故が発生した。この事故以後、中河原海岸は海水浴場としての安全性が問題になるようになり、ほとんど海水浴は行われなくなった。

津市での海水浴場として最もにぎわった贅崎海岸も徐々に衰退し、昭和60年頃には浜茶屋も1、2軒となり、現在ではその姿はない。他方、御殿場海岸はその後海水浴場として発展し、まず阿漕海岸に隣接する北御殿場海岸が海水浴場となり、徐々に南の方面に延び南御殿場海岸まで海水浴場となった⁴⁾。

なお、昭和27年に岩田川河口の南側の阿漕海岸に、戦災復興のための財政難を緩和するために津競艇が設立され、昭和47年に相川河口の北側の御殿場海岸に移った。この津競艇場跡地に昭和47年4月、ヨットハーバーとして伊勢湾海洋スポーツセンターが設立された。この伊勢湾海洋スポーツセンターは昭和50年に国民体育大会のヨット競技の会場や、平成元年に国際470級世界選手権の会場になった。

昭和28年9月25日に13号台風が東海地方を襲い、津市も大きな被害を受けた。この13号台風により、津市内の河川や堤防が破壊され、津市内で床下浸水約6,000戸、床上浸水約3,000戸の、明治4年以来ともいわれる被害を受けた。政府はこの13号台風による被害の復旧のために特別法を制定し、海岸堤防や河川の改修工事を行うことになった。

なお、この海岸堤防の工事は旧堤防と同じ所でコンクリートにより行われることになり、旧堤防に残る松を伐採しなければならないことになった。津市の海岸は白砂青松の海岸といわれ、すばらしい松が海岸の堤防に植えられていた。もともと津の松原は四百数十年前の明応震災により、海岸とともに海に沈み、江戸時代に人々の努力により再生されたものであった。

このような松林を失うことを惜しみ、当時の堀川津市長は三重県に旧堤防を残し、新たにコンクリートの堤防を作る二重堤防のように陳情したが、要望は受け入れられなかった。もともとこの海岸堤防の工事の完成により、昭和34年9月26日の伊勢湾台風による海岸堤防の決壊の被害はなくてすんだ⁵⁾。

台風13号の復旧工事による松林の消失から唯一残っている津市の海岸の松林は、御殿場海岸の松林である。御殿場海岸の松林の保全はこのことから意義がある。津市の海岸での海水浴場が贅崎海岸から、御殿場海岸の方面へと移行した要因として、まず海水浴場としての自然条件があげられる。御殿場海岸は遠浅の海岸であるとともに、海岸の砂浜が岸から波打ち際まで

遠く、砂浜が極めて広い。このため、ゆったりとした気分で海水浴と日光浴を楽しむことがまずあげられる。これに対して贅崎海岸や中河原海岸は徐々に海岸の浸食が進み砂浜が少なくなり、海水浴を楽しむにはあまり適切であるとはいえなくなった。

第二に、津市の市街地では北から南にかけて志登茂川、安濃川、岩田川の三つの河川が流れているが、津市の都市化とともに、これらの河川も水質の悪化となり、これら河川の河口にある贅崎海岸、中河原海岸、阿漕海岸では海水の水質の悪化や、それとともに白砂の砂浜も黒ずんできたのに対し、御殿場海岸は津市においては郊外にあり、都市化が遅れ、自然環境が保全されていたことが考えられる。

第三に、交通手段の変化があげられる。明治、大正時代の交通手段は、京都、奈良方面、あるいは名古屋方面から津市に来る場合、旧国鉄や近鉄の前身である参宮鉄道など、鉄道によるものであった。これらの鉄道の津駅や阿漕駅から徒歩、人力車、バスなどによって海水浴場に来ていた。だが交通手段が鉄道から自動車に移行するに伴い、直接これらの交通手段で他府県から海水浴場に来るようになった。このためアクセス道路や駐車場の施設が重要となり、御殿場海岸は津市の郊外にあり、これらの施設のための敷地に余裕があったことがあげられる。

平成7年7月と8月の津市の海岸の入込客数を示したのが表1-2である。御殿場海岸では7月は140,360人、8月は142,300人で、合計で282,600人であるのに対し、阿漕海岸と贅崎海岸の合計はそれぞれ、12,398人と2,210人である。津市の海岸の入込客数合計は297,268人であり、入込客数の大部分は御殿場海岸になっている。

また、平成7年の津市の海岸への入込客が三重県内の人であるか県外の人であるか、また入込客が日帰客であるか宿泊客であるかを示しているのが、表1-3である。県内的人是290,000人でその構成比は41.1%、県外的人是415,800人であり、その構成比は58.9%であり、津市の海岸への入込客数は県外の入込客が多いことがわかる。

表 1 - 2 津市の海岸の入込客数(平成7年)

	7月	8月	合計
御殿場海岸	140,360	142,300	282,660
阿漕海岸	5,576	6,822	12,398
贅崎海岸	814	1,396	2,210
合計	146,750	150,518	297,268

出所：津市観光課資料

表 1 - 3 津の海県内・県外、日帰客・宿泊客別入込客数
(平成7年)

	県内人	県外人	日帰客	宿泊客	合計
人数	290,000	415,800	565,800	140,000	705,800
構成比(%)	41.1	58.9	80.2	19.8	100

出所：津市観光課資料

次に、津の海岸への入込客数を日帰客かそれとも宿泊客かで区分すると、日帰客は565,800人で、その構成比は80.2%であり、宿泊客は140,000人であり、その構成比は19.8%になり、日帰客数が多いことになる。このことから、津市の海岸での入込客は三重県外の日帰客が比較的多いことが明らかになる。

- 1) 津のほん編集室著「高田本山物語」、小林悦郎編集『津の本』、第21号、三重タイムズ発行、昭和61年12月、22-30ページ。
- 2) 堀川美哉著『津市の思出』堀川美哉先生「津市の思出」刊行会、昭和35年、109ページ。
- 3) 鈴木敏雄著・発行『伝説の津市』大正14年、1-5ページ。
- 4) 花井章太郎著「津の海の今昔」、小林悦郎編集『津の本』、第12号、三重タイムズ発行、昭和60年6月、38-40ページ。
- 5) 堀川美哉著、前掲書、239-247ページ。

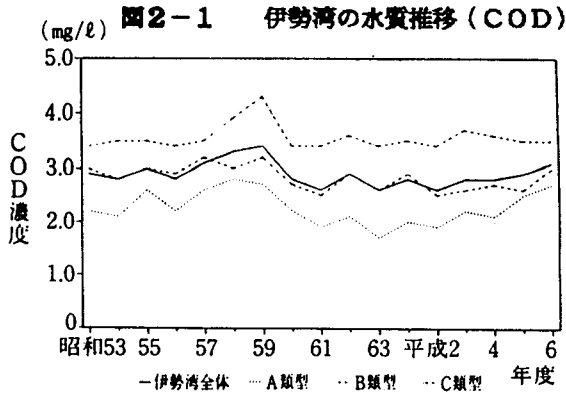
第2章 観光施設としての御殿場海岸の現状

1. 御殿場海水浴場の水質

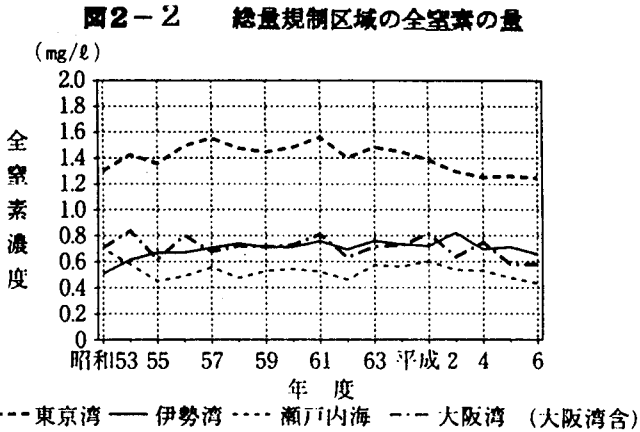
御殿場海岸は海水浴場と潮干狩で親しまれ、年間約70万人近くの観光客が訪れる。御殿場海岸で今後とも海水浴客を誘致するためには、景観のすばらしい白砂青松の海岸とともに水質がよいことが重要である。御殿場海岸の水質は平成8年度の三重県による海水浴場の水質調査によれば、海水浴場としての環境基準は満たされているものの、伊勢湾の海水の水質の悪化に伴い、海水浴場としての水質の悪化は逃れられなくなっている。

なお、昭和53年度から平成6年度までの、伊勢湾の水質を示しているのが図2-1から図2-3までであり、これらの図を見ながら近年の伊勢湾の水質の状況を述べることにする。図2-1は伊勢湾（三河湾および渥美湾を含む）の有機汚濁の指標としての、COD濃度の状況を示している。COD（化学的酸素要求量）は水中の汚濁物質（有機物）を化学的に分解するときに必要なとする薬剤（酸化剤）の量を酸素の量に換算して示したもので、COD濃度が大きいほど汚れていることになる。COD1mg/lでヒメマスなどが生息できる。サケ、アユは3mg/l以下、コイ、フナは5mg/l以下が適切であるとされている。赤潮の防止のためには3mg/l以下、悪臭防止のためには湖沼、海域とも8mg/lが望まれている¹⁾。伊勢湾全体として、昭和57年度から昭和59年度にかけて、3.0mg/lを越えていたが、その後減少し、水質の改善が見られていた。だが平成2年度以後はCOD濃度がまた上昇し、水質が再び悪化し、平成6年度には3.0mg/lを越えている²⁾。

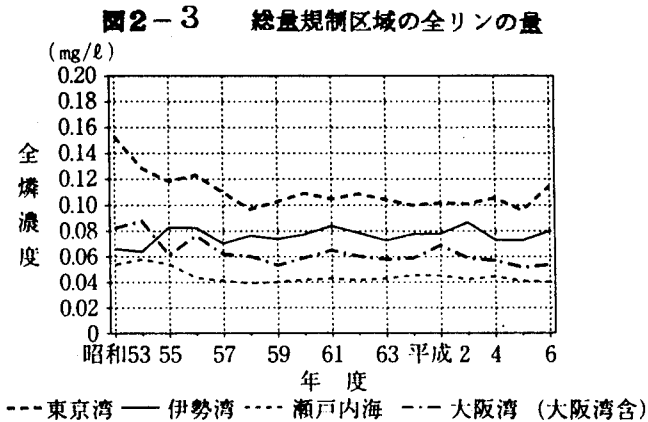
伊勢湾内ではCOD濃度により生活環境の保全に関する環境基準が設定されており、A類型、B類型およびC類型の三つの水域に区分されている。A類型での利用目的は底生魚介類を含め多様な水産生物が漁獲される水産1級、水浴、自然環境保全で、基準値は2mg/lである。B類型での利用目的は一部の底生魚介類を除き漁獲される水産2級、工業用水等であり、基準値は3mg/lである。C類型での利用目的は環境保全であり、基準値は8mg/lである³⁾。



出所：須藤隆一・環境庁水質保全局水質規制課監修
環境庁水環境研究会編集「内湾・内海の水環境」
ぎょうせい、平成8年、91ページ。



出所：須藤隆一・環境庁水質保全局水質規制課監修
環境庁水環境研究会編集「内湾・内海の水環境」
ぎょうせい、平成8年、96ページ。



出所：須藤隆一・環境庁水質保全局水質規制課監修
環境庁水環境研究会編集「内湾・内海の水環境」
ぎょうせい、平成8年、96ページ。

A類型は伊勢湾の湾央部、湾口部および三河湾の中央部であり、B類型は四日市市から名古屋市の前面および渥美湾であり、C類型は伊勢湾の湾奥部の港湾区域および三河湾の衣浦湾である。CODの濃度はC類型、B類型、A類型の順に大きく、これらの順に有機汚濁がひどいことになっている。津市の御殿場海岸の水域は伊勢湾中央部に位置するが、B類型に分類されている。このB類型の海域では伊勢湾全体とほぼ同じようなCOD濃度であり、また伊勢湾全体と同じように変動している。

また、有機物などは河川などを通じて陸上部から海域に直接流入するだけでなく、赤潮の発生のように海域内で内部生産される。現在調査中で明確にはわからないが、伊勢湾では海水中の有機物質の約40%は陸上部から直接流入し、約40%は伊勢湾内部の海水で内部生産され、残りの20%は海底の蓄積物などから生じていると言われている。この内部生産を促進する物質が窒素とリンであり、我が国の主要な湾内の全窒素濃度と全リン濃度を示しているのが図2-2と図2-3である。

図2-2から、伊勢湾の全窒素濃度は大阪湾と同程度あり、東京湾の半分程度となっている。伊勢湾の全窒素濃度は昭和53年度から昭和58年度にかけて上昇していたが、その後はほぼ0.7 mg/lで横這いの状態にあり、平成3年度からは低下傾向にあり、水質に改善傾向が見られる。この改善傾向は、名古屋市、四日市市等の港湾沿岸部、伊勢湾奥部、三河湾奥部の衣浦港の水域の全窒素濃度の低下によるものであり、伊勢湾の中央部や湾口部では水質の改善はあまり見られていない。

全リン濃度を示しているのが図2-3であり、伊勢湾は東京湾と大阪湾の中間の値にあり、ほぼ0.08mg/lとなっている。伊勢湾を除く東京湾や瀬戸内海などで昭和50年代の中頃から後半にかけて全リン濃度が低下しているのは、洗剤のリン含有量の低下によるものと思われる。全リン濃度については各湾とも全窒素濃度と同様に、港湾部や沿岸工場地帯でその値は低下し改善されているが、伊勢湾の中央部や湾口部ではあまり改善されていない⁴⁾。

御殿場海岸の海水の水質の悪化は伊勢湾全体の問題であり、単に津市周辺およびこの海岸だけの問題だけではない。だが、この問題をこの御殿場海岸周辺の環境の問題として考えることにする。津市の海岸には、北から志登茂川、安濃川、岩田川、相川の四つの河川があり、御殿場海岸の南側を流れる相川は下流で天神川と合流している。また、津市周辺では香良洲町と三雲町の間には雲出川があり、水量は豊富である。津市内を流れる河川では流入水量は安濃川、志登茂川、岩田川、相川という順になっている。

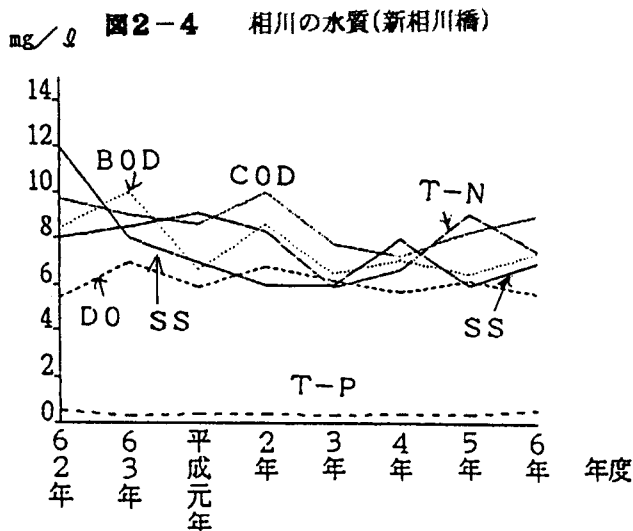
雲出川や安濃川は河川の延長は長く、また流域面積も大きいにも関わらず、これらの流域には民家や工場は比較的少なく、これらの施設からの排水もあまり多くない。このため、雲出川や安濃川では水質も比較的良好な状態が保たれている。逆に、志登茂川、岩田川、相川などでは河川の延長は短く、流域の面積も狭い上に、これらの流域には民家、工場、商業施設が多く、生活排水、工場廃水また商業施設からの排水などのため、河川が汚濁することになる。

図2-4は昭和60年度から平成6年度までの相川河口近くの新相川橋での水質検査の結果を示し

たものである。ここでSSは浮遊物質量を示している。粒径数10ミクロン以上の、水に溶けない懸濁物質を浮遊物質と言う。DO（溶存酸素）は水中に溶けている酸素であり、サケおよびマスは7mg/l、その他の魚は6mg/lが望ましい。BOD（生物化学的酸素要求量）は水中の有機物質が好気性の微生物の働きによって、分解されるときに消費される溶存酸素の量である。したがって微生物により分解される有機物質の量が多いほど、必要とされる溶存酸素の量も多くなる。T-Nは全窒素濃度、T-Pは全リン濃度である。

相川の新相川橋では各項目とも昭和62年度から平成3年度にかけて水質の改善傾向が見られ、その後はほぼ一定の状態にある。なお、昭和53年度の水質調査によればBODは16.7mg/lと水質はきわめて悪かったが、平成6年度には7.4mg/lと大幅な改善となっている。平成6年度の水質のそれぞれの値はSSは7mg/l、CODは9.0mg/l、DOは5.6mg/l、T-Nは7.5mg/l、T-Pは0.54mg/lとそれぞれの値とも水質としてはよくない⁵⁾。

次に、三重県の鈴鹿市の鼓ヶ浦、御殿場、志摩町の御座白浜という主要海水浴場の、平成8年5月の水質検査の結果を表2-1で示してみることにする。ふん便性大腸菌は人間など温血動物のなかに多数存在し、ふん便汚染を受けていない水中または土壌中から検出されないことから、ふん便大腸菌群数はふん便汚染の指標として用いられている。この水質検査の結果から、御殿場海岸の特色を見ると、まず、ふん便性大腸菌群数が鼓ヶ浦や御座白浜では、2ないし3であるのに対し、御殿場海岸では31ときわめて多いことがあげられる。また海水浴場として快適なCOD濃度は2mg/l以下であると言われ、御座白浜海水浴場はこの基準を満たしているのに対し、御殿場海岸は2.6mg/lとCOD濃度は大きい。さらに鼓ヶ浦のCOD濃度は2.2mg/lであり、御殿場海岸のCOD濃度よりも小さい。有機汚濁が大きいと、海水に臭いを感じ、あまり望ましくない。



出所：津市環境部環境管理課発行『平成7年度版環境概要』
津市環境部発行、平成8年、118ページ。

御座白浜海水浴場は太平洋に面しており、三重県でも水質の最も良い海水浴場であるので、御殿場海岸の水質が、この海水浴場よりも劣ることはやむを得ないとしても、津市より北の湾奥の鈴鹿市の鼓ヶ浦海水浴場よりもよくないのは問題である。この要因としてまず相川や岩田川などの津市を流れる川の水質の悪化があげられる。有機物や窒素、リンなどの汚濁物質は直接海に投棄される場合もあるが、大部分は河川を通じて海に流入する。このため、相川や岩田川などの汚濁がその河口である御殿場海岸や阿漕海岸での水質の悪化となる。それとともに、昭和42年の大型の造船所の立地に伴う津市伊倉津での埋立の影響が考えられる。この埋立地ができたことで、潮流は従来とは異なり複雑な動きをするようになり、海岸での潮流が弱くなったことが考えられる。潮流の動きが強ければ、河川を通じて運ばれてきた汚濁物質が河口に近い海岸から遠く沖合に運ばれてしまうのであるが、潮流が弱いため汚濁物質が河口に近い海岸に残ってしまい、その河口付近の海岸の水質の悪化となっているものと思われる。

2. 御殿場海岸と砂浜の浸食

御殿場海岸から阿漕海岸にかけては広く白い砂浜となり、夏に海水浴や日光浴するのに格好の広場となっていた。この広く白い砂浜が御殿場海岸を三重県でも有数の海水浴場とさせ、遠く京都、奈良方面や名古屋方面からも多数の海水浴客を誘致したり、多数の浜茶屋が海岸で立地できる大きな要因となってきた。だが、この地域の海岸の一部は30年ほど前から徐々に浸食されるようになり、特にその浸食は御殿場海岸と阿漕海岸の中間の地域で甚だしく、砂浜は最近30年間ほどで半分程度になり、一部の浜茶屋の前では、波打ち際が迫りつつあるというのが現状である。もっとも、御殿場の全域で砂浜の浸食が進行しているわけではなく、南側の相川河口の地域では波打ち際は後退し、逆に砂浜は広がっている。

このように、御殿場海岸や阿漕海岸での海岸線が30年ほどの間に変化してきたのはこの地域での地盤の隆起や沈降と言うことも考えられないではないが、むしろ御殿場海岸と阿漕海岸の潮流が変化したことが予想される。

表 2 - 1 三重県主要海水浴場の水質結果(平成 8 年)

	調査年、月、日	ふん便性大腸菌 (個/100ml)		COD (mg/l)		判定
		最小-最大	平均	最小-最大	平均	
鼓ヶ浦	8.5.16 5.23	<2-6	3	1.9-2.5	2.2	「適」 水質B
御殿場	8.5.13 5.21	<2-90	31	1.4-3.4	2.6	
御座白浜	8.5.13 5.21	<2-<2	<2	1.4-2.0	1.8	「適」 水質AA

出所：三重県環境安全部資料

伊勢湾沿岸では東京湾沿岸や大阪湾沿岸と並んで海岸の埋立が積極的に行われてきた。津市でも昭和42年に伊倉津で造船所建設のための大規模な埋立が行われた。このような埋立が御殿場海岸や阿漕海岸での潮流の変化とある程度関係があるものと考えられる。そこで、伊倉津での埋立により潮流がどのように変わったのかを三重県と（財）日本気象協会東海本部の調査に基づいて述べてみることにする。

潮流は干潮時、満潮時と時間帯が変わるにつれて変化し、複雑な動きをするので、一様なものではないが、潮流には一定方向に流れる恒流、1日の周期で流れる日周潮流、半日の周期で流れる半日周潮流、4分の1日の周期で流れる4分の1日周潮流があり、これらが合成されて一つの潮流になる。

伊倉津の埋立地の沖の海岸から香良洲町にかけて、埋立が行われる以前は海岸線に沿っての往復運動が主なものであった。だが、埋立が行われ、海岸線が変化したことから、埋立地の周辺で潮流の迂回流が発生するという複雑な現象が生じるようになった。埋立地の海岸護岸200mぐらいの沖では白子、津方面から南下する恒流の影響が強く、南東への潮流が強くなった。この潮流は南東へ流れてから、二つに分かれ、一つは香良洲町の海岸に沿って南西に流れ、もう一つは北東に向きを転じるのである。これらの潮流は土砂をその潮流の方向に運ぶことになる⁶⁾。

次に、伊倉津埋立地の北側の御殿場海岸と阿漕海岸での潮流については、満潮になる漲潮時には、御殿場海岸の南側の伊倉津埋立地に近いところほど、相川の河口へ向けての南西の方向に潮流が流れる。逆に、御殿場海岸の北側から阿漕海岸にかけて、潮流は北東の方向に流れる。このことを示しているのが図2-5である。

他方、干潮になる落潮時では、潮流は伊倉津の埋立地に近い御殿場海岸の南側では、伊倉津埋立地の護岸へと北東の方向に潮流が流れる。御殿場海岸の北側から阿漕海岸にかけては沖合に向けて北側に潮流は流れる。このことを示しているのが図2-6である。

御殿場海岸の北側の阿漕海岸との境界となる区域では潮流は漲潮時と落潮時ともに、海岸を削るように流れている⁷⁾。御殿場海岸の北の区域での最近30年ほどの浸食はこのような潮流と関係しているものと考えられ、今後できる限り海岸の浸食をくい止める必要がある。この海岸の浸食の防止のために、三重県は昭和55年度からコンクリートの階段護岸工事を140メートル実施した。この浸食防止のための護岸工事は観光業者である浜茶屋などの反対により一時中断されていたが、昭和63年度から浸食が進んだことから再開され、緩傾斜護岸工事およびテラスブロック階段護岸工事が行われている。

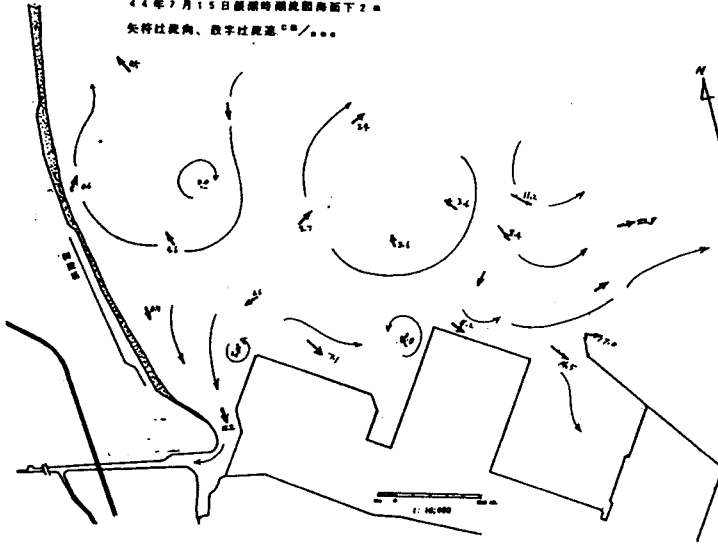
なお、護岸工事は海岸の砂浜の浸食の阻止だけでなく、さらにその浸食が進み大型の台風の襲来時での高波に対する防災を考慮すると極めて重要ではあるが、他方で白浜青松と言われた御殿場海岸の景観を損ねるという問題もある。

3. 御殿場海岸での潮干狩

津市の沿岸には養分を含んだ河川がそそぎ、また水深も平均で30メートルほどであることが

図2-5 御殿場海岸漲潮時潮流

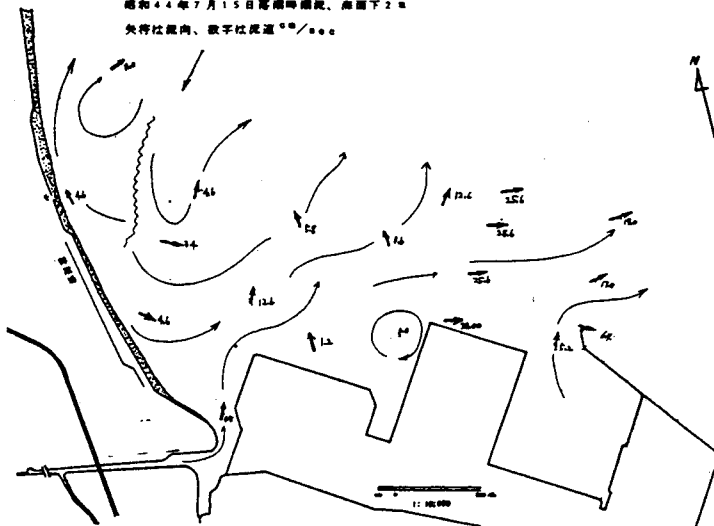
昭和44年7月15日低潮時潮位海面下2m
 矢符は流向、数字は流速 cm^2/sec



出所：三重県・財団法人日本気象協会東海本部著・発行
 『伊倉津地先埋立に伴う相川河口調査報告書
 (伊勢湾中南勢地区海洋調査第3報)』30ページ。

図2-6 御殿場海岸落潮時潮流

昭和44年7月15日高潮時潮位、海面下2m
 矢符は流向、数字は流速 cm^2/sec



出所：三重県・財団法人日本気象協会東海本部著・発行
 『伊倉津地先埋立に伴う相川河口調査報告書
 (伊勢湾中南勢地区海洋調査第3報)』28ページ。

ら、古くから良好な漁場となってきた。明治時代の主な漁獲物はイワシ（真イワシ）、次いでヒシコ（カタクチイワシ）であった。漁獲物の種類は時代により変動はあるが、大正時代になると、イワシの漁獲量が減少して、ヒシコとコウナゴ（カマスゴ）が主要な漁獲物となった。大正時代のその他の主な漁獲物は魚類ではボラ、アジ、コノシロ、カレイなどであり、貝類としてはアサリであった。またこの当時漁船には動力がなく、大部分地引網によって漁業が行われていた⁸⁾。

この大正時代には岩田川の河口の北側の鰐崎海岸や南の阿漕海岸では海水浴だけでなく、津市民の行楽として、アサリの潮干狩が広く行われていた。潮干狩の季節には河口の干潟が干潮であるときには、多数の津市民やその周辺の人々により、干潟は満ちあふれていたようである。

また、この大正時代には、これらの海岸では楯干、曳網による観光を目的とした漁業が行われていた。楯干、曳網の漁法は津市で生み出された独自の漁法であるとも言われている。楯干網は津市の遠浅の海岸を利用して、夜間の満潮時に網を張り、夜が明ける干潮時に網で囲まれたところに魚が取り残され、その魚を観光客が手で採るものである。曳網は同様に網を張り、この網を海岸に引き上げ、観光客が手で採るものである。

この楯干、曳網漁は津市内およびその周辺町村の人々に親しまれ、年に1度程度学校の行事として生徒達に楽しみにもされていたようである。また、採れた魚はその場で料理され、観光客は風光明媚な伊勢湾を見ながら、その魚を海岸の浜茶屋で食べていた⁹⁾。

漁網は、明治時代の初期から、主として海岸で人々の手により引かれる地引網が使われていたが、動力船の増加とともに、動力船により引かれるパッチ網が漁網の主流となり、昭和35年頃になると地引網は姿を消すようになった。この地引網が姿を消しかけた頃、漁業者に利用されるようになったのが底曳網であり、この底曳網の普及はその後の漁業環境悪化の一つの要因となった¹⁰⁾。

御殿場海岸は遠浅の海岸であることから、アサリの成育に極めて適しており、5月の連休頃には多数の人々が家族連れで御殿場海岸に潮干狩にやってくる。この潮干狩の行われる5月は、7月から8月の海水浴と並んで、御殿場海岸で観光客の多いシーズンである。

だが、御殿場海岸を含めた津市の海岸では昭和40年頃まではアサリがたくさん生息していたが、その後徐々に減少し、近年では自然に生息するアサリの数が極めて減少した。津市の海岸には北から南にかけて志登茂川、安濃川、岩田川、相川の四つの河川の河口があり、これらの河口を中心に現在でもアサリが生息しているのであるが¹¹⁾、その生息しているアサリの絶対数が志登茂川と安濃川の河口の間の海岸を除いて激減したのである。もっとも現在でも阿漕海岸から御殿場海岸にかけてバカ貝はかなり生息している。従来、津市の海岸は遠浅の海岸であることから、アサリの生息に適していたのであるが、その生息環境に変化が生じたのである。このアサリの生息環境に変化が生じた要因には多くのことが考えられるが、その要因を述べてみることにする。

まず考えられるのが、伊勢湾の水質の悪化による赤潮の発生である。伊勢湾の潮流や津市沿

岸の河川からの栄養分のある水の流入により、津市の海岸は伊勢湾でも赤潮の発生しやすい場所のうちの一つになっている。赤潮が海岸に接近すると、そこでは無酸素域の拡大により浅海生物が死滅することが多い。このことからアサリも、赤潮の被害を受けて死滅してしまう場合がある¹²⁾。

御殿場海岸でアサリが減少した要因の第二番目として、御殿場海岸周辺の水質の変化が考えられる。アサリの生息のための自然環境には、塩分濃度や、底質が泥であるか、砂であるか、石礫であるかという土の質、海水の有機汚濁の濃度などが関係している¹³⁾。これらの環境要因に関して、御殿場海岸の周辺でここ30年間ほどで特に変化したものには有機汚濁の濃度があげられる。御殿場海岸にそそぐ相川流域ではこの間多数の住宅建設やショッピングセンターなど大型の商業施設の立地があり、相川の水の有機汚濁が進み、御殿場海岸ではアサリの成育に適切な有機汚濁の濃度を超えてしまったものと考えられる。また、アサリの生息密度の高いのは海水交換がよく、その所から延びる滞（底が深くなった部分）であると言われている¹⁴⁾。伊倉津での埋立が潮流を弱め、海水交換を悪化させているものと思われる。

このような自然環境の変化とともに、津市周辺の現在の漁法の変化があげられる。その一つに底曳網の普及があり、この漁法はアラメ、ホンダワラなどの海草の生育を妨げ、海中での魚介類の生態系を変化させ、間接的にアサリの成育を妨げているものと思われる。

さらに、近年御殿場海岸を含めた津市の海岸では強力な水中ポンプを使い、水圧により海中の砂を攪拌させ、その水圧により砂とともに浅海の貝、魚の餌を採取する漁法が普及している。近年の釣りブームにより、魚の餌に対する需要が多く、漁業者はエビの一種であるニホンスナモグリ、津市ではエムシと呼ばれる生物をこの漁法で採取している。また、アサリもこの漁法で採取されている。元朝鮮総督府水産試験場の倉茂英次郎氏の研究によれば、アサリの成貝の生息のための条件の一つとして、干潟の地盤の安定がある¹⁵⁾。御殿場海岸では自然の状態ではこの条件は満たされているが、強力なポンプにより砂に水圧をかける漁法が行われた場合、単にアサリの乱獲に結びつくだけでなく、アサリの生息環境をも破壊することになる。さらに、このような漁法を御殿場海岸のような海水浴場で実施すると、海水浴場の地盤を変化させ、海水浴客に対する安全性をも脅かすことになる。津市では水死者が出る海水浴場はさびれてきたという歴史があるので、このことはきわめて重要である。

最後に、御殿場海岸でのアサリの生息数の減少の要因として、観光客によるアサリの乱獲ということもあげられる。御殿場海岸には4月から5月にかけての潮干狩のシーズンには約40万人のアサリの潮干狩を目的とした観光客が御殿場海岸に来る。表2-2は平成5年の三重県での主要な潮干狩場の入込客数を示したものである。三重県での入込客数は968,700人で、そのうち津市518,000人、香良洲町20,000人であり、それぞれの入込客数の三重県全体に対する構成比は53.5%と20.6%となる。このことから三重県の潮干狩は、大部分津市と香良洲町の海岸で行われていることが明らかになる。

次に、表2-3は三重県でのアサリの漁獲量を示している。アサリの漁獲量の集計は漁業組合別

に行われており、また漁場も漁業組合を単位として定められている。津市の場合、漁業組合は北から白塚、町屋、津、米津、伊倉津の5漁業組合があり、漁場は二つに分かれている。白塚、町屋、津漁業組合は河芸町の河芸漁業組合とともに、第6号協同漁業権漁場に属する。米津、伊倉津漁業組合は香良洲町の香良洲漁業組合とともに第7号協同漁業権漁場に属する。このように津市での漁場は周辺の町を含む形で二つに分かれている。また、御殿場海岸の南側では、伊倉津で大規模な埋め立てが行われたことから、漁業権消滅区域になっている。

表2-3より平成7年の三重県でのアサリの漁獲量を見ると、三重県全体で8,911トンであり、また、地区別には最も多いのが南勢地区で5,201トン、次いで津市の漁業組合の属する中勢地区1,937トン、第三番目が桑名地区の1,273トンとなり、それぞれの構成比は58.37%、21.74%、14.29%となっている。

表 2 - 2 三重県の主要潮干狩場
入込客数(平成5年)

	入込客数	構成比(%)
津市	518,000	53.5
香良洲町	200,000	20.6
三雲町	80,000	8.3
松阪市	61,500	6.3
三重県合計	968,700	100

出所：第9次漁業センサス報告書
東海農政局三重県統計情報事務所
平成7年3月, 38ページ

表 2 - 3 三重県漁業組合別
アサリ漁獲高(単位トン)

	昭和60年		平成7年	
	漁獲高	構成比(%)	漁獲高	構成比(%)
第6号	76	0.62	47	0.53
河芸	2	0.02	3	0.03
白塚	0	0.00	0	0.00
町屋	4	0.03	1	0.01
津	70	0.57	43	0.48
第7号	228	1.87	266	2.99
米津	65	0.53	29	0.33
伊倉津	110	0.90	8	0.09
香良洲	53	0.43	229	2.57
中勢地区	3,049	24.94	1,937	21.74
桑名地区	1,013	8.29	1,273	14.29
鈴鹿地区	152	1.24	406	4.56
南勢地区	7,864	64.33	5,201	58.37
志摩度会海	146	1.19	93	1.04
熊野灘	0	0.00	1	0.01
三重県合計	12,224	100	8,911	100

出所：三重県農林水産部資料

また津市沿岸ではアサリの漁獲量は第6号協同漁業権漁場が47トン、第7号協同漁業権漁場が266トンであり、それぞれの漁獲量の三重県全体に対する構成比は0.53%と2.99%であり、合計でも3.52%にすぎない。他方で津市と香良洲町での潮干狩り入込客数の三重県全体に対する構成比は74.1%になり、このことから御殿場海岸をも含めた津市での、観光客によるアサリの乱獲ということが心配される。

御殿場海岸の南側の相川河口には現在でもアサリは生息しているのではあるが、小さなアサリばかりという状況にあり、十分に成長するまでに観光客により採取されている。このような自然に生息するアサリの減少に対処するために、観光業者である浜茶屋が一定の区域を網で囲い、そこにアサリを撒き、その貝を観光客が潮干狩りするという人工的な楯干網漁が行われている。

このような方法であると、市民が家族で自然に親しみ、楽しむ潮干狩りとはかけ離れたものになってしまう。市民が御殿場海岸でアサリの潮干狩りを楽しむためには、自然に生息するアサリの数を増加させる必要があり、そのためにはアサリの生息環境を回復させる必要がある。

4. 御殿場海岸の観光施設の問題点

(a) 公衆便所

我が国では従来神社、駅、公園などの公衆便所は極めて劣悪な状態で、人々が利用しにくかった。このことは御殿場海岸についても同様であり、仮設も含め現在堤防内の砂浜に3ヶ所、堤防の外側の陸地に1ヶ所の計4ヶ所津市が設置した公衆便所があるとはいえ、これらの便所は汲取便所であるうえに、いたずらにより壊されることが多く、修理が追いつかない状態にある。またこの公衆便所には上水道が引かれているが、いたずらにより水道の水が出し放しにされるということから、管理のために水道の水を津市が止めている。このような理由から、不潔と悪臭のために、御殿場海岸での公衆便所は、観光客にも市民にも利用できる状況ではない。

このため、御殿場海岸では観光客は堤防内にある有料の浜茶屋の便所を使ったり、御殿場海岸沿いのレストランや喫茶店の便所を使っている。時には御殿場海岸近くの民家に便所を借りていく観光客がいるというのが現状である。浜茶屋の便所については、汲取形式のものと簡易浄化槽のものがある。汲取形式のものであれば、水洗便所を使い慣れた観光客にとって利用しにくいものであり、簡易浄化槽であれば、最終的には浜茶屋の排水とともに十分に清潔に処理されずに、海中に捨てられることになる。浜茶屋では、このような排水対策として共同で貯水槽を作り、その上澄み液を海中に捨てる設備を作ったが、それでも下水対策として充分ではない。

日常生活において、汲取便所は水洗便所に、それも和式的水洗便所から洋式的水洗便所へと変わりつつある。また、近年、駅などの公衆便所も水洗便所に改善されつつある。日常生活を清潔な状態で過ごしているのに、楽しいはずの観光地に行くと不潔で吐き気を催すような、とても利用できないような公衆便所を使用しなければならないのであれば、御殿場海岸は観光地

としては問題である。また、市民にとっても気楽に遊びに行けるレクリエーションの場所にはなり得ない。

(b) 駐車場

我が国の観光施設へ古くは観光客は伊勢神宮参りのように徒歩で、その後鉄道、バスなどの公共交通機関で来ていたが、近年では自家用車の保有台数の増加に伴い、大部分自家用車で来るようになった。このことは御殿場海岸でも例外ではなく、自動車の駐車場不足の問題やアクセス道路の不備の問題が発生することになった。駐車場問題は春の連休頃の潮干狩りと夏の海水浴のシーズンに集中する。これらのシーズンには多い日もなると一日約4万人ほどの観光客が御殿場海岸を訪れ、約1万台のバスや自動車が駐車することになる。バスや自動車は必ずしも一度に来るわけではないが、ピーク時には約4,000台の自動車が駐車するものと思われる。

現在、御殿場海岸にある公営の駐車場施設としては津市営のものは広場工と呼ばれるものが御殿場海岸の北側にあり、収容能力約100台、その駐車場と道路を挟んだ南隣に三角地と言われる市有地が収容能力約20台である。また御殿場海岸のほぼ中央部には、林跡と呼ばれる県有地があり、そこを津市が借りており約100台の収容能力があり、これらの公営の駐車場は無料となっている。駐車場ではないが、この林跡の南側には、三重県公立学校職員互助会の所有地が約16,590平方メートルあり、ピーク時には無断での駐車が行われており、収容能力が約300台から約400台ある。

また、大部分の浜茶屋が三重県から土地を借りて、有料の駐車場をも経営しており、その駐車場が御殿場海岸の松林の中に点在する形で24ヶ所あり、その収容能力は約900台である。これら民間の有料の駐車場、津市と三重県土地での公営の駐車場、および三重県公立学校職員互助会所有地を含めると約1,500台の自動車が駐車可能となっている。

このように駐車場は御殿場海岸にはかなりあるのではあるが、まず、その問題点は駐車場の収容能力の不足である。春と夏の観光シーズンのピーク時には約4,000台の駐車場のスペースが必要であると推定されるにも関わらず、現在では駐車場は約1,500台の収容能力しかないのである。

このため、駐車場を利用できない自動車は御殿場海岸の南にある津競艇の駐車場を無断で利用したり、海岸の堤防に駐車したり、御殿場海岸の松林の中に駐車したりしている。また、それでも駐車できない自動車はただでさえ狭い御殿場海岸周辺の道路で路上駐車をするという問題が生じている。この路上駐車は観光用の自動車の出入りを妨げるだけでなく、周辺の住民にとっては生活道路の渋滞となり、御殿場海岸周辺の住民の観光への不信感を生じさせ、御殿場海岸は地元住民に歓迎されない観光地になっている。

また、御殿場海岸の松林の中に無断で自動車を駐車させた場合、御殿場海岸の松林の中が極めて乱雑な状態になり、松林の景観を損なうだけでなく、松の生育や保全にもよくない。

現在の御殿場海岸の駐車場を考えてみた場合、駐車場の収容能力という問題があるが、さらに駐車場の設置されている場所にも問題がある。まず、御殿場海岸の北側にある広場工と呼ば

れる市営の駐車場は当初公園として三重県により平成4年度事業として建設された場所を駐車場に転用したものであり、建設される以前は砂浜であった。また、堤防の内側に設置しているということで砂浜の保全ということを考慮するとあまり望ましくない。

御殿場海岸の松林は南北には約1キロメートルあり、南北に長いのではあるが、東西については約50メートルぐらいしかなく比較的狭い。海岸に平行する幅の狭いこの松林を二つに分断する形で旧堤防跡地の上を狭い道路が南北に走っている。この松林の中の狭い道路の両側に大部分の公営と民間の駐車場があり、観光シーズンのピーク時には駐車場に出入りする自動車がスムーズに対向できないために道路が混雑する。このようなことを考えると、駐車場の収容能力の拡大だけでなく、設置場所を松林の外の背後地へ変更する必要がある。

(c) 道路

津市は三重県での他の市町村と比較して、道路は比較的整備されてはいるが、主要道路である国道23号線は片側2車線で整備されてはいるものの、自動車の保有台数の増加とともに朝晩の通勤時間には慢性的な渋滞の状況にある。このため、現在中勢バイパスの建設や、この中勢バイパスと国道23号線との接続道路の建設が進められており、これらの建設中の道路のできる限り早い時期での完成が望まれる。

これらの幹線道路とともに市内の道路にも整備を必要とするものが多く、このことは御殿場海岸においても同様である。御殿場海岸の南側には津競艇がある関係で、津競艇へのアクセス道路でもあり、御殿場海岸の南側へのアクセス道路である市道雲出野田線は整備されている。ただ、この道路は国道23号線とは直接結ばれていないということや、津競艇の開催日の開始や終了の時間帯には渋滞する。また、大型バス用の駐車場が御殿場海岸の南側に少ないために、御殿場海岸に来る観光バスは、この市道雲出野田線をあまり使えないという問題がある。

御殿場海岸の北側へ進入する道路は、市道塔世南郊線（近鉄道路）と結ばれている市道藤枝御殿場海岸第2号線である。この道路の到達する御殿場海岸の北側には広場と三角地と呼ばれる市営の駐車場がある。この市道藤枝御殿場海岸第2号線は、白線のない幅員約6メートルの道路であり、この道路の北側には三重県立豊学校があり、生徒の安全を考え幅約1メートルの歩道が設置されている。このため、自動車用の道路の幅員は約5メートルであり、自動車はスムーズに対向できず、歩道の整備と合わせてこの道路の拡幅整備が望まれる。

また、これら二つの道路以外に御殿場海岸へ東西に通る道路としては南から市道垂水藤方第2号線、市道垂水御殿場海岸線、市道青谷御殿場海岸線および市道藤方第9号線があり、これらの道路は整備がほとんどなされていないのが現状である。これらの東西を通る道路のうち、市道垂水御殿場海岸線は、御殿場海岸の松林の中を通る道路が狭いために大型バスが松林の駐車場に出入りできないので、幅員が5メートルと狭いにも関わらず、バスの駐車場への進入道路として利用されている。このため、市道垂水御殿場海岸線ではバスと自動車がうまく対向できない状況にある。

次に、御殿場海岸を南北に通る道路について述べると、御殿場海岸の北側には藤方第2号線が

通り、またこの御殿場海岸の松林の中を道路が通っている。この松林の中の道路の両側には津市などの公的機関と民間の駐車場があり、現在では御殿場海岸を南北に通る主要道路になっている。この道路は昭和28年9月25日の13号台風による復旧工事として堤防が整備される以前に堤防であった堤防跡地であり、この旧堤防の両側には松が生え、松並木のようになっており、昔の津市の海岸の松並木が偲ばれる。この道路は幅員約3メートルと狭く、大型バスの通行ができないし、普通自動車も対向するのが困難なうえに、春と夏の観光シーズンには駐車場に出入りする自動車で混雑する。

御殿場海岸を南北に通る道路には、この松林の中の道路以外にこの道路の西側に市道藤方第5号線があり、この道路は競艇道路とも呼ばれ、津競艇に市街地の北側から出入りするときに使われている。この道路は津競艇や御殿場海岸に出入りする自動車だけでなく、御殿場地域での住民の朝夕の通勤や生活道路としても使われている。御殿場海岸の西側を南北に通るこれら以外の道路は現状においてはほとんど未整備の状態である。

- 1) 加勢川 堯・松本 蕃・高須謙一・榎並英子共著『生活環境論』、明文書房、昭和55年、67ページ。
- 2) 須藤隆一・環境庁水質保全局水質規制課監修、環境庁水環境研究会編集『内湾・内海水環境』ぎょうせい、平成8年、91ページ。
- 3) 宮尻英男著「伊勢湾の環境基準」、財団法人三重社会経済研究センター編集・発行『あすの三重』第102号、平成8年、38ページ。
- 4) 須藤隆一・環境庁水質保全局水質規制課監修、環境庁水環境研究会編集、前掲書、91-96ページ。
- 5) 津市環境部環境管理課編集『平成7年度版環境概要』津市環境部、平成8年、105ページ。
- 6) 三重県・財団法人日本気象協会東海本部著・発行『伊倉津地先埋立に伴う泥砂の移動調査報告書（伊勢湾中南勢地区海洋調査第2報）』、昭和44年、17-27ページ。
- 7) 三重県・財団法人日本気象協会東海本部著・発行『伊倉津地先埋立に伴う相川河口調査報告書（伊勢湾中南勢地区海洋調査第3報）』、昭和44年、28-30ページ。
- 8) 梅原三千・西田重嗣著『津市史第5巻』津市役所、昭和44年、18-22ページ。
- 9) 鈴木敏夫、前掲書、2-3ページ。
- 10) 梅原三千・西田重嗣著、前掲書、30-31ページ。
- 11) 木村妙子・名越 誠・関口秀夫著「隣接する河口干潟における底生動物の分布」、『三重大学生物資源紀要』、第10号、平成5年、171-172ページ。
- 12) 辻井 慎・坂本市太郎著「伊勢湾西岸貝類漁場の赤潮被害の特徴」、Journal of Faculty of Fisheries, Prefectural University of Mie, Vol. 8, No2, Dec. 20, 1971, 317-320ページ。
- 13) 森下郁子著「河口域における富栄養化と底棲生物の指標性」、日本水産学会編『沿岸海域の富栄養化と生物指標』恒星社厚生閣、昭和57年10月、77ページ。
- 14) 北海道水産部漁場整備課「尾岱沼地区地先型増殖場造成事業（アサリ）」、『水産研究』、第11巻、5号、平成4年録書房、111ページ。
- 15) 倉茂英次郎・松本文夫著「アサリの生態研究、特に環境要素について」、末広恭雄・大島泰雄・松山義夫編『水

第3章 御殿場海岸の整備に向けて

1. 自然環境の保全

工業化は明治時代からの我が国の重要な経済政策の目標であり、工業化が達成されるまでの我が国は欧米諸国に比較して貧困にあえぎ物質的な生活水準は大きく遅れをとっていた。だが、工業化の進展とともに、自動車、テレビの普及率、食生活の水準などをとってみてもわかるように、欧米並の物質的な生活水準をほぼ達成した。

我が国が貧困にあえいでいた時代には、環境は自然に与えられたものであり、自然環境の保全より物質的な生活水準の向上の方が重要であった。だが、経済成長による工業化の進展とともに大気汚染、河川の汚濁や湾岸地域での海水の水質の悪化など環境破壊の現象が生じるようになった。

津市でも同じような現象が生じるようになり、津市の海岸は白砂松青の風光明媚で、海の幸に恵まれた、自然の豊かな海岸であったが、この自然の豊かな海岸も徐々に変化しだした。津市の海岸が特に変化したのは、昭和28年の13号台風の復旧工事としての護岸工事および昭和42年の伊倉津での大型の造船所建設のための埋立工事であった。また、津市を流れる志登茂川、安濃川、岩田川および相川もかつてはきれいな河川であったが、経済成長に伴う工場廃水、生活排水、農業排水などのために水質の悪化が甚だしくなった。

このような変化に直面して、我が国でも津市でも人々の価値観に変化が生じるようになってきた。つまり、急速な物質的な生活水準の向上よりも、余暇の充実やきれいな空気、自然が豊かな河川や海岸の回復などが望まれるようになった。我が国は物質的な生活水準については確かに欧米と同程度になっているが、自然環境や街並みの環境の保全ということでは大きく遅れをとっている。短期間ではあるが筆者が津市からの在外研修員として、半年間アメリカ合衆国コロラド州ボルダー市に滞在した経験からも事実である。この自然環境や街並みの環境の保全の遅れは津市でも同様であり、公的機関が長期計画を立て、市民の生活が向上するように開発すべき所は開発する、自然環境の保全をすべき所は保全することが必要である。

このようなことを考慮すると、今後御殿場海岸の整備をどのように行えばよいのかということになれば、埋立により海岸を整備するよりも、自然環境の保全、むしろ積極的な回復であり、広い白い砂浜の回復、アサリが育成できるような環境の回復である。

御殿場海岸を埋立により人工的に整備しようとする、三重県と津市との共同で企画された計画がこれまでに一度、昭和47年度にある。この計画は「阿漕浦海浜公園都市構想—海と人間との新しい対話の場をめざして—」というものであり、提案されたままで実施に移されず、自然消滅の形で今日に至っている。

昭和47年頃は、アメリカのニクソン大統領が昭和46年8月15日に、金ドル交換の停止、輸入課

徴金（10％）の徴収、国内物価、賃金の凍結を宣言したいわゆるニクソンショックが生じるなど、我が国の経済が国際的に強くなり、対外経済摩擦が深刻化しだしていた時期であった。国内に目を転じると、日本の首相である田中角栄氏により日本列島改造論が提案されるなど、対外経済摩擦を内需転換により解消しようとして国土開発に対する異常な高まりが生じていた時期でもあった。

この昭和47年度の計画においては、伊勢湾の海水の汚濁がその当時、当分の間は進行するものと予測され、御殿場海岸は海水浴場としての魅力を失っていくだろうと考えられ、事実海水浴客も減少の傾向にあった。このため、阿漕海岸をも含めてこの御殿場海岸が、自然環境の悪化のために魅力を失うままに放置されるより、むしろこの海岸を埋め立て、マリナーや水族館などの都会型レジャー施設、大型のショッピングセンター、住宅地など多くの機能を持った地域に転換させようとした。

確かに豊かな自然環境は御殿場海岸では失われつつあり、この環境破壊をそのまま放置すると、最終的には津市民にも、あるいは他府県からの観光客にも見放されてしまう。御殿場海岸は白砂青松の自然の豊かな海水浴場であり、自然に生息するアサリを素手で採ることのできる潮干狩の海岸であって初めて、津市民だけでなく京都、奈良方面や名古屋方面の他府県からも観光客の誘致ができる観光地として存立できる。現在御殿場海岸では観光施設の問題として、駐車場やアクセス道路などの問題があるが、これらの問題解決は海水浴場や潮干狩に魅力ある海岸の回復という課題の後に来るものであり、まず、観光地としての自然環境の回復が先決問題である。

御殿場海岸の豊かな自然を回復し、海水浴や潮干狩を楽しむためには、まず御殿場海岸での水質を回復させることが必要になるが、海水の浄化は御殿場海岸や津市の海岸だけが独立して単独に解決できる問題でなく、伊勢湾全体の問題でもある。伊勢湾は湾口部の神島付近が浅く、太平洋である外海との海水の交換が行われにくい内湾になっており、海水が汚濁し易い内湾である。また、湾奥部には木曾三川という大きな河川があるが、名古屋市と岐阜市、およびその他多数の衛星都市があり、大量の汚濁物質が主として河川を通じて伊勢湾に流入している。それゆえ、伊勢湾では湾奥部ほど、海水の汚濁が進み、湾口部ほど水質は良く、津市の海岸はその中間に位置していることになる。

御殿場海岸で観光地として快適に海水浴や潮干狩を楽しめるためには、伊勢湾全体の海水の水質を改善することが必要になり、この水質の基準になっているのが透明度であり、COD、DO、全窒素および全リンの濃度などである。伊勢湾の水質がここ40年ほどの間に悪化したことは事実であり、その水質の改善のために工場廃水に対する規制や下水道の整備が行われている。

有機物、窒素およびリンなどが陸上の工場、家庭、畜産施設、農場等でどのくらい発生したのか、あるいは、それらが河川を通じて海にどの程度流入したのかを数量で表示したものがそれぞれ発生負荷量と流入負荷量あるいは流達負荷量と呼ばれるものである。有機物、窒素およびリンなどの汚濁物質は河川の土砂で自然に浄化されたり、あるいは下水処理場で完全とはい

かないが浄化されたりするので、発生負荷量に対する流入負荷量の比率は0.6から0.9くらいと言われている。

名古屋経済大学の日比野雅俊教授は表3-1のように1992年の伊勢湾、三河湾および渥美湾でのCOD、全窒素（T-N）および全リン（T-P）に関して愛知県、岐阜県および三重県の東海三県の生活排水、工場廃水および畜産廃水の発生源別の発生負荷量の推計値を算出なされている。この表3-1によれば、東海三県の発生負荷量全体に占める愛知県の構成比はCOD67%、全窒素68%および全リン66%となり、愛知県はそれぞれの項目でほぼ3分の2を占める。三重県と岐阜県はほぼ同じ構成比で、三重県についてはCOD16%、全窒素13%および全リン17%となっている。この数値から明らかなように伊勢湾の湾奥での愛知県と岐阜県からの汚濁物質の発生負荷量が大部分を占め、湾奥ほど海水の汚濁がきつい要因となっていることがわかるとともに、三重県、特に津市の御殿場海岸の海水の水質を改善しようとするならば、伊勢湾に関わりのある三県全体、特に愛知県の汚濁物質の発生負荷量を削減する必要があることがわかる。

また表3-1による東海三県全体の生活排水、工場廃水および畜産廃水の発生源別のCOD、全窒素および全リンの発生負荷量の推計値については生活排水はCOD62%、全窒素69%および全リン71%となり、発生負荷量に占める生活排水の構成比が大きい。CODは生活排水に次いで工場廃水が35%と構成比が大きく、全窒素と全リンでは生活排水に次いで畜産廃水の構成比が大きく、それぞれ20%と19%になっている¹⁾。

表 3 - 1 愛知県・岐阜県・三重県の
推定汚濁負荷量(1992)

		COD	T-N	T-P
愛知県	生活排水	145t/日	46.7t/日	5.3t/日
	工場廃水	81	7.1	0.7
	畜産廃水	6	15.8	1.3
	小計	232 (67%)	69.6 (68%)	7.3 (66%)
岐阜県	生活排水	42t/日	13.9t/日	1.5t/日
	工場廃水	16	1.4	0.1
	畜産廃水	1	3.6	0.3
	小計	59 (17%)	18.9 (19%)	1.9 (17%)
三重県	生活排水	31t/日	10.0t/日	1.1t/日
	工場廃水	1	1.0	0.5
	畜産廃水	2	1.0	0.5
	小計	57 (16%)	13.3 (13%)	1.9 (17%)
合計		348t/日	101.8t/日	11.1t/日
生活排水計		218t/日 62%	70.6t/日 69%	7.9t/日 71%
工場廃水計		121 35	10.8 11	1.1 10
畜産廃水計		9 3	20.4 20	2.1 19

出所：伊勢湾研究会編『伊勢・三河湾再生のシナリオ-海と人間の共生を求めて-』八千代出版、平成7年、123ページ

汚濁物質の発生負荷量の抑制には、下水道の整備による流入負荷量の削減が必要となるが、特に、家庭排水については下水道の整備が遅れている三県の現状において、洗剤の使用をできる限り節約する必要がある。

なお、津市周辺の海岸の問題に限定する場合には、志登茂川、安濃川、岩田川、相川の水質の改善が重要であり、特に御殿場海岸については相川の水質の回善が重要である。このためには、津市は工場廃水の規制の徹底とともに、下水道の整備をできる限り急いで実施することが必要になる。ただ、現状として、下水道が未整備で家庭排水はほとんど垂れ流しの状態にあるので、津市民一人一人が無駄な雑排水を流さないように、また、特に過剰な洗濯や洗剤の使用をしないように心がける必要がある。

2. 観光施設の整備

このように御殿場海岸の整備という場合、それは御殿場海岸だけでなく、伊勢湾岸全域の環境保全の問題でもあるが、このような環境保全の実現を前提として、次に観光施設としての御殿場海岸の整備の課題について述べることにする。

観光施設として御殿場海岸を整備しようとする場合、大きく二つの方法が考えられる。一つは御殿場海岸での現在の土地の所有関係を前提として、津市など公共機関が用地などを借地したり、購入せず整備する場合であり、この場合何よりも重要なことは公衆便所の整備である。津市が設置している公衆便所は仮設のものを含めて堤防の内側の海岸に3ヶ所、堤防の外側の松林に1ヶ所の合計4ヶ所あるが、これらは汲取式であり、いたずらにより整備が追いつかず、現状ではほとんど使用ができない。観光地へ行って、便所が不潔で使用できないということは、観光客にとって気分を害する問題であり、せっかくの休暇も台無しになってしまう。現状のような公衆便所であれば、津市民であっても、他府県からの観光客であっても、もう一度御殿場海岸で海水浴や潮干狩を楽しもうという気分をなくしてしまうことになる。

堤防の内側の海岸では台風の影響もあり、管理上問題があるので、堤防の外側の松林に5ヶ所程度の清潔な水洗便所の設置が望まれる。その便所の設置をする場合に、身体障害者にも利用しやすいようにするとともに、管理担当者が定期的に巡回し清潔に維持できるような体制を整備する必要がある。この点に関しては隣町の香良洲町の公衆便所は清潔でよいので参考にすべきである。

次に、津市のような公共機関が新たに用地を借地したり、購入する場合である。公共機関がどの程度の広さの用地を借地したり、購入したりするかの程度にもよるが、現在津市などの公的機関の無料の駐車場も民間の浜茶屋が経営する有料の駐車場も大部分堤防の外側の御殿場海岸の松林の中にある。この松林の中には狭い道路があり、自動車がこの道路を通過して駐車場に出入りするため、春と夏の観光シーズンには、この道路では渋滞となり混雑する。また、松林の中に駐車場を設置することは、青松の松林である御殿場海岸の松の生育を維持するためにも望ましくない。

駐車場用地を津市などの公共機関が借地したり購入できる場合には、松林の背後の西側の田畑としてまだ残っている地域に、大型の駐車場を設置して、駐車場を1ヶ所に集約し、現状の松林の中の駐車場を閉鎖することが望ましい。松林から自動車を排除し、現在の松林の中の道路を遊歩道にしたり、サイクリング道路にし駐車場跡地に公衆便所を設置したり、ベンチを置いたりする。また、駐車場跡地には青少年の団体や家族連れが、キャンプなどをできるような場所や施設を確保し、御殿場海岸の堤防の内側の砂浜をも含め、御殿場海岸全体を伊勢の海県立自然公園にふさわし自然公園にすることが望ましい。

また、御殿場海岸の南側では津競艇があるが、現在御殿場海岸の観光客と津競艇に来る観客の間にはほとんど関係はなく、津競艇は御殿場海岸にありながら、そこに来た観客は大部分ボートレースだけを楽しんで帰るというのが現状である。津競艇が単なる公営ギャンブルの場としてだけでなく人々に親しまれるためには、それが家族を単位とした遊びの施設でなければならず、そのためには御殿場海岸と一体となり、観客が家族とともに、御殿場海岸の海を楽しみに来るようにならなければならない。その点からも、御殿場海岸の砂浜や松林の自然公園としての整備が望まれる。

現在国道23号線および市道塔世南郊線（近鉄道路）からの御殿場海岸へのアクセス道路としては、南から市道雲出野田線、市道垂水御殿場海岸線、市道青谷御殿場海岸線、市道藤枝御殿場海岸第2号線などがあるが、津競艇へのアクセス道路である市道雲出野田線を除いて、すべて中央に白線のない狭い道路である。近年御殿場地域には民家が増加してきたことから、御殿場海岸へのアクセス道路としてだけでなく、この地域の住民の生活道路としても、この地域での道路の整備が望まれている。

国道23号線の東側の海岸沿いに将来幹線道路が整備される可能性はあるが、現状として国道23号線から御殿場海岸にアクセス道路を整備する場合に、御殿場海岸の松林の西側のどのあたりに駐車場を設置するかということが重要な点になる。市道垂水御殿場海岸線をアクセス道路にする場合、この道路と国道23号線との交差点で、国道23号線が曲線になっており、国道23号線から垂水御殿場海岸線への進入に難点がある。また、市道青谷御殿場海岸線は御殿場海岸の北側の地域に進入することになることを考慮すると、市道垂水藤方第2号線は現在国道23号線と市道藤方第5号線の間しか結んでいないが、この市道垂水藤方第2号線を御殿場海岸まで延長し、御殿場海岸へのアクセス道路として拡幅整備することが望まれる。

- 1) 日比野雅俊著「海はなぜ汚れたのか」、伊勢湾研究会編『伊勢・三河湾再生のシナリオー海と人間の共生を求めてー』八千代出版、平成7年、123-126ページ。

むすび

『第4次津市総合計画（1996-2010）』では御殿場海岸について「県外からも多くの人々が訪れ、本市を代表する観光資源である御殿場海岸については、関係団体や学識経験者等で構成す

る（仮称）津市御殿場地域整備懇談会での提言、助言等のもと、平成8年度に御殿場地域観光施設等整備計画を策定し、背後地における未利用地の活用とも相まって、道路や駐車場、遊歩道の整備など、隣接する津モーターボート競走場とも一体となって身近なレクリエーションエリアの形成をめざします¹⁾と書かれているように、津市にとっては極めて重要な観光施設である。

この御殿場海岸を今後どのように整備すればよいのかということを考えてみた場合、白砂青松の海岸と清らかな澄んだ海というかつての関西方面の須磨、舞子などに匹敵する風光明媚な自然環境という存立基盤それ自体から考える必要がある。現在でも御殿場海岸は京都、奈良方面や名古屋方面から観光客が多いという津市では数少ない広域型観光施設である。御殿場海岸では自然環境の悪化に関わらず、他府県からの多くの観光客を誘致できるのは、一つは京都、奈良方面や名古屋方面から自家用車で日帰りを楽しむにはちょうどよい地理的位置にあることと、もう一つは観光業者である浜茶屋の企業努力である。

だが、御殿場海岸が観光施設としての存立は極めて危ういものであり、観光客がもっと快適な自然環境を楽しみたいという要求が強まれば、御殿場海岸は観光客に見捨てられる可能性は十分ある。近年では自然環境の悪化ということは徐々に弱まり、小康状態にあるが、御殿場海岸の観光を考えてみた場合、御殿場海岸だけでなく津市の海岸全体の自然環境の保全および回復ということが何よりも重要である。

また、津市の海岸の将来を考えてみた場合、人々の要求が単に物質的な生活を追い求めるというのではなく、自然環境を楽しむという方向に変化する可能性は極めて大きい。20年、30年後の津市民は、自然のままの海岸が残っていたらどんなによかったかと懐かしむかも知れない。現在は津市の海岸をどのように今後利用するのかという方向を定める転換点にあり、無計画な乱開発ではなく、単に観光施設としてだけでなく、将来の津市民のために御殿場海岸を含めた津市の海岸の白砂青松と清らかな澄んだ海という自然環境を保全、回復させることが望ましい。

1) 津市著・発行『第4次津市総合計画（1996-2010）』平成8年、66ページ。

三重県下の生涯学習推進状況について（2）

水谷 勇・東福寺 一郎

序

三重県の生涯学習については、地域問題総合調査研究室が設立された当初から、主要な研究テーマの一つであった。昭和62年3月には、筆者らを含めた7名¹⁾による共同研究の「三重県における生涯教育の現状と課題」が公表されている。これは、生涯教育の基本理念を問うとともに、全都道府県の教育委員会および三重県下全市町村を対象にした生涯学習推進状況に関するアンケート調査、当時国内で生涯教育の先進地と目されていた府県へのヒアリング調査、県民意識調査、県内中等・高等教育機関の地域への開かれ方についてのアンケート調査など、大規模かつ総合的に行われた調査結果に基づくものであった。その後、生涯学習についての調査研究は、筆者兩名と平成5年度までは佐武智恵子生活科学科教授の手によって進められてきた。いくつかの成果については、すでに地研通信あるいは三重法経などの学内誌に掲載されている。また、県内の市や町の生涯学習推進に直接かかわる機会も何度か与えられた²⁾。

この間、三重県では平成3年に生涯学習検討委員会の最終答申が出され、その報告を受ける形で、三重県総合文化センターが平成6年にオープンした。このセンターには、生涯学習センターの他、県立図書館、大中小ホールをもつ文化会館、女性センターがあり、待望の三重県生涯学習推進の拠点施設ができあがったのである。同時に、このことは三重県の生涯学習推進が新たな局面を迎えたことを意味する。また、全国的には、平成8年4月24日生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」が出され、文字どおり、国・地方を通じて生涯学習振興のための施策がより積極的に展開されようとしている。この答申は地域における拠点施設・機関を4つの類型に分けて改善を求めている。第一は大学などの高等教育機関で、第二は小・中・高校などの諸学校で、第三が社会教育・文化・スポーツ施設で、第四が各省庁や企業の研究機関である。このうち市町村等の地方自治体が直接的に責任を負うのは第三の施設であり、他の3つの施設・機関とはどう連携を図るか、活用していくかという課題が浮かび上がってくる。本稿ではこうした最新の政策動向を踏まえた考察にまで成熟しきれてはいないが、筆者それぞれはこうした動向を念頭に置きながらヒアリング等の調査研究を重ね、理論的・政策的な提言を得るための基礎作業としての調査研究に取り組んできている。

このような情勢の中で、筆者らは県内各地域の生涯学習推進状況を新たに把握する必要性を痛感したのである。そこで、平成5年度より毎年県内から一つの地域を選び、その地域の各市町村に対する生涯学習推進に関するアンケート調査の実施と、地域の教育事務所あるいは2、3の市町村を対象にしたヒアリング調査の実施を開始した。平成5年度は東紀州（尾鷲・熊野）地域、平成6年度は伊賀・上野地域を対象に調査を行い、昨年度の年報にその結果の概要

を報告した。本稿は、その後に行われた調査、平成7年度は北勢地域、平成8年度は中勢地域を対象とした調査結果の概要である。このうち、北勢地域および中勢地域の全市町村に対するアンケート調査の結果については、それぞれ地研通信第48号（1996年7月1日発行）、51号（1997年3月1日発行）において既に発表していることをまずお断りしておきたい。

全体の構成としては、各節の初めに当該地域の特色について簡単にまとめた後、地域内市町村の生涯学習推進状況と今後の課題について、アンケート調査結果ならびにヒアリング調査結果等に基づいて報告している。ヒアリング実施の有無および入手資料の多寡によって、各市町村の生涯学習推進状況に関する記述量に差異のあることは否めないが、当然のことながら、これがそのまま当該市町村の推進状況の指標になるわけではない。また、節の終わりには、アンケート調査結果を示し、まとめとしている。

- 1) 地研研究員の岩瀬充自、佐武千恵子、東福寺一郎、藤田修三、水谷勇、特別研究員の生田周二（現鳥取大学教育学部助教授）、江阪正己（現鹿児島女子大学教授）の7名。
- 2) 三重県、四日市市、亀山市、白山町、明和町などの生涯学習推進に関わる事業にグループとしてあるいは個人的に関わってきた。

第1節 北勢地域

1. 北勢地域の概況

北勢地域は、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市と桑名郡（多度町、長島町、木曾岬町）、員弁郡（北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町）、三重郡（菰野町、楠町、朝日町、川越町）、鈴鹿郡（関町）の4市13町から構成される。東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈があり、地域北部を木曾・長良・揖斐のいわゆる木曾三川が流れる。歴史的には、江戸時代の国土幹線であった東海道が桑名から四日市、亀山、関など北勢地域を縦断する形で通り抜け、人々の往来などで大変にぎわった場所でもある。

現在は、国土幹線からはやや遠ざかっているが、名古屋都市圏の影響を強く受け、県内では最も都市化、工業化が進み、活性化されている地域である。従って、四日市市、鈴鹿市を中心に人口も集中しており、他地域に比べ高齢化の進行も遅い。御在所岳や宮妻峽などの美しい自然とともに、長島スパランドや鈴鹿サーキットなどの大型レクリエーション施設があり、県外からも多くの観光客が訪れている。

2. 北勢地域各市町の状況

(1) 四日市市

四日市市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾と自然環境に恵まれ、歴史的にも東海道の宿場とし

て栄えてきた。市制施行は明治30年で、当時は9.65km²の土地に25,326人が住んでいた。その後数度にわたる合併を経て、昭和32年には、当初の20倍にあたる現在の市域197.33km²が形成された。総人口は287,850人で、これは三重県全体の人口の15.6%を占めることになる。貿易港を有する四日市市は、明治期から商工業の町としてその名を知られ、現在も中部経済圏の一翼を担っている。

①生涯学習推進のための組織・体制作り

四日市市では、平成2年3月に四日市市社会教育委員会が「四日市市における生涯学習の現状と課題」と題する報告書を提出している。ここに、生涯学習推進に向けての本格的な取り組みが要請され、それを受ける形で四日市市生涯学習推進検討委員会が同年7月に発足した。同委員会は全体会や部会における審議を繰り返し、2年後の平成4年3月に「四日市市における生涯学習の推進について－生涯学習推進計画基本構想に関する提言－」を提出してその任を終えた。この委員会は、市民各界の代表はもちろんのこと、行政側も市長公室長をはじめ部長級の市職員が委員として加わっていることが大きな特色であり、市の生涯学習推進に向けての姿勢の現れでもある。

報告書の冒頭で、委員長の西ヶ谷悟氏は、その特徴を以下の3点にまとめている。

- 1) 昭和57年に制定した「四日市市市民憲章」を具現化することを目的とし、その達成のため、各項目についてライフステージごとの学習目標を設定したこと。
- 2) 施策を、1) 学習機会の拡充、4) 学習情報提供・学習相談システムの確立、7) 学習の場の整備・充実、5) 生涯学習推進体制の整備の柱に分け、特に推進の拠点施設としての生涯学習センター構想を示したこと。
- 3) 施策を進める上で、1) 全市学習圏、4) ブロック学習圏、7) 地区学習圏の3層構造に学習圏を設定し、それぞれの学習圏における施策のあり方を示したこと。

1) については、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージを5段階に分け、それぞれの発達段階において、市民憲章を具現化するための基本目標と具体的な課題が提示されている。2) についても、四日市市の現状を丹念に分析し、その上で考えうる生涯学習環境の整備についての提言が行われている。3) の学習圏構想は、後述する地区市民センターを各地区の核とし、それらの地域をいくつか集め、拠点学習施設を中心としたブロック学習圏、そしてさらに全市を包括する学習圏を階層的に構造化するものである。四日市市のように広い市域を有し、なおかつ地域ごとに特色をもつようなケースでは意義ある試みと考えられる。

さらに、この提言を受けて、平成4年8月には、市職員を構成員とする「四日市市生涯学習プラン策定会議」（会長は助役）が設置された。同会議は、平成5年に市民意識調査を実施し、四日市市の生涯学習の現状を明らかにした上で、21世紀を展望した四日市市における生涯学習推進のための基本構想と基本計画を市民向けにわかりやすく示した「生涯学習推進計画四日市プラン」を平成6年3月に公表した。これを「生涯学習推進計画・四日市市プラン」推進会議（会長は助役）が引き継いでいる。

②地区市民センター体制

四日市市では、地区市民センター体制を採用し、23の地区に設けられたセンターが、各地区における市民の生涯学習活動の中核的役割を果たしている。各センターの職員体制は、館長、副館長、社会教育（地域社会づくり）指導員からなる。社会教育指導員は、校長経験者など地域活動に関して見識があり、地域から推薦された人物に委嘱している。そして、その職務は、とりわけ子どもや高齢者が住みよい地域社会を作るために活動するとともに、各種団体・グループ等との連絡・調整及び指導・助言、ボランティアの発掘・育成、広報や情報収集活動等々多岐にわたる。

各センターにおける活動は概ね活発である。平成6年度の学級・講座の事業数は1センター当たり年31回にのぼり、延べ参加者数は年間1,164人になる。さらに、サークル活動や団体活動での利用状況を見ると、1センター当たり年1,026サークル（団体）、延べ利用者数20,937人である。中には、年間事業数が1桁の所もあるが、地区市民センターが地区学習圏の核であることは明らかである。事業内容についても、まちづくりに関するもの、福祉や健康に関するもの、親子関係や世代間交流に関するもの、女性や高齢者の問題に関するもの、人権に関するもの等々、実に多様である。

このように、地区市民センターは地域住民の生涯学習の拠点的施設として貢献してきているが、住民の学習活動が活発化するにつれて、学習要求がますます多様化し、地区市民センターだけでは対応しきれず、生徒数減によって生じた学校の余裕教室を地域に開放するなどの方策がとられている。

また、各地区における学習活動は活発であっても、それを統合するような中央公民館の不在が全体のまとまりを欠く原因の一つとなっており、上記の提言中に盛り込まれている生涯学習センターの建設が待望されている。

③生涯学習関連主要施設の概要

四日市市には市だけでなく、北勢地域さらには三重県民の生涯学習の場となりうる施設が少なからず存在する。それらのうちのいくつかについて、施設の概要を紹介する。

1) 博物館 貴重な文化遺産の保存と活用を図り、郷土の歴史や風土、生活環境に関する市民の知識と理解を深め、今後の市民文化の創造に寄与することを目的に、平成5年11月に開館した。常設展示では、地質時代から現代に至るまでの「四日市のあゆみ」をテーマ1～6に分けて展示している。また、特別展・企画展もシンポジウムや講座を交えながら開催し、多くの入場者を得ている。併設のプラネタリウムも園児から大人まで幅広く利用されている。

2) 図書館 現在の図書館は、昭和48年7月に開館した。鉄筋コンクリート造3階建（地下1階）で、蔵書数は約27万5千冊（平成6年度末）にのぼる。1日平均の入館者数は839人である。四日市市出身の作家丹羽文雄氏の記念室もある。

3) 文化会館 文化会館は市制80周年記念事業として着手され、昭和57年8月に開館した。市民文化の普及、振興の拠点施設としての役割を果たすべく、管理・運営は（財）四日市市文化

振興財団に委託している。文化会館にはホール(4)、展示室(3)、会議室(4)、リハーサル室(2)、練習室(3)があり、いずれも利用率は高い。

4) 少年自然の家・青少年野外活動センター 少年自然の家は昭和62年11月、青少年野外活動センターは昭和48年8月にそれぞれ設立された。この施設は、鈴鹿国定公園を背景に、御在所岳等雄大な自然環境に恵まれた地にあり、自然体験学習には絶好の場所である。施設内には研修室や創作室があり、屋外にはキャンプ設備や広場、森が用意されている。例年、利用者数は2万人強であり、そのうち、15～20%は市外からの利用者である。

④まとめ

現在のところ、都市型の生涯学習社会を具現化できる場所は県内では四日市市が最有力候補である。かなり以前から行われている市民大学講座を筆頭に、文化会館、博物館、地区市民センター等での学習活動もたいへん活発であるし、そのレベルも高い。こうした高度の水準を維持するための生涯学習推進は、しかし、それなりの苦労があるようだ。

先に述べたように、学習活動の高度化は多様化をも意味し、個々人の学習要求への対応や講師の人選が難しくなっている。学習圏構想によって、学習の高度化・多様化に対応しようとしているが、全市学習圏と地区学習圏を結ぶブロック学習圏の拠点施設が不足しているように思われる。また、総合大学ではないことによる制約はあるものの、四日市大学との連携を緊密化することも今後の課題である。

推進体制については、推進組織を長期に固定せず、提言や答申が出されるたびにうまく次の組織に切り替えることによって、却って、マンネリ化を防ぎ、実効性のある推進組織が引き継がれる結果となっているようである。ただし、これについても、担当者の話を聞くと、他の市町村でも見られるような、首長部局と教育委員会事務局との連携の難しさがやはり存在するようであるし、かつ広い市域を網羅するような全庁的な取り組みもその徹底が難しいようである。

いずれにしても、四日市市の生涯学習環境はハード・ソフト両面において、周辺自治体にとっては垂涎のものである。将来的には、あさけプラザに象徴されるように、四日市市を中核とする広域学習圏を構想し、構築していくことが北勢地域の生涯学習を大きく前進させることにつながると考えられる。

(2) 亀山市

亀山市は北勢地域の西端に位置し、歴史的には東海道の亀山宿として名を知られ、自然環境にも恵まれている。市内を国道1号線と国道25号線および高速道路の東名阪自動車道、伊勢自動車道が通過し、鉄道もJR関西本線と紀勢本線が走っている。しかし、公共交通機関の便は必ずしもよいとは言えず、1世帯当たりの乗用車保有台数は1.13台(平成5年)と県内13市の中では最も多い。111.03km²の面積に住む人口は39,246人で、昭和60年以降は県平均を上回る勢いで人口が増えている。65歳以上の人口の割合は13.8%であり、県平均や全国平均よりも高い。産業面では、生糸、美術ろうそく、茶などの地場産業が古くから盛んであったが、近年では、非鉄金属、輸送機器などの工業製品が多く、内陸工業都市としての性格を持っている。

①生涯学習推進体制の整備

亀山市は、平成4年に国の「生涯学習モデル市町村事業」に指定された。これを受けて、平成元年より継続してきた生涯学習推進会議を発展的に改組し、以後3年間にわたり、この会議が中心となって生涯学習推進にかかる諸事業が展開されてきた。平成8年3月に、同会議は「亀山市生涯学習基本構想」を提出しており、ここでは、その報告書に基づいて、亀山市の生涯学習の特色を概説する。

亀山市の生涯学習推進のキーワードは「交流」で、自己と他者との交流、地域間の交流、世代間の交流、行政内の交流（連携）、さらには時間を超えた歴史的交流を意識したものである。このキーワードの下に、「自ら求め、ともに学びあって広げるふれあいのネットワーク」という基本理念が設定される。個人個人が主体的な学習に励むとともに、相互理解を通じて市民間のつながりを形成、拡大し、その結果としてのまちの活性化を目指すものである。施策の大綱は、1)学習課題の観点に立つ生涯学習、2)自ら学ぶ学習課題の設定、3)市民の関心を調査した結果を生かす生涯学習、の3点であり、それを受けて、1)市民が、いつでも、どこでも、自主的・自発的に学べる生涯学習、2)人とのつながりをつくり、人生を豊かにしていく生涯学習、3)市民の力で生涯学習共同体づくりが進められる生涯学習、4)市民が主役で、文化の香りの高い生涯学習都市をつくる生涯学習、5)健康で活力ある市民が実現する生涯学習、という推進計画の5本柱が立てられている。具体的な推進計画では、各ライフステージに対応した学習環境の整備、学習施設の整備、学習機会の多様化への対応、学習情報提供、地域学習活動の活性化等が示されている。これらの実現に向けての推進体制は、行政関係者からなる生涯学習推進本部と社会教育委員や関係機関、団体の代表からなる生涯学習推進会議が両輪として機能していくことが提言されている。

②生涯学習関連施設の概要

亀山市の文化施設・福祉施設としては、図書館・歴史博物館・文化会館・青少年研修センター（中央公民館）・地区集会所・亀山児童センター・石水溪キャンプ場・保健センター・勤労文化会館・かめやま美術館（私設）などが挙げられる。このうち、図書館・歴史博物館・青少年研修センターは隣接している。また、歴史博物館は平成6年10月、かめやま美術館は平成6年7月にそれぞれ開館し、人気を博している。図書館の平成6年の入館者数は67,918人、文化会館の一般利用者数は49,482人である。地区集会所は16ヶ所あり、そのうち6ヶ所において公民館活動を行っている。全般的に、これらの施設の利用状況は良好で、利用者数は増加傾向を示し、生涯学習への意欲の高まりと市では評価している。

体育施設としては、スポーツ研修センター・西野運動公園・東野運動公園・亀山テニスコートなどが挙げられる。スポーツ研修センターには、各種武道場の他、会議室や宿泊施設がある。西野運動公園には、体育館・野球場・運動広場・テニスコート・プールがあり、平成6年11月に開設された東野運動公園には、体育館・ソフトボール場・ゲートボール場・運動広場・相撲場がある。しかし、2つの運動公園のうち、前者については中学校生徒の優先利用から、後者に

については新設されて間もないために、いずれも市民の認知度があまり高いとは言えない状況にある。

なお、地区公民館のあり方にかかわって、平成7年11月に社会教育委員会から「公民館とコミュニティのあり方について」と題する提言がなされた。その中で、

- ・地区公民館は中央公民館に統合して、事業内容を整理する。
- ・16の地区コミュニティを公民館類似施設と位置づけ、中央公民館から出前講座などの事業を実施する。
- ・中央公民館に生涯学習推進員を配置し、上記事業の充実を図る。

という方向性が示されている。

③市民の生涯学習の現状

中央公民館主催事業には、高齢者教室・婦人学級・成人大学講座・幼児学級・市民文化講座、地区公民館主催事業には、地区文化講座・地区学級教室がある。このうち、市民文化講座では閉講式の中で学習成果の発表の機会がある他、修了者による文化講座サークル活動が昭和56年度以降展開されている。また、図書館では映画会や自然展など、歴史博物館では博物館講座が開催されている。各種スポーツ教室も行われている。

このような事業への参加を含め、市民の生涯学習活動の現状を平成5年9月に実施された生涯学習市民意識調査結果を見ると、「継続的に学習活動を行っており、今後も学習活動をしていく」とする人は28.0%であった。「現在は学習活動を行っているが、今後はしたくない」とする人は3.3%であり、逆に、「現在は学習活動を行っていないが、今後は行いたい」とする人は16.6%にのぼっている。

次に、市内で活動している主な生涯学習関連団体を挙げると、老人クラブ連合会・婦人会連絡協議会・連合青年団・子ども会育成者連絡協議会・地区コミュニティ・自治会連合会・まちづくり推進会議・青少年育成市民会議等がある。しかし、こうした地域活動に参加したことがあるという人は2割にとどまり、時間不足・情報不足がこのような活動への参加を妨げている。各団体においても、指導者やスタッフの人材確保が困難であることや会員数の停滞・減少、会員の固定化などが活動の沈滞化に結びついているとしている。

ボランティア活動への参加経験者は3割に達する。昭和57年度から婦人ボランティア講座が開講され、託児ボランティア活動につながっている他、童話読み聞かせなどの教育ボランティアも行われている。手づくり絵本教室や親子施設訪問を指導する「亀山絵本と童話の会」のように、積極的にボランティア活動を展開する団体もある。福祉面でも、朗読奉仕、点訳、ケアサービス等のボランティアが活躍している。さらに、生涯学習モデル市町村に指定されたことから、平成4年度には情報ボランティア養成講座、平成6年度には生涯学習学習相談ボランティア養成講座が開講された。情報ボランティアは、やはり平成4年度に創刊された生涯学習情報誌「せせらぎ」の編集をはじめ、各種広報活動をその後に展開している。

④生涯学習フェスティバル

平成4年度から、生涯学習フェスティバルが毎年1月に開催されている。フェスティバルには、生涯学習の名に相応しく、市内の幼稚園・保育園・小中学校・高等学校、社会教育関係団体や民間企業、そして行政各課が参加しており、生涯学習についての啓発や情報提供、作品や舞台での学習成果の発表、バザーや教育講演会などの催しが2日間にわたって繰り広げられる。参加者数も、初年度は1,000人であったが、平成5年度、6年度はどちらも1,200人を数えている。

⑤まとめ

亀山市の場合には、生涯学習モデル市町村に指定されている3年間に、生涯学習推進組織の確立、市民意識調査の実施、生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習情報誌の発行、啓発作文集の発行、ボランティア養成講座の開催等々、たいへん意欲的に取り組んだことは十分に評価されるだろう。しかし、モデル市町村事業が終了した現在こそ、亀山市の真価が問われていると考えられる。モデル市町村時代に蓄積した成果を先細りさせることなく、たとえ推進のテンポは緩まろうとも、着実に前進させていくことが求められている。

(3) 北勢町

北勢町は、三重県の最北端（岐阜県及び滋賀県との県境）に位置し、北東の養老山地と西の鈴鹿山脈に挟まれ、南は員弁川に沿って伊勢平野へと連なる自然環境に恵まれた山紫水明の町で、昭和30年の町村合併により1町3村が合併・編入されてできた町である。中心部の阿下喜地区が標高100m前後で、最高点の鈴鹿山脈・藤原岳が1,141mと町全体が起伏に富み、東西10km南北15.8kmの鍵型の地形をしており、面積88.7km²の70%が森林地域である。人口は平成7年10月1日現在で14,085人である。従来から水利条件に恵まれ、米作中心の農業が盛んに行われ、中心部の阿下喜は商業地区として栄えてきた。昭和40年の県道桑名北勢線の開通に伴って企業誘致も進み、昭和60年以降の工業団地開発も一定の成功を収めた。また、万葉の里のキャッチフレーズが示す如く歴史的文化的資源を有している。

①充実した施設・設備を生かした生涯学習活動

北勢町は、学校・社会教育を通じて「健康で知性豊かな人づくり」をテーマに取り組んでおり、施設等の整備・充実に近年力を注いできた。生涯学習係の担当は社会教育委員会と公民館活動、並びに保健体育活動で、公民館は中央の他、町の東西南北の各小学校にそれぞれ分館を配置し、中央公民館・福祉センターでは、書道、コーラス、アートフラワー、リズム体操、陶芸、着付け、手話、英会話、乗馬、等々、成人教室だけで23を数える多彩な公民館講座が開催されている。また、体育館、グラウンド、テニスコート、武道場、プール等スポーツ施設も揃っており、体育館、グラウンド、武道館については夜間の使用も可能である。さらに、文化振興課の担当になるが、文化の拠点として「町民会館」・「図書館」・「ウッドヘッド三重」・「桐林館」（旧小学校の木造校舎を利用した歴史資料館）などがあり、ここでも生涯学習活動が行われている。すなわち、これらの施設を利用した老人会・子供の諸行事、八幡祭、二之瀬獅子舞などの伝統行事に加え、町民会館におけるコンサートや講演会、ウッドヘッド三重における絵画・書道作品展や各種教室・研修会の開催、図書館における子どものための教室等で

ある。

このように充実した施設を擁する北勢町であるが、中央公民館は福祉センターとして建てられて公民館活動の拠点として使われてきたものだが、近年、社会福祉協議会が入るなど名実ともに福祉センターになりつつあり、独自の中央公民館を持ちたいというのが生涯学習担当者の願いである。加えて、現状では、社会教育主事一人で多岐にわたる関連事業のすべてを行っており、担当職員が少なく十分な企画ができないという悩みをある。また、中学 1、小学 4ある学校の運動施設を活用して住民がより身近のところで健康・運動に携われるようにしたり、体育館等の休館日をできるだけなくす方向にするとともに、日々の利用時間も 9時30分まで延長して住民の利用の便をさらに高めたいと担当者は考えている。

②生涯学習推進組織の設立に向けて

生涯学習推進組織を確立し、基本的方向性を打ち出すことが課題であると教育委員会内、とりわけ担当部局では痛切に感じられているが、全庁的合意はまだとれていない。推進組織は、役職者ばかりを並べて儀礼的ではあるが実質を持ちにくいものは避けて、町民・住民の参画で実質的なものをつくっていきたいと担当者は考えている。しかし、実態は構想づくりで終わりになる（先進と言われる市町村でもそういったところが少なくない）。そうならないためにも、中心となる生涯学習系の専門性・継続性の確保・向上ができる職員配置・養成が求められるところである。前項の終わりに担当者一人で何もかもやらねばならない現状の悩みを指摘したが、こうした人的スタッフの充実が財政事情の厳しい昨今にあっては極めて厳しいものがあるが、教育への投資は行政の本来的活動の一つしかも使命とも言えるものではなかるうか。住民意識調査の実施等も踏まえ、より住民に根ざした多彩な活動を展開しようとしても予算や人的側面で制約を受け、マンネリ化してじり貧の活動を展開することしかないようでは、あまりにも悲しいことである。教育、人づくりは夢が語られる中でこそ、それが現実的展望をもちえてこそ生き生きとし活性化できるのである。

③まとめ

伝統的な社会教育活動（講座・教室）に加え、英会話、ワープロ、リズム体操等の現代的なものもとり入れて住民の多様な学習ニーズに応えようとしている姿勢は高く評価できる。近年万葉の里の整備も進んできたが、こうしたわが町を見直すまたはわが町の持っている資源の再発見をする学習活動なども取り入れていきたいものである。また、公務員としての勤務態勢としてかなりの工夫を求められようが、施設・講座の夜間実施（開館）や休館日をできるだけなくすこと、さらには企画・運営に携わる中核職員の系統的養成・配置なども、他の市町村と共通した悩みであるが、是非実現させて、住民が主人公の生涯学習が盛んに展開される町として北勢町が名実ともに「健康で知性豊かな人づくり」の町に育つことを期待したい。

（4）長島町

長島町は、木曾川を隔てて愛知県及び岐阜県と接する県下最北端の町で、面積33.04km²、人口15,190人である。昭和34年の伊勢湾台風では全町が浸水し死者を多数出した。昭和39年には

長島温泉が開業し、総合レジャーランドとして観光客を多数集めている。また、温泉付住宅団地の造成や名古屋方面通勤者のベッドタウンとしての住宅が増加しつつある。こうして人口が急増し、都会化してきた農村といった様相の町である。また、輪中の郷として知られるように町全域が観光地であり、産業は観光の他、県下に誇る穀倉地帯として米をはじめとする農業、水産養殖、金属工業などの工業が盛んである。

①小さな町に充実した関連施設と充実した職員体制

長島町では、公民館（中央館1、分館2）、図書館、博物館、資料館、文化会館、青少年センター、地区町民センター、体育館・プール（B&G海洋センター）、総合グラウンド、学校施設開放といった、充実した施設において生涯学習活動が展開されている。

公民館では、婦人学級、高齢者教室、成人教室、英会話教室、和太鼓チャレンジ教室、少年教室など生涯各期にわたる多彩な学級・講座を開設し、32講座607人、7教室296人、11サークルが活動している（平成7年度実績）。企画された34講座のうち最小定員である10名に満たず開講されなかったものが華道関係の2講座で、他方、カラオケ2、着付2、教養2の計6講座は定員以上の申込がある状況であった。特に中央公民館は、休館日の月曜を除き、8:30の開館から21:00（水・土のみ）の閉館までほとんど休みなくいずれかの講座かサークルが使っているという状況である。週に二日間とはいえ、こうした夜間の開館にも専任職員を一人残して対応していることに生涯学習への力の入れようが伝わってくる。このことは、少なくとも社会教育については職務内容が専門性と対人的熟練を要求することを考慮して5年以上のサイクルで人事異動を考えるべきだとする課長の考えと相俟って、専門性と継承性のある活動を保障していると思われる（とはいえ個々の職員にはやりがいのあることとはいえ負担増を課しているが）。18年ほど前には2人しかいなかった社会教育担当職員（社会体育、文化振興、青少年健全育成を含む）が施設の充実・活動内容の多様化に伴って現在では6人配置されているという町行政の全体的姿勢も高く評価できる。

図書館の利用も年々僅かながらも伸びて、約4,000人、6750冊の利用が平成7年度実績である。図書館の新築と住民が自慢できる独自性ある町民会館の建設の二つが担当者の願いであるが、どちらも多大な予算を要するため目途が立たない現状であるが、今後の課題として夢を持って取り組んでおられる。

B&G海洋センターの体育館・プールでは、幼児水泳教室、水中エアロビクス、家庭婦人水泳クラブ、少年剣道教室、ジャギー体操教室、インディアカクラブなど14の教室・クラブが開催され、計24,625人が参加した（平成7年度実績）。

河川敷にある約15haの総合グラウンドは平成7年7月以降の半年間だけでも、テニスコートの581件を頭に野球場、運動場、ソフトボール場を含めて計799件の利用があった。

こうした中に民俗資料館である「輪中の郷」が仲間入りし、さらに町民・観光客の学習・体験活動をより豊かなものにしていく。

②社会体育・イベントでの県境を越えた協力体制

長島町は、地の利を生かして岐阜県海津町、愛知県立田村と共催での漕艇クラブというボート教室の開催、親善水泳大会など多彩な催しを開催している。さらには、B&G財団補助の体育館を持つ13町村の交流、名古屋グランパスの伊藤選手を招いての少年サッカー教室などなど。これらの活動ははじめ随所にユニークさと多彩さが見られるが、これも先に述べた人的条件と職員の専門性を大事にした養成・配置の成せる業であろう（社会教育主事講習を重視していることも付言しておきたい）。この分野の仕事内容を企画・準備が8で当日が2と見る準備を重視した活動展開もおさえておきたい。こうして社会教育のプロを養成する姿勢が管理職に見られるので職員は伸び伸びと自由な発想で考えることができる。

③受講生の主体的参加、自主性・自立を大事にした講座・学級運営そして文化振興

以上見てきた行政の姿勢は公民館講座の運営にも表れており、講座内容については受講生が主体的に参加し、自主的、定期的、計画的に運用できるような「自立型学習」を目指している。

また、文化振興の分野では、芸術文化の振興として団体、グループ、サークルの育成、伝統文化の継承、発表の場確保、文化財保護に加え、郷土意識の向上を1項目起こしており、郷土の文化遺産や資料に関する小冊子・パンフレットを体系的かつ実に数多く作成し、配布している。この内容と量には目を見張るものがある。

④三重県とのつながりよりも名古屋とのつながりを見なければならない地域特性

県教委は総合文化センター、生涯学習センターの開館を期に学習ネットワークの構築を考えているが、長島町では、県都津市よりも近くの名古屋、桑名、四日市とのつながりが深く、図書にせよ、文化・芸術イベントにせよ、カルチャーセンターにせよ、そうした大都市での企画・内容を踏まえ、また、そちらの情報を入手することの方が有益であると考えている。実際、住民の動向・生活実態としてもそうであろう。こうした地域特性を踏まえて、公民館活動等の生涯学習活動を計画・立案していかななくてはならない。

⑤まとめ

以上のように多彩なイベントを行っている長島町であるが、関連施設が少ない、あるいは老朽化している、予算が少ない、講座・学級の参加者が固定しているという他市町同様の悩みを抱えている。

ありきたりの学級・講座、カルチャーセンターや趣味に終わらないように文化振興政策をしっかりともって文化意識の昂揚と文化の香り高い町づくりが生涯学習振興の環とみる担当者の卓見が光っていた。期待をもって見守っていきたい。

3. 生涯学習推進状況に関するアンケート調査結果

回答に際し、社会教育課職員が担当した市町は9ヶ所、社会教育文化課が1ヶ所、教育課が2ヶ所、単に教育委員会とされていた所が2ヶ所であった。

【1】生涯学習を推進するために設けられた特別の組織

- あ る：四日市市 四日市市生涯学習推進会議（平成6年8月に設置）
- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
 - ・生涯学習プラン策定会議が平成4年8月に組織され、プランが策定された。
- 鈴鹿市 鈴鹿市生涯学習推進協議会（平成2年に設置）
- ・生涯学習推進方策の策定
- 亀山市 亀山市生涯学習推進会議（平成2年度発足、平成4年に全面的に改組）
- ・生涯学習関係機関の連絡、調整
 - ・生涯学習推進方策の策定
 - ・生涯学習についての啓発
 - ・生涯学習についての調査、研究

な し：桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、藤原町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町

「ある」と回答があったのは3市のみであった。桑名市は平成7年11月に設置されるとのことである。

【2】生涯学習を推進する上で、重要な役割を果たしている施設

- 四日市市：図書館、博物館、資料館、文化会館、福祉センター、青少年センター、市民会館、地区市民センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、公園、小中学校、高等学校、その他公立施設多数
- 桑名市：公民館、図書館、博物館、福祉センター、市民会館、地区市民センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、カルチャーセンター・稽古塾
- 鈴鹿市：公民館、図書館、資料館、文化会館、福祉センター、青少年センター、市民会館、地区市民センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、公園、小中学校、コミュニティセンター、三日市啓発センター
- 亀山市：公民館、図書館、博物館、文化会館、福祉センター、青少年センター、地区市民センター、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、小中学校、高等学校、専修学校
- 多度町：公民館、図書館、福祉センター、体育館、屋外スポーツ場
- 長島町：公民館、図書館、博物館、資料館、文化会館、青少年センター、地区町民センター、屋外スポーツ場
- 木曾岬町：公民館、文化会館、体育館、カルチャーセンター・稽古塾
- 北勢町：公民館、図書館、文化会館、青少年センター
- 藤原町：公民館、図書館、博物館、文化会館、屋外スポーツ場、小中学校
- 菰野町：公民館、資料館、福祉センター、地区町民センター、体育館、公園、小中学校、カルチャーセンター・稽古塾、農村環境改善センター、消防本部、清掃センター、商工発展会館、JA三重四日市農協研修センター

楠町：公民館、福祉センター、体育館、公園

朝日町：公民館、図書館、博物館、資料館、文化会館、福祉センター、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、公園、小中学校

川越町：公民館、図書館、博物館、青少年センター、屋外スポーツ場、小中学校、カルチャーセンター・稽古塾

関町：公民館、町民会館

以上を集約すると、公民館13、図書館10、博物館7、資料館5、文化会館8、福祉センター8、青少年センター6、市民会館4、地区市民センター6、集会所3、体育館9、屋外スポーツ場9、野外キャンプ場5、公園5、小中学校7、高等学校2、カルチャーセンター・稽古塾4、その他3である。

回答が最も多かったのは公民館であり、地区市民センター制をとっている四日市市を除くすべての市町から回答が寄せられた。その他に、図書館、体育館、屋外スポーツ場、文化会館、福祉センターも比較的回答が多く、この地域の生涯学習推進に関わる施設の豊富さが表れている。その他の施設について回答があったのは、鈴鹿市、亀山市、菰野町であり、とりわけ菰野町では、農村環境改善センター、消防本部等、多様な施設を生涯学習関連施設と位置づけている点が注目に値する。

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

- (1) 生涯各期にわたって学習プログラムを揃え、学習機会を増やす
多度町、長島町、木曾岬町、楠町、関町
- (2) 生涯学習関連施設をさらに整備していく
四日市市、鈴鹿市、亀山市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、藤原町、菰野町、楠町、朝日町
- (3) 生涯学習推進組織を確立し、基本的方向性を検討する
桑名市、亀山市、北勢町、菰野町
- (4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意する
回答なし
- (5) 高齢者が多いので、高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意する
鈴鹿市、長島町
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携させていく
木曾岬町、楠町
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発を行う
亀山市、関町
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化する
鈴鹿市、藤原町、楠町
- (9) 生涯学習の観点から他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進する

四日市市、桑名市、多度町、長島町、北勢町、菰野町、朝日町

- (10)住民の実情にあわせ、施設の利用時間を弾力化したり、テーマに応じて主たる受講生が受講しやすい時間に講座を開講する

桑名市、多度町、長島町、北勢町、藤原町

- (11)住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉え、それに対応したプログラムを用意する

桑名市、鈴鹿市、木曾岬町、北勢町、朝日町

- (12)新住民と旧住民の交流を促進するようなプログラムを用意する

回答なし

- (13)家庭教育を充実させる

鈴鹿市、楠町、朝日町

- (14)世代間交流を促進するようなプログラムを用意する

回答なし

- (15)学習情報提供を充実させる

四日市市、桑名市、亀山市、藤原町、菰野町、朝日町、関町

- (16)学習相談事業を充実させる

四日市市、関町

- (17)指導者の発掘、育成を図る

四日市市、亀山市、多度町、木曾岬町、藤原町、菰野町

- (18)その他（具体的に）

回答なし

- (19)特に重点をおいていることはない

川越町

川越町を除く13市町は、生涯学習推進に当たって重点をおいていることがあるということであった。中でも、「生涯学習関連施設をさらに整備していく」は11市町があげており、先に見た現状の施設だけではまだ不十分と認識していることがわかる。次いで多いのは、「生涯学習の観点から他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進する」と「学習情報提供を充実させる」の7市町であり、行政サイドの推進体制を整えることと、市町民への情報提供体制の充実が緊急の課題と見なされている。その他、学習プログラムの多様化や指導者の発掘、育成などが重点施策と考えられている。

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

- (1)生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している

亀山市、長島町、藤原町、菰野町

- (2)講座や学級を開設しても参加者が少ない

多度町、藤原町、関町

- (3)講座や学級への参加者が固定化している

- 桑名市、鈴鹿市、多度町、長島町、木曾岬町、朝日町、川越町、関町
- (4) 適当な指導者を見つけることが困難である
四日市市
 - (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
多度町、木曾岬町、北勢町、菰野町、楠町、川越町
 - (6) 生涯学習推進についての全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担となっている
四日市市、亀山市
 - (7) 地域の過疎化が進行している
回答なし
 - (8) 地域住民が高齢化し、学習プログラムに偏りが生じている
鈴鹿市
 - (9) 地域住民が急増し、多様化する学習要求に応えていくのが難しくなっている
回答なし
 - (10) 県が実施する研修会等に出席したくとも、遠方で実施されるために、旅費や時間的な制約が著しい
藤原町
 - (11) 生涯学習推進のための予算が少ない
鈴鹿市、亀山市、長島町、楠町
 - (12) 生涯学習推進のための基本的な方向性がまだ定まっていない
桑名市、木曾岬町、北勢町、菰野町、川越町
 - (13) 集落が分散し、かつ交通網が整備されていないために、全市（町村）的な取り組みが困難である
北勢町
 - (14) その他（具体的に）
四日市市：地域住民の多様化する学習ニーズに対応しきれない
 - (15) 障害あるいは問題になっていることは特になし
回答なし

8市町が「講座や学級への参加者が固定化している」と回答している。この問題は、北勢地域に限ったことではなく、受講生の固定化傾向が生涯学習推進上の障害であるという認識が、一般的に行政側に強い。一方では、「講座や学級を開設しても参加者が少ない」（3町）という悩みもある。また、「担当職員が少なく、十分な企画ができない」は6町であり、「やりたいたいことができない」でいる担当職員の苦悩がうかがわれる。その他、予算不足や施設の老朽化の問題が挙げられている。

【5】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

- (1) 公民館の新築、改修
桑名市、鈴鹿市、北勢町、楠町、関町
- (2) 図書館の新築、改修
多度町、長島町、菰野町、朝日町（博物館との複合施設）
- (3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名
桑名市：桑名市総合運動公園
菰野町：テニスコート
- (4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名
木曾岬町：文化会館
菰野町：青年会館
- (5) 生涯学習推進組織の設置→予定される時期
菰野町：平成7年12月
- (6) 生涯学習指導者バンク
菰野町
- (7) 生涯学習情報誌の創刊
回答なし
- (8) 学習相談窓口の開設
楠町
- (9) 他部局との連携による事業→事業名
回答なし
- (10) 民間企業との連携→具体的に
回答なし
- (11) 施設の利用時間の延長、弾力化
木曾岬町、北勢町、楠町
- (12) 学習ネットワークの構築
鈴鹿市、長島町、北勢町
- (13) 住民意識調査の実施
北勢町、関町
- (14) 答申、建議、意見具申→予定される時期と名称（仮称可）
亀山市：亀山市生涯学習基本構想（平成8年3月予定）
- (15) 生涯学習課（係）の設置
北勢町
- (16) その他（具体的に）
回答なし
- (17) 予定されていることは特になし

四日市市、藤原町、川越町

「公民館の新築、改修」や「図書館の新築、改修」など施設面の整備が多く挙げられている。それ以外では、「施設の利用時間の延長、弾力化」「学習ネットワークの構築」にそれぞれ3（市）町、「住民意識調査の実施」に2町から回答が寄せられた。「予定されていることは特にない」とするのは3市町である。

【6】生涯学習推進について日頃からお考えのこと（回答原文のまま）

桑名市：生涯学習計画推進のための庁内プロジェクトチームを本年の11月に設立することが決まっており、今後、推進計画の作成の準備に入る予定です。

鈴鹿市：鈴鹿市における生涯学習推進の方向は示すことができたが、それをどのように実現していくかが課題として残っている。具体的には次のようなことである。

- ・各公民館を統合するセンター館を拠点とした生涯学習の推進
- ・婦人会、青年団等衰退化傾向にある社会教育関係団体の育成
- ・生涯学習を推進するにあたり、全庁的な見通しがきく組織の構築
- ・インターネットおよびマルチメディアに対応した情報の収集と提供

亀山市：県の生涯学習センターが県の生涯学習の中核的存在として位置付けられ、その機能（コントロールタワーとして）を果たすことを希望します。中でも、1）生涯学習関連資料の収集とそのデータベース化、2）1）の資料提供サービス、を早急に望みます。

多度町：現在、図書館を建設中で、生涯学習情報を三重ネットで結びますが、今後、県内の図書館をオンラインすることにより、住民への情報サービスができたらと思っています。

長島町：カルチャーセンターにならないように生涯学習活動が重要となっている。また、北勢地区はもとより、文化振興政策が多いため、文化意識の高揚と文化の香り高い町づくりに努めてゆく必要があると考えられます。

菰野町：生涯学習の基本構想を持ってそれにもとづいた計画・企画・運営がなされなければ、人員、予算の確保もできないし、生涯学習の主役となる地域住民のニーズを把握し、学習機会や講師等、地域の協力を得て活動していかねばならないと考えるので、先進的に活動している市・町を手本として推進がはかれるよう努力していきたいと思っている。

第2節 中勢地域

1. 中勢地域の概況

中勢地域は、津市、久居市、安芸郡（河芸町、芸濃町、安濃町、美里村）、一志郡（一志町、白山町、嬉野町、香良洲町、三雲町、美杉村）の2市8町2村から構成される。沿岸部では漁

業、山間部では林業が盛んである。さらに、県都津市を抱え、この地域は三重県の行政上の中枢部にあたるのだが、名古屋や大阪という大都市と結びついている北勢地域や伊賀・上野地域、観光資源に恵まれた南勢地域などと比べ、決して活気に富むとは言えず、むしろそのような目立った特色がないことが中勢地域の特徴でもある。教育・文化面では、津市内だけで4つの大学・短大のほか、県立美術館や総合文化センターが存在するなど、特筆することは多い。

2. 中勢地域各市町村の状況

(1) 津市

江戸時代には藤堂家32万石の城下町として、また参宮街道の宿場町として栄え、明治22年には全国30市とともに初の市制が施行された。以来、県都として、三重県の文化、政治経済の中心的役割を果たしてきた。昭和20年の空襲で大きな被害を受けたが、戦後の復興の中で、都市機能の整備が着々と進み、現在も「活力ある文化の香り豊かな県都」を目指したまちづくりが行われている。面積は101.86km²で、四日市市、鈴鹿市に次いで県内3番目の人口162,274人を有する。

①社会教育努力目標とその概要

7点に集約されている平成8年度の「津市社会教育努力目標」について、その概略を以下に紹介する。

7) 青少年健全育成の推進について市民意識の高揚を図り、育成事業及び非行防止活動の充実に努める

青少年の非行数は減少傾向にあるものの、非行の低年齢化、広域化、初発非行や女子非行の増加、集団化、粗暴化などの憂慮すべき状況が現れているという認識のもとで、青少年の健全育成に向けて、世代間の連帯と市民意識の高揚の重要性を訴えている。家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の有機的な連携を深めることで、非行、いじめ、不登校などの問題に対し、様々な活動を実践していくとしている。

4) 民館活動の拡充を図り、市民の学習活動への参加を促し、生涯学習の推進に努める

年間27万人の市民が公民館を利用している現状から、公民館をきわめて重要な生涯学習施設と位置づけ、市民各層の学習ニーズに応えるような事業展開が目指されている。その際、中央公民館は全市的な立場からの講座・学級運営を行うとともに、学習成果がボランティア活動につながるような講座や国際理解、健康管理等今日的課題を取り上げ、地区公民館は地域特性に応じた講座を開催し、地域の活性化を目指すとし、両者の役割分担を明確化している。また、津市の公民館活動の特色の一つである「動く公民館事業」の充実に触れている。

4) 社会教育関係団体の育成を図るとともに、生涯学習の振興に努める

地域社会における人間関係の希薄化が懸念される現代において、社会教育関係団体にかかる期待は大きい。その団体活動の活性化のために、指導者層の資質向上と後継者育成の重要性を

指摘し、かつ小規模な団体・グループ育成の必要性を認めている。また、大学等の高等教育機関との連携や三重県生涯学習センターの有効活用によって市民の高度な学習要求に応えようとしている。

イ)文化財の調査・収集・保存及び芸術文化等の充実を図り、地域文化の振興に努める

第4次津市総合計画で掲げられた「豊かな文化を育み21世紀に躍動する美しい県都」を実現するために、津リージョンプラザや三重県総合文化センターを拠点に盛んとなってきた文化活動をさらに活性化しようというものである。また、津市の文化・伝統等を理解することが未来の文化創造の基底であるという立場から、文化財の調査・収集・保存・顕彰を通じて、市民の文化財愛護精神の啓発が目指されている。

ロ)親しみやすく魅力ある図書館サービスの拡充に努める

生涯学習の中核的施設である図書館は、その役割を十分に果たすべく、利用者の多様な要求に迅速に対応できるように、レファレンスや県立図書館をはじめとする他の図書館とのネットワーク化などサービス体制の充実を努めるとしている。同時に、おはなし会、親子映像鑑賞会、講演会、講習会などを通じて市民に親しまれる図書館が志向されている。また、遠方の市民のための移動図書館による巡回サービスの充実も示されている。

ハ)人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に努める

これまでの取り組みにより、一定の成果は見られるものの、偏見や差別意識は依然根強いものがある。津市は、平成5年3月に人権尊重都市宣言をしているが、差別の解消のために、あらゆる社会教育活動の場において、啓発活動を推進していく必要性が説かれている。

ニ)生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実に努める

スポーツによる体力づくりや健康づくりへの関心が高まっている。生涯スポーツ振興に向けて、市民がそれぞれのライフスタイルに適したスポーツが展開できるように、ニュー（軽）スポーツを含めた各種スポーツ教室の開催や、スポーツ事業に関する情報提供、広報活動の充実、さらには指導員の育成が目指されている。同時に、競技スポーツについても、各種大会やスポーツ教室の開催、専門指導員の養成・確保などによる競技力向上のための支援を図るとしている。

②生涯学習推進の状況

昭和63年11月に、津市生涯学習推進研究会が設置され、「津市における生涯学習のあり方とその基本的方策について」検討を行い、平成2年4月には、津市の総合的な生涯学習推進を期し、全庁的な調整機関として津市生涯学習推進連絡会議が設置された。そして、平成2年11月に「生涯学習に関する市民意識調査」を実施し、翌平成3年3月に「津市生涯学習推進基本構想」を策定した。

その中で、生涯学習は「自己実現のため」そして「社会の変化に対応する」ために必要であるとし、生涯学習推進体制の整備、家庭・学校・社会教育の充実、学習情報の収集と提供、学習機会の拡充と提供、生涯学習関連施設の整備・充実と地域活動の活性化を重要課題として提

示している。

さらに、生涯学習推進連絡会議に対する市民や団体からの意見・提言機関として、津市生涯学習懇話会が平成5年2月に設置されている。両者が策定した「津市における生涯学習推進の方策」は、先の基本構想に沿って、より具体的な推進方策を示したものである。

社会教育関係団体の活動に目を転じると、婦人会は指導者研修会や高虎楽座、津まつりへの参加などたいへんに活発な動きをしている。PTAにあっても、研修会や学習会の開催をはじめ、親子ふれあい行事（小学校部）や体育大会（中学校部）などが行われている。

この他、生涯学習啓発紙「マナビ通信」の発行（年1回）、「津のまち“ときめき”ゼミナール」の開催（全12回）、「地域再発見講座」の開催（全6回）、生涯学習リーダーバンクの登録、学習グループの登録、「生涯学習情報提供システム」への情報提供などの取り組みが行政によって行われている。

③生涯学習関連施設とその概要

津市の主な生涯学習関連施設としては、公民館、リージョンプラザ（図書館・お城ホール・保健センター）、それに体育館をはじめとする各種運動施設が挙げられる。そのうち、公民館と図書館について、平成8年度の事業内容の概略を述べる。

公民館活動のうち、平成8年度中に開設された講座数は388講座にのぼる。内訳は、学級34、教室171、グループ90、サークル28、乳幼児母親学級2、家庭教育学級56、夏休み親子教室7である。移動公民館のつつじ号の利用者は、春と秋の郷土教室426人、夏休み親子教室421人、親子教室46人、中学生郷土教室19人、市政教室1,400人である。また、10月下旬から11月下旬にかけて行われる市民文化祭への参加者は、学習作品展と学習発表会を合わせて10,437人を数えた。中央公民館及び地区公民館における事業内容は5つの項目に分類される。まず、「学級・教室等講座の充実」としては、ライフステージに対応した様々な講座（寿大学など）、ボランティア活動につながる講座（手話入門など）、教養や趣味に関する講座（暮らしのセミナー、陶芸など）、家庭教育学級や親子教室などが開設された。「自発的な学習活動の支援」としては、学習団体の育成、学習情報の提供、学習相談、作品展・学習発表会の開催などが行われた。「動く公民館事業の充実」としては、郷土教室、親子教室、市政教室などが開催された。「広報活動の充実」としては、市政だよりなどの広報活動の充実が目指された。さらに、「施設設備の整備」も実施された。

平成8年12月末までの図書館における図書の貸し出し冊数は434,126冊で、これには移動図書館の29,330冊も含まれている。視聴覚資料の貸し出し点数は4,509点であり、AVラウンジ利用者数も7,239人に達する。図書館では、図書や資料の充実を図るとともに、それらの利用促進を図るために様々なサービスの向上に努力している。また、先に述べた図書館ネットワークの推進や「市政だより」「図書館だより」等による広報活動の充実も目指している。

④まとめ

平成6年10月7日に開館した三重県総合文化センターは、もちろん県民全体を対象にした生涯

学習施設であるが、地元津市民が被る恩恵は多大なものがある。大・中・小のホールを有する文化会館では多彩な文化的行事が行われ、生涯学習センター内にある県立図書館を利用する人も多い。さらに、生涯学習センターには放送大学の地区学習センターが併設されており、地域住民の高度な学習要求にも十分に応えている。しかし、ひとつにはこのような恵まれた環境下にあるがために、津市独自の生涯学習推進体制がまだ十分に確立されているとは言い難い。津リージョンプラザが建設されて以後、生涯学習にかかわる市立の施設の整備に目立ったものはなく、ソフト面での整備にも大きな前進は認められない。今後、生涯学習推進懇話会が一層のリーダーシップを発揮し、施策面に反映するような提言が期待される。

同時に、アンケート調査の回答にもあるように、社会教育課から公民館、図書館、文化課が独立したことで、それぞれ独自の事業展開ができるようになった反面、相互の連携をこれまで以上に緊密にしないと、津市の生涯学習推進にまとまりを欠くことが懸念される場所である。

また、当地域問題総合調査研究室を有する三重短期大学が、津市における生涯学習推進に果たしてきた役割を看過することはできない。昭和27年の開学以来一貫して、地域住民のための高等教育機関として、その役割を果たしてきた。近年は、科目等履修生制度（かつての聴講生制度）や公開講座などを通じて、地域に開かれた短期大学として、本科生以外の人々に勉学の機会を提供してきている。人口20万人に満たない地方都市がこれだけの規模の高等教育機関を40年以上にわたって保持していることは、津市が教育の重要性を古くから認識していることの証左であり、今後も、三重短期大学が津市における生涯学習社会の実現に向けて果たす役割は決して軽いものではない。

（2）芸濃町

芸濃町は旧伊勢別街道の宿場であった棕本を中心に、明、安西、雲林院、河内の5ヶ村が合併して、昭和31年9月に誕生した。県内の主要な3国道を結ぶ津関線が縦走し、伊勢自動車道の起点も芸濃町にあるなど、県内の陸上交通の要衝とも言える。自然環境にも恵まれ、安濃ダムの完成によってできた錫杖湖により、観光にも力が入れられるようになった。面積は64.57km²であるが、その約半分を田畑、残りを山林が占めている。総人口は8,967人である。

①社会教育基本方針と施策

「平成8年度社会教育方針と施策」の中で示されている努力目標と具体的方策について、その概略を述べる。

ア) 公民館活動を充実し、生涯学習の推進を図る

生涯学習の立場から公民館活動をとらえ、施設の整備や職員の積極的な配置、各種生涯学習事業の充実などが努力目標として示されている。同時に、中央公民館と地区公民館の連携を深めるとともに、各地域の特性を生かした事業展開の必要性を認め、「自ら学び、実践し、集いあう公民館」が目指されている。

具体的には、青年、婦人、高齢者が生きがいのある生活を確立するための学習の場として、寿大学、中央女性講座、家庭教育学級をはじめとする公民館学級、書道や俳句、陶芸などの教

室・講座を開くとともに、学習成果の発表の場としての文化展覧会、芸能発表会が予定されている。

イ) 青少年健全育成にかかわる育成体制の整備と活動の充実を図る

青少年を取り巻く環境が必ずしも青少年の心身の成長に好ましい影響を与えていない現状を踏まえ、青少年健全育成へ向けての町民全体の自覚を求めるとともに、住民と行政が一体となった取り組みの必要性が指摘され、青少年育成関係団体の連携と活動の推進を図るなど、町民ぐるみの体制づくりが求められている。

ロ) 社会教育団体の育成を図る

社会教育関係団体の育成を図ることによって、地域の連帯感を増し、社会教育を振興することを目指している。そのために、指導者育成事業、団体発展活動の援助、後継者の育成事業等の積極的な推進に努めるとしている。

ハ) 社会同和教育の推進を図る

人権意識を高揚し、一切の差別をなくすための教育活動の展開が目指されている。具体的には、指導者研修会の実施、成人講座や学級での同和教育の充実、町民への啓発活動の推進、関係団体の育成援助、教育集会所事業の推進である。各教育集会所では、同和問題啓発研修会、小中学生の学習教室、書道や華道などの生活文化講座などが開設される。

ニ) 文化財を保護し、町民文化の向上を図る

町民の芸術文化活動の重要度が増しているという認識のもとで、町は文化振興基金を創設し、芸濃町文化教会の活動を積極的に支援するとしている。ちなみに、平成8年度に文化協会に加盟している団体は16団体であり、会員数は575名である。また、町内に存在する文化財や文化遺産の保護とともに、検討課題として資料館の整備が挙げられている。

ホ) 社会教育施設設備の充実活用に努める

平成8年9月に完成した芸濃町総合文化センター（コスモゾーン）を中心に、町内の社会教育施設・設備の充実と利用促進を目指している。

社会体育についても、「体育、スポーツ活動の日常化」「スポーツ指導者の養成と資質の向上」「スポーツ諸団体の育成と組織の充実」が具体的方策として示されている。

②生涯学習推進の現状

アンケート調査の回答では、現在生涯学習を推進するための特別な組織はないとのことであるが、平成5年に三重県の生涯学習モデル市町村事業の指定を受けた時点で、生涯学習のまちづくりが開始され、推進本部として芸濃町生涯学習推進会議が設立された。その設置要綱によると、会議は、

- 1) 生涯学習基本方針の策定に関する事
- 2) 生涯学習事業の現状と問題点の調査研究に関する事
- 3) 生涯学習関係施設・団体・機関の連絡調整に関する事
- 4) 生涯学習に関する町民の啓発活動に関する事

5)生涯学習推進体制の整備に関すること

6)その他生涯学習に関すること

を研究協議するとされている。会議では、まず町民の生涯学習に関する意識調査を平成5年9月に実施し、町民の生涯学習に対する現状と課題を把握した後、「社会教育基本方針と施策についての再検討」「芸濃町文化協会の組織の強化と充実」「社会同和教育の啓発事業の推進」の3つを柱とする生涯学習推進のための提言をまとめている。町民意識調査によれば、過去1年間に学習や文化・スポーツ活動をしたことがあると答えた人は約半数であるが、生涯学習の必要性については、8割以上の人が必要であると認識している。しかし、この推進会議は現在は活動をしていないとのことで、上記回答に結びついたものと考えられる。

教育委員会では、幼稚園から中学校に至るまでの学校教育についても、生涯学習の考え方を基底としており、とりわけ町内にある4つの幼稚園では、家庭教育との連携を密接にするべく配慮している。しかし、成人町民の学習活動については、高齢者の寿大学への参加は多く見られるが、中年期までの町民の学級・講座への参加が少なく、かつ、参加者の固定化傾向があると社会教育担当職員は考えている。

文化協会や体育協会にあっては、昔から行き来のあった亀山市や関町との交流が多く、その他には安濃町や河芸町との交流も比較的多い。また、平成8年に「カシオペアの会」が設置された。これには亀山市、芸濃町、伊賀町、関町、土山町（滋賀県）の5市町が参加しており、市・町長を中核に据えて、毎年テーマを決めて活動していくとのことである。今年は、初めての事業として、「道」をテーマに若者漫画コンクールが開催されることになっており、ヒアリング調査時点の9月には全国的に募集をしているところであった。

③生涯学習関連施設

主な生涯学習関連施設には、町福祉センター、町体育センター、雲林院福祉会館、生涯学習センター等がある。町福祉センターは中央公民館活動や文化協会の団体・サークル活動あるいは文化祭などに利用されている。雲林院福祉会館では社会同和教育研修会やその関連行事が行われている。生涯学習センター「錫杖湖水荘」には宿泊施設の他に多目的ホールがあり、会議や研修に利用されている。また、すぐ近くにはテニスコートやプールもある「ふれあい公園」、手作りの工芸体験や研修施設もある「落合の郷」があり、町民はもとより町外からも利用者が多い。学校施設も重要な生涯学習施設であり、体育館の開放を促進することで、町民のスポーツを中心にした活動に寄与している。

町制40周年を記念して建設されたのが、上述の芸濃町総合文化センターである。この施設は、多目的ホール・図書館・アリーナ・剣道場の4つの機能をあわせ持っている。多目的ホールは延べ面積約2,600㎡であり、可動式430席を持つ。図書館の面積は約1,000㎡であり、児童書を中心に3ヶ年計画で4万冊程度を予定している。また、図書館の中に資料室を作り、旧資料館の資料が収容されることになっている。なお、児童書に重点を置く方針を採用しているのは、安濃町など近隣の町村立図書館との連携を志向しているためである。アリーナは約3,600㎡の広さ

を有し、バスケットコート、バレーコートがそれぞれ2面採れるようになっている。剣道場は約1,600㎡あり、武道のみならず多目的な利用が可能である。このセンターは生涯学習の発信基地でもあり、町民がスローガンとして掲げる「豊かな人間性を高める明日の町づくり」を目指して、大きく飛躍することが期待される。

④まとめ

豊かな自然とともに、古い宿場町としての面影も残す芸濃町ではあるが、生涯学習推進という点からは、従来あまり目立った特徴はなかった。しかし、総合文化センターが完成したことで様相が転じ、近隣市町村からも注目をされることになるであろう。それでも、本格的な生涯学習推進のためには、推進会議の再開とその活動の実質化が緊急課題であると思われる。中心部にある総合文化センターや福祉センターと、錫杖湖畔にある生涯学習センターを両輪としながら、近隣市町村との連携による広域学習圏を構築することも十分に可能であると考えられるし、「カシオペアの会」にその萌芽を見ることができる。また、スポーツイベントについては、民間企業との連携を行っているということであり、この連携が他の活動領域にまで広がっていくことも期待される。

(3) 河芸町

河芸町は、昭和29年に豊津村、上野村、黒田村の3村の合併によって誕生した。伊勢平野の中央部に位置し、北は鈴鹿市、南は津市という県内2主要都市に隣接するため、両市へ通勤、通学する住民が多い。北西部の丘陵地から伊勢湾に向かって、中ノ川、田中川、横川の3水系に支えられた肥沃な水田地帯が広がっている。町の面積18.79k㎡のうちの約3割を田が占めており、宅地は1割強にすぎない。総人口は16,776人で、その52%が第三次産業、44%が第二次産業に従事している。

①生涯学習の町宣言

河芸町は、「私たち河芸町民は、心身共に健康で豊かな人間性を養い、自己啓発や生活の向上をめざして、ゆとりと生きがいのある人生を送るため、生涯にわたり各時期に応じた学習を続けることにより、生涯学習社会の実現に努めることを宣言する」（昭和63年7月28日）という「生涯学習の町宣言」を行っており、爾来県内における生涯学習推進の先進地としての地位を保ち続けている。平成元年には、河芸町生涯学習推進協議会が設置され、生涯学習についての啓発、調査、研究の他、町政全般にわたっての意見具申を行っている。

第4次河芸町総合計画「ニューチェリープラン」においても、当然ながら、生涯学習推進は重点施策とされている。生涯学習推進会議を中心に、乳児から高齢者に至るまでの人々が、発達段階に合わせて、多様な領域における学習を行うことが目指されている。そして、そのためには、すべての発達段階において、家庭教育、学校教育、社会教育が効果的に連携していくことの重要性も指摘されている。

個々に見ると、生涯学習の推進は「生涯学習体制の整備」「生涯教育活動の推進」「文化活動の推進と国際理解」という3つの柱からなる。生涯学習体制の整備では、推進組織の確立や

公民館・図書館等の施設の整備・充実、指導者養成と発掘、等々ハード・ソフト両面での生涯学習環境の整備がうたわれている。生涯教育活動の推進では、町民憲章の実践の他、生涯各時期における教育の充実、地域活動の推進等が挙げられている。文化活動の推進と国際理解においては、芸術文化振興、文化財保護と保存、国際交流・交歓がその内容である。

②生涯学習関連施設

河芸町の生涯学習関連施設の多くは「町民の森総合センター」に集中している。施設を拠点化していることがこの町の生涯学習推進の特色であり、町域がそれほど広くないことがその背景にあると言えるだろう。さらに、このセンターの庶務は生涯学習課の担当であるが、組織図上では町長の直轄であることも特徴で、町長が生涯学習推進にかける熱意の現れと見ることができよう。センターに配置されている職員は、社会教育担当職員10名、図書館職員4名である。

町民の森総合センターにある施設を列挙すると、中央公民館・福祉センター・体育センター・総合運動場・テニスコート・プール・図書館・創造館・保健センター・多目的グラウンドである。これらは様々な形での補助を受けながら、昭和52年建設の体育センターから本年建設の多目的グラウンドまで、長年をかけて順次整備されてきたものである。また、豊かな自然を活かし、丘陵には本城山青少年公園と千里ヶ丘自然公園、海岸には豊津海浜公園がある。地区公民館は5館あり、そのうち千里ヶ丘公民館と上野公民館は独立館である。

③平成8年度生涯学習課事業の概要

1) 公民館活動：中央公民館では、4つの学級（家庭教育、女性教室、男性教室、福寿大学）と15の講座が開設されている。家庭教育学級は各地区で行われ、195名が受講している。高齢者を対象にした福寿大学の受講生は50名である。講座では、「やさしい花づくり」「レクトリム」「河芸の今を見る」「英会話」などに受講生が集まっている。他市町村同様に、受講生の固定化傾向が見られるが、単年度方式を採用し、講座終了後は自主的サークル活動へ移行することを町では推奨しており、スムーズな移行ができるように、学級・講座の運営は当初より受講生の自主性に任されている。一部の講座は土・日曜日に開設することで受講生の増加を図っている。平成8年度に登録されている自主サークル及び自主活動団体は45団体であり、会員数は延998名にのぼる。加えて、大学の先生を講師に招聘する5つの特別講座や非核平和展の開催も特筆事項である。

2) 図書館活動：図書館の蔵書数は、平成8年度中に約76,000冊近くになる予定である。利用者に対する配慮としては、サービスの拡大・充実の観点から、年末年始を除く土・日曜日の完全開館が実施されている。常設・特別展の実施、各種教室・講座の開催により、町民が気軽に利用できる身近な生涯学習施設として、図書館は重要な役割を果たしている。図書館ボランティアの育成も積極的に行われている。また、河芸町に関連する書籍や資料を集めた「ふるさと河芸コーナー」の開設、ニューメディアの活用、県内の他の図書館との交流も予定されている。

3) 文化振興：伝承文化の継承・保存とともに新しい文化の創造を目指して、様々な芸術文化行事が行われている。現在、河芸町文化協会に加盟している団体は10部会45団体である。文化

講演会では、各界の著名人（例、平成8年度はジェームス三木氏、橋幸夫氏）を毎年1、2名、スポーツ講演会では、やはり有名な元スポーツ選手（例、平成7年度は渡部絵美氏）を1名ずつ招いている。さらに、ファミリーコンサートでは、やはり著名なミュージシャン（例、平成8年度はイルカ）が登場している。この他、なつメロコンサート、クラシックコンサート、児童劇、映画会も開催され、いずれも一流の歌手、楽団、劇団そして映画の鑑賞の機会を町民に与えている。また、5ヶ年計画で「万葉の森」の整備も行われている。

4)河芸町史編さん：町史編さん事業は、平成6年にスタートした。町の歴史的経緯や文化遺産等を調査・研究し保存することと、今後の町の発展に資することを目的とし、町史編さん会議では町民の意向を広く取り入れている。町民にアピールするために、歴史フォーラムも開催される。

5)青少年・女性問題：健全な青少年育成と男女共生社会の実現を目指したものであり、家庭教育学級、講演会、研修会等の実施や青少年育成のための団体活動の実施、リーダー養成が行われる。

6)生涯スポーツ：町民の体力向上・健康増進とともに地域のコミュニティづくりを図ることが生涯スポーツ振興の目的である。このために、昭和58年には地域におけるスポーツ活動を推進するために、21の自治会から男女各1名ずつのスポーツ推進委員42名が選任された。また、各小学校区毎に地区体育振興会の組織もこの時に結成されている。具体的な事業としては、教育委員会主催のものは町民体育祭、河芸ウォークラリー、スキー教室など、13の加盟団体からなる体育協会主催のものは各種スポーツ教室、審判講習会、あるいは町民マラソン大会や各種の競技大会がある。スポーツ少年団事業も盛んである。このような状況に伴い、小学校の運動場や体育館の開放も積極的に行われている。

④まとめ

河芸町がこのように生涯学習推進に力を入れ、ハード・ソフト両面において整備されてきているのは、町長の姿勢によるところがきわめて大きい。町長の教育にかける情熱は並々ならぬものがあるらしく、それは町民にも十分に浸透してきているようである。ただ、社会教育関係予算の推移を見ると、平成6年度から平成8年度にかけて、町予算総額の中で教育予算総額の占める割合が19.3%から12.7%へとはっきりと小さくなり、額面でもマイナスとなっている。景気後退の影がここにも落とされているわけであるが、社会全体のこのような厳しい状況の中で、河芸町がどのように生涯学習推進を遂行していくかは、他の市町村も注目するところであろう。生涯学習推進の看板を掲げる河芸町の真価が問われている。

(4)白山町

白山町は昭和30年家城町と川口、大三、倭、八ツ山の4ヶ村が合併して発足した。西北部一帯は広大な林地で豊かな森林資源を蔵する農山村である。雲出川中流に位置し、「家城ライン」は景勝として観光名所にもなっている。室生・赤目・青山国定公園があり、平成3年には猪ノ倉温泉「しらさぎ園」も開設されるなど、自然を生かした観光の町でもある。面積111.86km²、

人口14,531人（平成7年10月1日現在）である。町行政は、健康で活力に満ちた町づくりを基本方針に産業の振興のため、農林業生産基盤の整備を推進し、就労の場確保対策として積極的な企業誘致を図るとともに、町づくりと人づくりは密接重要と考え、児童教育とともに生涯教育につながる学校教育、社会教育、家庭教育及び社会体育の振興に努め、健康で潤いと思いやりのある福祉の町づくりを進めようとしている。

①社会教育・生涯学習の振興・活性化をめざして

白山町は、広大な町域を抱え、農山村から第二種兼業農家や勤め人主体の町へと構造が変化し、高齢化も進む中で、かなり早くから働き盛りの男性を社会体育・社会教育にどう取り込むか、どうすればマンネリ化を脱して社会教育を活性化できるかに担当者は心を砕いてきた。行政も先行的に県のパイロット市町村を受けるなどして生涯学習でも先陣を切ろうと心がけてきた。平成元年には町内の各界各層団体代表及びわれわれ三重短大生涯学習研究グループ（筆者ら2名と佐武千恵子生活科学科教授）からなる白山町生涯学習振興審議会を組織し、町の生涯学習振興の基本方針を立案・検討させ、住民意識調査を踏まえて平成3年2月答申としてまとめあげた。しかし、こうした数々の先進的取り組みもそれぞれが単発に終わり、こうした動きが点的なものでしかなく、線として繋がって町行政や町全体が変わるところにはきていない。担当者が変わると断絶し一層継承性に欠けることになる。実際、今回のアンケートでもこうした事実は顧みられることなく、基本方針はまだ確定しておらず焦眉の課題であると回答されてきた。多大な労力と予算をかけて行われたことも答申を出して終わりとなり、生かされることもなく、忘れ去られてしまった。このことは、担当者の責任にだけ帰すことができない。厳しい財政事情の中で予算が削られ、行政改革＝リストラが進む中で職員が2つ以上の仕事を兼務することが多くなり、創造的な仕事をするよりはルーティンの仕事をこなすので手一杯になってきているからでもある。上記の意欲的な仕事をしてきたときには、県からの派遣社会教育主事が居り、加えて町職員も1名多かったのである。しかしながら、折角多くの住民が協力して作上げた答申をほとんど何も生かせないままに終わったのは自治にとっても、住民が主人公の生涯学習という点からも極めて残念なことである。町長・教育長といった施策の頂点に立つ人が交代しているわけでもないのではなさである。

②緩やかながらも充実しつつある関連施設

白山町は小学校5、中学校1、高等学校2、中央公民館1、公民館（地区集会所）6、町民会館1、野外活動施設わかすぎの里、郷土資料館（旧小学校の講堂を改築）、体育館、屋外スポーツ場（野球場、テニスコート、ゲートボール場）、小中学校の体育館・グラウンド開放などの関連施設を町営で有している。民間では、近鉄東青山駅近くの自然公園「四季の里」がある。関連施設が生涯学習の場として機能するためには箱だけではいけないが、その意味で現在囑託しか居ない公民館の館長を専任化することが今年度議会で取り上げられ検討され始めたことは朗報である。郷土資料館も昨年度できたところであり、地区公民館の改修も進んできた。老朽化した中央公民館の改築と図書館の新設が担当者の念願であり、現在実現へ向けて研究さ

れている。国も県も情報ネットワーク化に力を注いでいるが、その住民への実質化の意味でも、学習相談や情報提供・広報活動の充実が求められるところであるし、住民をユーザー・カスタマー（消費者）とするだけではなく、主権者・主体者として学習・情報の発信者、企画・立案に参画できるようにすることも大事なことである。その意味で、生涯学習振興審議会などは、町の活性化をどう図るか、社会教育・生涯学習の振興をどうするのか、先進地の視察や、学識者の講演を聴きながら熱心に考えたそのことが、その参加者にとって文字どおり生きた生涯学習の場であったのである。

③その他の障害

先にも指摘したように、白山町が広大な町域を抱え、かつ交通網が整備されていないため、全町的な取り組みが困難になっている。このことに住民の就労形態の変化も拍車をかけている。文化祭は地区ごとに行われ、運動会も10年ほど前から地区毎にのみしか行えない状況にある。

また、町長部局の十分な理解が得られず、専ら教育委員会事務局のみの仕事としてしか生涯学習がとらえられないなどの問題もある。他の多くの町村同様、講座・学級の参加者が固定化しており、これをどう打開し広げていくかも課題であるが打開策が見つからない現状にある。

④まとめ

白山町は県や国が先行的に施策を模索してきた段階からパイロット市町村に名乗り出て、いくつかの先行的取り組みを行い、平成3年には町民主体の検討委員会を組織して生涯学習振興方針を策定させるなど、意欲的で先進的な取り組みを行ってきた。生涯各期の学習プログラムを揃えたり、高齢者の生きがいに重点をおいた講座を開いたり、施設の利用時間や学級・講座の開設時間を工夫して利用の便を高めたり、指導者の発掘・養成に努めたりと、様々な振興のための取り組みを行ってきた。が、上記に指摘したようないくつかの問題点を抱え、突破口を切り開けないまま、特に取り上げるものがさして見あたらない町として、しかし担当者のところでは、限られた条件の中で少しでも良いものと考えて努力されている姿が見られる。派遣社会教育主事のような専門家が居ると活発化して意欲的な活動が展開されるが、居なくなるともとの状態に戻ってしまうという、人的・予算的措置の貧困さが表れている。派遣社会教育主事を居なくなった後も継続して創造的な仕事が展開できるように、派遣者をどう生かしていくのかそのあり方が、受け入れる町村行政にとっても、派遣元の県教委にとっても課題であろう。

(5) 美杉村

美杉村は昭和30年7ヶ村が合併して誕生した三重県中部に位置し、西は奈良県に接する純山村である。総面積にしめる林野率は87%にも及び、緑の山々と清流そして澄んだ空気に恵まれたところである。基幹産業は林業と農業、観光である。面積206.7km²に8,464人が住む過疎地である。先に見た白山町でも広い町域に交通網が整備されておらずどうするか課題であったが、倍近い面積に半分くらいの人が住んでいるわけだからなおさら、旧村単位での取り組みの充実と、中央で行う場合の村民の足の確保といったことが課題となる。平成7年4月より地域振興を始めとして、真の住民のための行政を推進し、住民福祉及び住民サービスの向上を図るため、

その拠点として出張所と公民館業務を合わせた地域住民センターを設置した。また、村営バスの運行を、中学校生徒と一般の混乗の方式に改め、公共交通機関の不足を補っている。

①進む過疎化・高齢化と向き合って展開される公民館活動

上にも述べたように過疎化、高齢化の厳しい村であるが、地域7公民館を中心とした活動をはじめ、総合開発センター、多目的集会所などを利用した60に及ぶサークル活動が活発に行われている。また、こうしたサークルの組織化を母胎として村文化協会の設立も準備されている。多種多様な趣味の会がある。とりわけ、地域住民センターの発足を期に地区公民館活動が特色をもって発展するように中央公民館（生涯学習担当者）は援助している。

また、公民館本館事業では、ワープロ教室、英会話教室、陶芸教室（ふるさと資料館で実施）など各種講座を開設し、多様化する住民の学習ニーズに応えている。勤め人が想定される働き盛りの人たちが参加しやすいように開設時間も19時から21時となっているものが多いのが注目される。

また、過疎化が進む中で複式学級が普遍化してきており小学校の統合を進めてきているが、情報処理教育にも力を入れており、小学校に配備したパソコンを活用してパソコン教室が開催される（公民館活動の一環として）など、社会体育以外の面でも学校開放が進められていることは特筆される。

さらに、住民に文化に触れる機会を提供するとともに発表の場・ふれあいの場を設け、村をあげての大きなイベントとして美杉村文化祭が年1回開催されている。これは商工会、農協、森林組合との共催で総合開発センター及びその周辺で行われる。

なお、文化会館の建設が検討されており、既に設計も済んでいるが、厳しい財政事情の中で実現の可能性は高くない。また、図書館の新築も欲しいところだが、公民館内図書室蔵書の充実が求められるところである。今のところ久居市と一志郡との相互利用協定により実質的には充実してきているが、住民の税金でまかなわれる自治体行政が自治体の枠を超えて連携することの難しさも同時に表れてきている。しかし、これもまた施設・資源の有効な活用方法として特筆すべき意欲的な取り組みの一つに数えられよう。

②学校開放を中心とした社会体育

社会体育では、体育指導委員、体協を中心とし、レクスボ教室や各種社会体育事業を実施し、長寿社会に向けた生涯体育の場の提供に努めている。施設では、学校開放が中心であるが、専用の村営ゲートボール場4面が整備されている。

③文化財・歴史的遺産の活用

国指定4件をはじめとする有形・無形の歴史的遺産の宝庫で、美杉ふるさと資料館などが整備されている。

④求められる住民の意識啓発

担当者並びに村職員の協力を得て、数々の行事・イベントを組んでいるが、なかなか広がらないという悩みをかかえている。職住が分離してゆとりがないこともあろうが、住民の学習意

識の啓発、啓蒙活動が課題となっている。これは婦人会等の団体活動の再建・活性化の課題においてもいえることである。また、学級講座の参加者が固定してきており、また開設しても参加者が少ないなど、幾多の困難を抱えながらも、大事な活動として、担当者は育てることに心血を注いでいる。このため、住民の学習要求を調査等を通じて把握し、ニーズに対応したプログラムを組むべく担当者は努力を重ねている。

3. 生涯学習推進状況に関するアンケート調査の結果

【1】生涯学習を推進するために設けられた特別の組織

ある：津市 津市生涯学習推進連絡会議（平成2年に設置）

- ・生涯学習推進方策の策定

河芸町 河芸町生涯学習推進協議会（平成元年に設置）

- ・生涯学習についての啓発
- ・生涯学習についての調査、研究
- ・その他（町政全般にわたっての意見具申）

久居市 生涯学習プラン策定委員会（平成8年に設置）

- ・生涯学習推進方策の策定

美里村 美里村生涯学習推進協議会（平成8年度設置予定）

- ・生涯学習推進方策の策定
- ・生涯学習についての調査、研究

ない：嬉野町、一志町、美杉村、芸濃町、安濃町、三雲町、香良洲町、白山町（白山町については平成元年～2年にかけて生涯学習推進委員会が設置され、3年度に同委員会から答申を得ているが、現在の担当者には、ないと写っているようである）

「ある」と回答があったのは、県下全域でも先進として名高い河芸町を含む4ヶ所で、河芸町の他は市部のみである（予定の美里村を除く）。

【2】生涯学習推進上、重要な役割を果たしている施設

津市：公民館、図書館、博物館、資料館、文化会館、福祉センター、地区市民センター、体育館、屋外スポーツ場、カルチャーセンター・稽古塾、勤労青少年会館

久居市：公民館、図書館、文化会館、福祉センター、市民会館、集会所、体育館、屋外スポーツ場、公園、小中学校、

河芸町：公民館、図書館、文化会館、地区町民センター、体育館、カルチャーセンター・稽古塾

芸濃町：公民館、福祉センター、集会所、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、小中学校

安濃町：公民館、図書館、文化会館、体育館

美里村：公民館、図書館、資料館、文化会館、福祉センター、集会所、体育館、屋外スポーツ

場、公園、小中学校、カルチャーセンター・稽古塾

香良洲町：公民館、図書館、福祉センター、町民会館、体育館

三雲町：公民館、図書館、資料館、文化会館、福祉センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、小中学校

嬉野町：公民館、図書館、文化会館、福祉センター、町民会館、地区町民センター、集会所、体育館、カルチャーセンター・稽古塾

一志町：公民館、体育館、屋外スポーツ場、公園、小中学校

白山町：公民館、資料館、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、小中学校

美杉村：公民館、地区村民センター、小中学校、総合開発センター

以上を集約すると、公民館12、図書館8、博物館1、資料館4、文化会館7、福祉センター7、青少年センター0、市民会館3、地区市民センター7、集会所5、体育館10、屋外スポーツ場7、野外キャンプ場2、公園3、小中学校7、高等学校0、カルチャーセンター・稽古塾4、その他2である。

回答が最も多かったのは公民館であり、すべての市町村から回答が寄せられた。その他に、体育館、図書館、文化会館、福祉センター、屋外スポーツ場、小中学校も比較的回答が多く、この地域の生涯学習推進に関わる施設の豊富さが表れている。その他の施設について回答があったのは、津市、美杉村であり、津市は県都として市の施設だけでなく県の施設と併せ特に充実していることが伺われ、美杉村では総合開発センターを生涯学習関連施設と位置づけている点が注目に値する。また、小中学校の施設開放を行っている市町村でも回答がなかったり、教育委員会（社会教育担当）の管轄でないからであろうが、生涯学習が展開されている施設を保有しているにもかかわらず、記入漏れがあるなど、担当者の意識実態の反映であろう。同様に高等学校・大学の公開講座等による生涯学習もあるが、回答者（市町村教育委員会）が関与していないからであろうか、関連施設としての指摘はこの市町村からもなかった。縦割り行政の現状において困難であることは理解できるが、その克服が言われて久しい中において、総じて、部局・担当を越えた総合的把握がまだまだ不十分ではなかろうか、と思われる。

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

(1) 生涯各期にわたって学習プログラムを揃え、学習機会を増やす

津市、久居市、嬉野町、一志町、白山町

(2) 生涯学習関連施設をさらに整備していく

津市、河芸町、香良洲町、嬉野町、一志町

(3) 生涯学習推進組織を確立し、基本的方向性を検討する

安濃町、香良洲町

(4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意する

芸濃町、美杉村

(5) 高齢者が多いので、高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意する

- 美里村、香良洲町、白山町、美杉村
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携させていく
芸濃町、安濃町、三雲町
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発を行う
嬉野町、一志町、美杉村
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化する
津市、美杉村
- (9) 生涯学習の観点から他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進する
久居市、河芸町、芸濃町
- (10) 住民の実情にあわせ、施設の利用時間を弾力化したり、テーマに応じて主たる受講生が受講しやすい時間に講座を開講する
久居市、河芸町、安濃町、美里村、三雲町、嬉野町、白山町
- (11) 住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉え、それに対応したプログラムを用意する
久居市、河芸町、安濃町、美里村、嬉野町、美杉村
- (12) 新住民と旧住民の交流を促進するようなプログラムを用意する
回答なし
- (13) 家庭教育を充実させる
芸濃町、香良洲町、三雲町、一志町
- (14) 世代間交流を促進するようなプログラムを用意する
芸濃町、美里村
- (15) 学習情報提供を充実させる
津市、美里村
- (16) 学習相談事業を充実させる
回答なし
- (17) 指導者の発掘、育成を図る
津市、久居市、河芸町、安濃町、香良洲町、三雲町、一志町、白山町
- (18) その他（具体的に）
回答なし
- (19) 特に重点をおいていることはない
回答なし

重点を置いていることとして最も回答が多かったのは、「指導者の発掘、育成を図る」で8市町があげている。県中央部で、しかも大学等も立地しており、人材的には恵まれているかに見えるが、指導者の確保が焦眉の課題であるのはいずれも同じようである。次いで多いのは、「住民の実情にあわせ、施設の利用時間を弾力化したり、テーマに応じて主たる受講生が受講しやすい時間に講座を開講する」（7市町村）、「住民の学習要求を調査等を通じて的確に捉

え、それに対応したプログラムを用意する」（6市町村）であり、施設・講座の開設時間の工夫と講座内容の改善が緊急の課題と見なされている。その他、学習プログラムの多様化や関連施設の整備などが重点施策と考えられている。

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

- (1) 生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している
津市、河芸町
- (2) 講座や学級を開設しても参加者が少ない
久居市、美杉村
- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
津市、芸濃町、安濃町、香良洲町、嬉野町、一志町、白山町、美杉村
- (4) 適当な指導者を見つけることが困難である
嬉野町
- (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
津市、美里村、三雲町、嬉野町、一志町、白山町
- (6) 生涯学習推進についての全庁的な合意が得られず専ら教育委員会事務局の負担となっている
久居市、河芸町、芸濃町、美里村、香良洲町
- (7) 地域の過疎化が進行している
回答なし
- (8) 地域住民が高齢化し、学習プログラムに偏りが生じている
芸濃町、安濃町、香良洲町、一志町
- (9) 地域住民が急増し、多様化する学習要求に伝えていくのが難しくなっている
三雲町
- (10) 県が実施する研修会等に出席したくとも、遠方で実施されるために、旅費や時間的な制約が著しい
回答なし
- (11) 生涯学習推進のための予算が少ない
三雲町
- (12) 生涯学習推進のための基本的な方向性がまだ定まっていない
久居市、河芸町、白山町
- (13) 集落が分散し、かつ交通網が整備されていないために、全市（町村）的な取り組みが困難である
美里村、美杉村
- (14) その他（具体的に）
回答なし

(15)障害あるいは問題になっていることは特になし

回答なし

8市町村が「講座や学級への参加者が固定している」と回答している。この問題は中勢地域に限られたことではないが、受講生の固定化傾向が生涯学習推進上の障害であるという認識が一般的に行政側に強い。一方では「担当職員が少なく、十分な企画ができない」との悩みがあり、やりたいことができないジレンマが感じられる。その他、行政内での全庁的理解が得られず、教育委員会任せになっているとの悩みも多い。

【5】生涯学習推進上、近年特に力を入れてきたこと

(1) 公民館の新築、改修

津市、久居市、安濃町、三雲町、嬉野町、一志町、白山町

(2) 図書館の新築、改修

久居市、安濃町、美里村、三雲町、嬉野町、一志町

(3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名

津市：古道公園テニスコート（改修）

河芸町：グラウンド、体育館

美里村：村テニスコート

三雲町：体育館、テニスコート、パターゴルフ場

(4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名

津市：津市埋蔵文化財センター（新築）

安濃町：ホール、福祉センター

美里村：文化センター、公園

(5) 生涯学習指導者バンクの整備・充実

津市、香良洲町

(6) 生涯学習情報誌の刊行

回答なし

(7) 学習相談窓口の開設

津市、美里村

(8) 他部局との連携による事業→事業名

回答なし

(9) 民間企業との連携→具体的に

回答なし

(10) 施設の利用時間の延長、弾力化

白山町

(11) 学習ネットワークの構築

回答なし

(12) 住民意識調査の実施

久居市、芸濃町、美里村

(13) その他（具体的に）

回答なし

(14) 特になし

美杉村

「公民館の新築、改修」や「図書館の新築、改修」などの施設面の整備が多くあげられている。施設以外では、「指導者バンクの整備・充実」「相談窓口の開設」「住民意識調査の実施」に複数の市町村から回答が寄せられた。力を入れてきたことは特になしとするのは、1村だけである。

【6】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

(1) 公民館の新築、改修

河芸町、嬉野町、一志町

(2) 図書館の新築、改修

芸濃町、嬉野町、一志町

(3) 運動施設の新築、改修→具体的な施設名

河芸町：多目的グラウンド

芸濃町：町民アリーナ、武道館

安濃町：体育館

美杉村：スポーツ公園

(4) その他施設の新築、改修→具体的な施設名

芸濃町：文化ホール・研修室

嬉野町：保健センター

(5) 生涯学習推進組織の設置→予定される時期

久居市：平成9年4月

(6) 生涯学習指導者バンク

久居市、河芸町

(7) 生涯学習情報誌の創刊

回答なし

(8) 学習相談窓口の開設

回答なし

(9) 他部局との連携による事業→事業名

芸濃町：人権を考える町民の集い

(10) 民間企業との連携→具体的に

芸濃町：スポーツイベント

美里村：夏祭りへの協賛、冠イベント開催

(11)施設の利用時間の延長、弾力化

芸濃町

(12)学習ネットワークの構築

回答なし

(13)住民意識調査の実施

河芸町

(14)答申、建議、意見具申→予定される時期と名称（仮称可）

回答なし

(15)生涯学習課（係）の設置

回答なし

(16)その他（具体的に）

津市：生涯学習の町づくりモデル地区の設定

(17)予定されていることは特になし

香良洲町、三雲町、白山町

前問同様、施設整備を計画としてあげるところが多い。芸濃町と河芸町が元気にいろいろな企画をしているのがわかる。「予定されていることは特になし」としたのは3町である。

【7】生涯学習推進について日頃からお考えのこと（回答原文のまま）

津市：津市においては、10年程前は、社会教育課が社会教育のほとんどを担当していたが、公民館、図書館、文化課が独立の課・館となっていた。それ故、課・館の連絡調整が大切になってきているのであるが、充分とはいえない現状がある。

美里村：社会教育担当者の市町村間の連携・情報交換はうまく行われていると思うが、文化ホール、図書館・資料館については、市町村がバラバラに事業を行っている状態で、ほとんど他の市町村の担当者と顔を合わす機会もないのが実情である。3ヶ月に一度くらいの情報交換の場があれば良いのだが……。

白山町：広域行政が叫ばれているが、生涯学習の点についてもっと真剣な連携の議論があってもよいと思う。

明治初年における城下町の人口構造

— 近世三重県域における人口動態研究 (2) —

茂木陽一

はじめに

上野市立図書館に明治2年(1869)および同4年の上野町・上野枝町の「宗旨御改帳」が保存されている。三重県下においては数少ない城下町の宗旨人別改帳であると同時に、全国的に見ても貴重な城下町の人口資料である。

同図書館に保存されている明治2年、同4年分の宗旨御改帳にデータが記載されている部分を図表0-1に示した。明治2年分は宗門毎に一冊に仕立てられ、三筋町分8冊と枝町分7冊の合計15冊が残存している。明治4年分の宗旨御改帳は14冊保存されているが、それらは町毎に一冊になっている。明治2年の上野三筋町(史料には上野町と記されている。枝町が町年寄支配になる享保年間以前よりの本来の城下町をこう呼んでいる)分はすべての宗派がそろっているが、枝町分については浄土宗と法華宗分が欠けている。また明治4年分の「宗旨御改帳」

図表0-1 上野町宗旨御改帳データ一覧 ●明治2年分 ▲明治4年分

三筋町分	真言宗	律宗	天台律宗	禪宗	浄土宗	一向宗	法華宗	惣寄
新町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
片原町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
東町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
中町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
西町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
向島町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
鍛冶町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
魚町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
小玉町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
福居町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
相生町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
紺屋町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
三之西町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
徳居町	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲

枝町分	真言宗	律宗	天台律宗	禪宗	浄土宗	一向宗	法華宗	惣寄
車坂町	●	●	●	●	●	●	●	●
田端町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
赤坂町	●	●	●	●	●	●	●	●
裏町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
寺町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
池町	●	●	●	●	●	●	●	●
桑町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
蛭子町	●	●	●	●	●	●	●	●
東日南町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
西日南町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
愛宕町	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲
方町	●	●	●	●	●	●	●	●
清水町	●	●	●	●	●	●	●	●
幸坂町	●	●	●	●	●	●	●	●
馬苦勞町	●	●	●	●	●	●	●	●
寺町之内鉢	●▲	●▲	●▲	●▲	▲	●▲	▲	●▲

は三筋町では14冊の内7冊分が、上野枝町では16冊中8冊分が欠けている。また、宗旨改帳の性格から武家および武家奉公人はこの宗旨改帳の中には含まれていない¹⁾。

また、枝町分の中に含まれている「寺町之内鉢」とあるのは、近世社会における被差別身分の一つであった鉢屋身分の宗旨改帳が別帳にされていることを示している²⁾。

本稿では、この「宗旨御改帳」の史料性格について検討した上で、この「宗旨御改帳」を利用した明治初年の上野町の人口構造の分析を試みたい。ただ、時間的な制約から、本稿での分析の範囲は明治2年の上野枝町を除く上野町(三筋町)に限定せざるを得なかった。今後、

引き続き明治2年上野枝町分、明治4年分についての分析を進めていきたい。

本稿の文責は茂木にあるが、データの処理と分析は1996年度三重短期大学経済史演習参加

者の共同研究作業として行った。年齢別人口構成の分析については川端早矢香・佐藤亜希が、世帯規模の分析については赤塚有紀・長谷安希子が、有配偶率の分析については伊賀しづえが、出生については山口真由美が、流入・流出の分析については渡部三紀・渡部由香里が、失踪人の分析については国分江里佳・後藤治子が、女性の名前の分析については小寺克典、改名については田村昌幸が、それぞれ担当した。本稿の構成には入っていない分析もあるが、それらの成果は今後の研究に継続される。

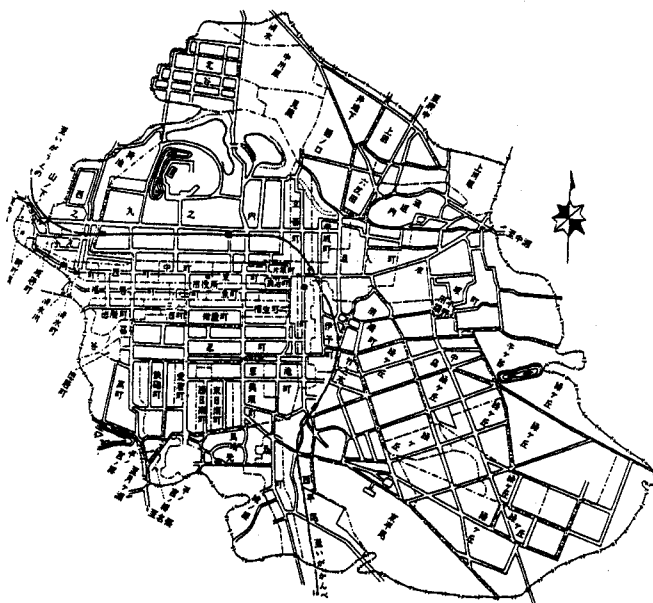
また本稿作成に際して所蔵資料の閲覧と利用を許可していただいた上野市立図書館に感謝したい。

1. 近世上野町の概略

近世上野町の歴史は、天正 13 年(1585)、筒井定次の伊賀入封と共に始まった。『三国地誌』には文禄年間に筒井定次が上野大城を築くと記されている。『伊水温故』には、これより先天正 13 年の上野の商家千五

上野市街略図

百戸と記されているので、筒井の上野城建設に先立ってかなりの町場化が進んでいたと想像されるが、筒井時代の上野については未だ不明の部分が多い。筒井氏が慶長 13 年(1608)改易された後、藤堂高虎が伊予より伊賀に移封された。高虎は慶長 16 年より上野城の大改修に取りかかり、それに伴って上野城下町の原型も作り出された³⁾。



上野市街略図にみるように、上野町は上野城・丸之内と侍屋敷(現在の忍町)の間に東西三筋の町が置かれたのが原型であり、この本来の上野城下町を三筋町ともいう⁴⁾。この上野三筋

町は明治 2 年時点では、城寄り一番北の本町筋が東から西へ向かって新町・片原町・東町・

中町・西町・向島町、その南の二之町筋が鍛冶町・魚町・小玉町・福居町、その南の三之町筋が相生町・紺屋町・三之西町・徳居町と配置され、全部で 14 町から成り立っていた。本稿の分析の対象とした部分である。

享保 7 年（1722）の「高山様御拝領以後出来候上野町々之儀御しらべに付奉行より書出之」によれば、寛永年中に新町と徳居町が成立している。

その後、上野の町の人口増加に伴い町場化した地域が、三筋町の外にも広がっていったため、享保 8 年、この地域も町年寄の支配となり上野枝町と呼ばれることになった。上野枝町は車坂町・田端町・赤坂町・裏町・寺町・池町・桑町・蛭子町・東日南町・西日南町・愛宕町・万町・清水町・幸坂町・馬苦勞町の 15 町で構成されている。

また上野町域には入らず町年寄の支配外であったが、農人町は近世後期には実質的に町場化していた。

上野の町には 2 人の町年寄が置かれ、その下に三筋町から 1 名ずつ 3 名の定肝煎、枝町から 2 人の惣肝煎が選出され、さらにその下に各町の肝煎が 1 名ないし 2 名置かれていた⁵⁾。

上野の人口は、1727 年 11,195 名、宝暦年中 8,342 名、1803 年 8,459 名と推移してきた。享保期をピークとして以降は減少・停滞期に入ったということになる⁶⁾。

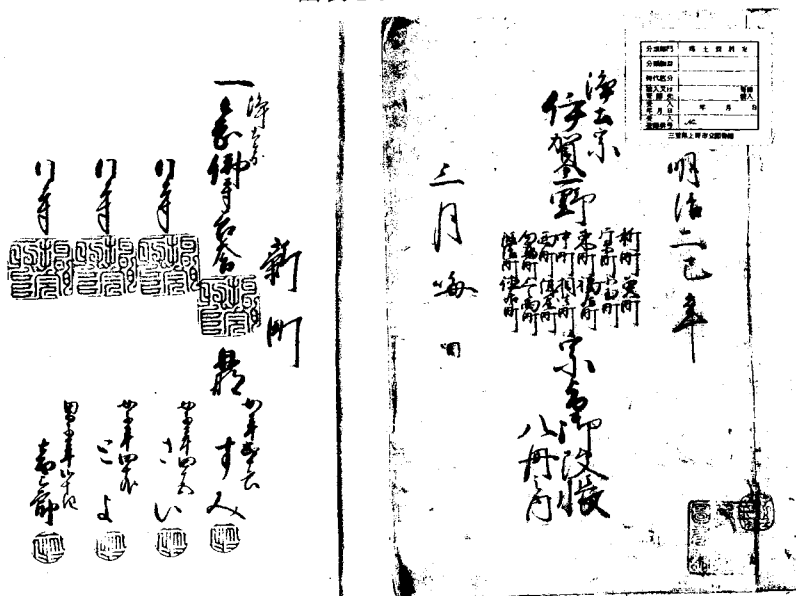
2. 上野町明治2年宗旨人別改帳の概要

(1) 宗旨改帳の構成

図表 2-1 に明治 2 年の上野町宗旨御改帳の表紙と第一葉を示した。表紙には「明治二巳年三月晦日 浄土宗伊賀上野新町片原町東町中町西町向島町鍛冶町魚町小玉町福居町相生町紺屋町三之西町徳居町宗旨御改帳 八冊之内」と記されている。

この表紙からもわかるように、明治 2 年の人別帳は各町毎ではなしに、各宗門毎に一冊に仕立てられている。これは各町毎に仕立てられた人別帳を、再度宗門毎に作成し直

図表 2-1



したものだと考えられる。簿冊の末尾には「御奉行様」にあてて、新町片原町肝煎又五郎以下 26 名の各町肝煎と定肝煎小目付廣岡定治郎、宗旨掛年番岩名藤兵衛の合計 28 名の町役人が連印している。この末尾の連印は 8 冊の宗旨御改帳すべて同一である。

各簿冊の中の構成は次のようになっている。ここでは、例として浄土宗の上野三筋町と天台律宗の上野枝町分の宗旨御改帳を取り上げて説明したい。分析の都合で枝町の例を含むが、形式は三筋町分も枝町分も同一である。

①最初に浄土宗新町分の宗旨改の記載形式をみってみる。下に図表 2-2、2-3 として新町分の第一葉と末尾の部分を示した。

<p style="text-align: center;">新町</p> <p style="text-align: center;">浄土宗 女年六十六</p> <p>一念仏寺善誓印 且那 すみ印 女年四十五</p> <p>同寺 印 さ い 印 女年四十五</p> <p>同寺 印 と よ 印 男年四十四</p> <p>同寺 印 音三郎 印 男年四十四</p>	<p>合八拾九人内 男四拾貳人 女四拾七人</p> <p>内 四人内 男三人 女一人 増人</p> <p>一外二 一女と免男子鹿治郎 浄土宗福居町平兵衛 方江養子寛二参候</p> <p>一重五郎姉 ひ さ 禪宗紺屋町喜蔵方江 厄害人ニ参候</p> <p>一市右衛門 死す</p> <p>一三人内 男貳人 女一人 減人</p> <p>一家数貳拾軒</p>
--	--

図表 2-2

図表 2-3

浄土宗の宗旨改は各町毎に記載され、それぞれの町の末尾に人数合計・男女別内訳、増人数合計、減人数合計、前年との増減人数、家数が集計されている。また減人については一人別に減少理由が書き上げられている。

町順は、三筋町分では新町・東町・中町……徳居町となっている。この順番は本町筋、二之町筋、三之町筋のそれぞれ東から西へととなっている。

②各町の中はさらに寺単位で記載されている。上掲の新町の例で見ると、まず、念仏寺且那が「すみ」から「安右衛門」まで 11 名記され、次に超誓寺且那が源六から新兵衛まで 7 名、次に称念寺且那林助、西念寺且那惣助、清来寺且那善助と続き、最後に西福寺且那が「清吉」から「りと」まで 3 名記されるというように寺毎にまとめて記されている。

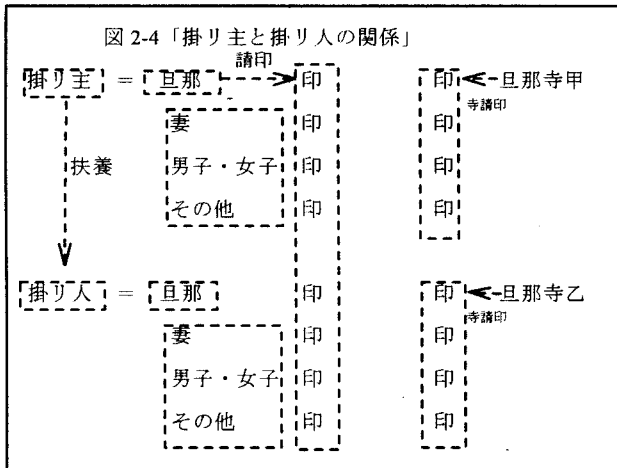
この寺の順番が何によっているのかは不明である。「宗旨御改帳」とは別に作成されている「明治四年 阿拜郡上野町宗旨請寺院判形帳」は、この「宗旨御改帳」に請印を捺している寺の宗門別の一覧であるが、そこに記載されている寺院の並び順とは一致しない。

③各寺且那の中はさらに家持・借屋の順に記される。図表 2-2 に示した「すみ」は家持であるが、その後には長八、清兵衛と家持が続き、清兵衛の後に「清兵衛借屋女五十八」として「と免」

が来る。以下借屋が続き、念仏寺且那の最後は「善助借屋」の「安兵衛」である。

④町別・且那寺別に記載されている世帯＝且那は2種類ある。それは、天台律宗上野枝町分であれば、「一、西蓮寺真梁 且那 伝蔵……」というように、一つ書きで始まる且那と、「西蓮寺真梁 浄土宗庄助掛り人 且那 伊七」というように、一つ書きが付かず、「〇〇掛り人」という肩書が付される且那の2種類である。

この掛り人の名前の下に捺されている請印を照合してみると、「〇〇掛り人」の「〇〇」の請印と同じものである。この「〇〇」を「掛り主」と呼ぶとするなら、掛り人およびその家族は、実質的には掛り主の世帯員としてその世帯に含まれていると考えるべきだろう。この掛り



主と掛り人の関係を図示すると図 2-4 のようになる。

ここで、掛り主と掛り人は宗旨改の上では別の且那として取り扱われている。したがって、それぞれ別の寺の請印を捺されているのである。しかし、実際の生活では掛り人は掛り主の扶養を受ける存在なので、掛り主に従属する非血縁家族として掛り主の請印を捺されるのである。したがって掛り人とその家族は、宗旨

は異なるが掛り主の家族に擬制されているということになる。

この掛り人とは別に「危害人」という存在がある。非血縁家族成員であるが、こちらは同じ世帯として記され同一宗旨になっている。一般に掛り人も危害(＝厄介)も扶養を受ける存在であり、前者が非血縁、後者が傍系親族であると理解されているが、上野町の宗旨改帳では危害も傍系親族ではない。危害が単身で記載される場合が多いのに対し、掛り人は家族を構成している場合が多い。この両者が具体的にどのような関係にあるのかは今のところ解明できていない⁷⁾。

(2) 各世帯の記載情報

①図表 2-5 に示したのは、浄土宗向島町の家持善治の記載であるが、最初に戸主＝且那が記載される。次に妻。次に年齢順に未婚の男女子。次に既婚の男女子とその家族が記される。右の図表 2-5 についていえば清兵衛は重兵衛・駒吉らの兄であるが妻子がいるので、善治の末娘の「かし」の後に記載されている。「かつ」「かう」「ちか」

図表 2-5

同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	同寺印	一、称念寺法善印
出生	女子年式	女子年五	妻年三十	男子年十八	女子年十四	男子年十六	男子年十八	男子年十式	且那年五十四
ちか	かう	かつ	清兵衛	かし	駒吉	重兵衛	善治	かよ	善治
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

は、したがって清兵衛の妻子である。

この後に旦那の兄弟・姉妹。次に旦那の父母。次に伯父伯母・従兄弟などの傍系親族。最後に、厄害人とその家族という順で記載される。掛り人については宗旨が異なる場合が多いので掛り主の世帯に続いて記載されることは少ない。

②旦那名の右肩には、旦那の身分が記される。何も記載がないのは家持であり、借屋は「〇〇借屋」と家主の名前が記される。

旦那が掛り人である場合には、△△宗〇〇掛り人と記される。

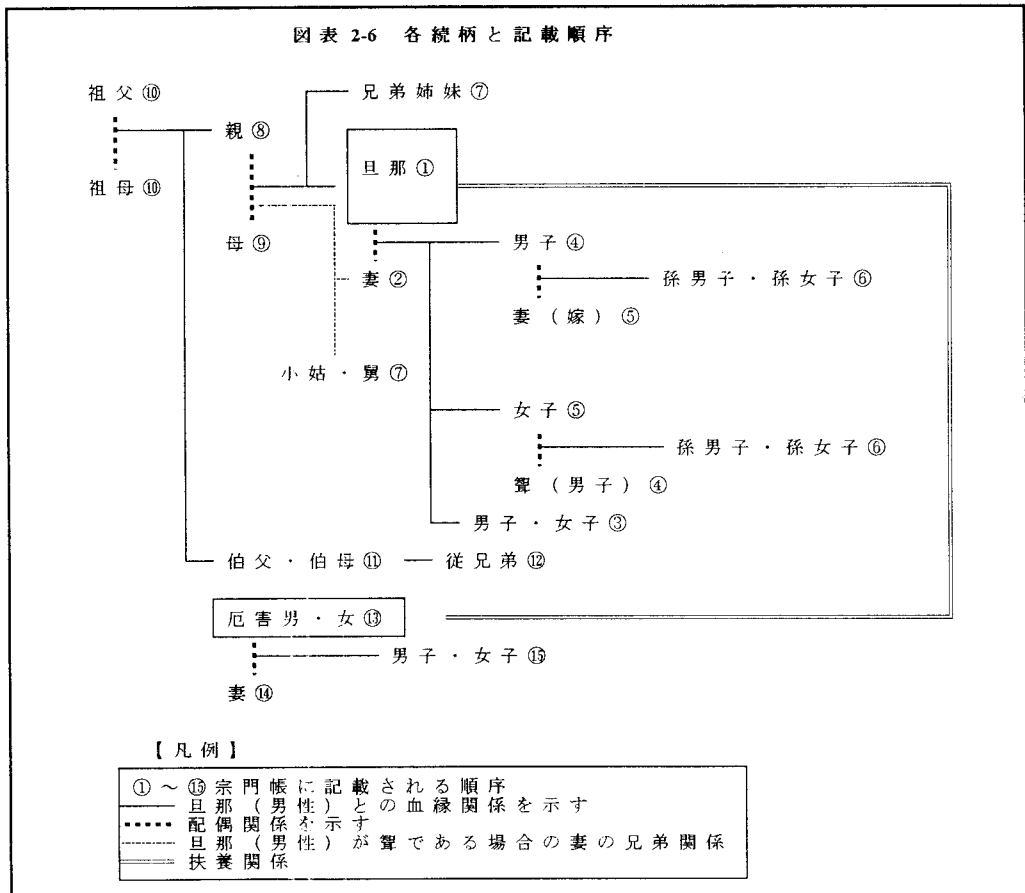
また、旦那が女戸主である場合には、「女」（父が死んで娘が相続した場合）、あるいは「〇〇後家」（夫が死んで妻が相続した場合）と肩書される。「女」と書かれた場合には父の名は記されない。

したがって、最も長い場合には、「△△宗〇〇借屋××宗□□掛り人●●後家」となる。

③それぞれの家族の続柄呼称には以下のものがある。

[妻、男子、女子、兄、弟、姉、妹、親（この場合は父親のことである）、母、孫男子、孫女子、伯父、伯母、従弟、厄害男、厄害女、嫁、姑、舅]

各続柄の位置関係と記載順をまとめると図表 2-6 のようになる。



(3) 各世帯員の記載情報

①各人に関して記載される内容は、[旦那寺、戸主との続柄、年齢、名前、請印]であるが、その他に「書込」と「貼紙」が施されているものがある。

書込には、名前の変更の書込もあるが、ほとんどは新規増加者についての増加理由である。新規増加の書込には、出生と社会的増加とがある。

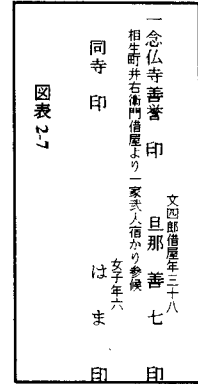
A) 出生

たとえば、図表 2-5 に示した「出生 女子年二歳 ち か」の様に名前の上に書込みが行われる。

B) 社会的増加に関する書込

1) 引越

右は、浄土宗魚町借屋善七に関する宗旨改であるが、旦那善七の左横に「相生町井右衛門借屋より一家式人宿かり参候」と書込が為されている。これは、相生町の井右衛門を家主として借家人であった善七が何らかの理由で、娘のはまを連れて魚町の文四郎の持家に転居してきたことを記している。このような転入に関しての理由が書き込まれているのは他に次のようなケースがある。



2) 婿入・嫁入

以下はすべて上野枝町分の天台律宗旦那の事例であるが、「年二十七歳 旦那喜蔵」の横に「一向宗印代村忠治郎弟養子聟ニ取」と記されている。これは、「後家かね・女子たけ・姉さん」からなる世帯に「たけ」の聟として印代村忠治郎の弟喜蔵が入籍したことを示す書込である。

嫁入については「年二十三歳 妻 はる」の上に「禅宗紺屋町清右衛門女子呼」と書き込まれている。これは紺屋町清右衛門の娘はるが車坂町平八の男子平次郎（30歳）の妻として入籍したということを示している。

3) 掛り人入

「真言宗要助後家とわ掛り人 年四十九歳 旦那 安蔵」の横に「魚町文四郎借屋より妻子連レ掛り人ニ参り候」と書込がある。これは、魚町で借屋ではあるが掛り人ではなかった安蔵が妻こう（47歳）と男子常蔵（21歳）ともども、掛り人として、掛り主である「とわ」の扶養を受けに来たことを示している。

4) 養子・養女

池町の事例であるが、「女子 年七歳 のふ」の上に「同宗同町喜八女子養女ニ取」と書込がある。これは、池町の天台律宗旦那喜八の女子のふ（7歳）を同じ池町の平太が養女として引き取った例である。この場合は、同宗・同町内での移動であるから町尻のメの増人数には入っていない。

また、このことからして人数増減に関わらない場合でも、身分や家の移動があった場合は「書

込」によってそのことが示されるということを意味しており、「書込」の情報の価値を高めることになる。

5) 厄害人入

蛭子町の事例であるが「厄害女 年四十二 くま」の上に「天台律宗浅宇田村株人女厄害人ニ引取申候」と書込がある。これは蛭子町文四郎借屋の五兵衛が、浅宇田村の株人女くまを厄害人として自家に引き取ったことを示している。この株人についてはどのような存在なのかは不明である。

6) 絶家相続

蛭子町の事例であるが、「弥右衛門借屋 年三十五 旦那 嘉七」に「浄土宗裏町惣助厄害人絶家嘉八跡相続仕宿かり参候」という書込がされている。これは、裏町（伊予町）の旦那惣助の厄害人であった嘉七が、蛭子町嘉八家が絶家になった跡を相続して引っ越してきた例である。

7) 武家方よりの転籍

蛭子町の事例に、「(嘉七) 妻 年二十三 こま」に「御中屋敷長屋清助女子縁付引取申候」と書込がある。これは、上でみた嘉七の妻として中屋敷の長屋詰の清助（これは武家奉公人だと考えられる）の娘の「こま」が嫁いできた事例である。武家方の奉公人は町方の宗旨改帳に記載されないのでこのようなケースは町外からの転入と同じ事になる。

8) 養子返り・不縁

「(かね) 男子 年二十七 宇吉」に「一向宗中町惣助男子養子返り仕候」という書込がある。この例は、中町惣助家へ養子に入った宇吉が養子縁組を解消されて生家へ戻った事例である。このようにいったん転出したものが再転入するというケースもある。

これらは、いずれも前年の宗旨改以後に増加した人間について、その増加の理由を記したものであるが、この中に奉公・出嫁によって上野町に寄留してきた人員は含まれていない。社会的移動の主要な部分である奉公人記載が省かれているため、この宗門帳だけでは、上野町の現住人口分析ができない。これは大きな限界である。

②書込とは逆に減少分を示すものに貼紙がある。

これには、年齢の訂正についての貼紙、失踪者についての貼紙と、死亡・転出に関する貼紙とがある。後者に関しては、それに対応した詳細記事が各町尻に滅人の内容として記されている。それらはおおむね書込側の増人記事に対応する内容を持っている。

A) 死亡

貼紙自体は「かね死ス」のように書かれているだけだが、町尻の集計欄には「清吉妻かね死ス」とより詳細に書かれている。しかし死亡記事の場合、死因や死亡時年齢は書かれていない。

また、図表 2-8 に示した浄土宗小玉町の事例では「平兵衛死ス」の貼紙は、服部佐助家と平三郎家の間に貼られていて、どちらの家に関係するのか不明である。町尻の記述は「平兵衛死ス」とだけ記され、何らの続柄記載もないので、この場合の平兵衛は戸主＝旦那として死亡していることがわかるが、名前からすれば、平三郎の父が平兵衛で、平兵衛が死んで平三郎が家督を継いだと考えられるが、平兵衛が単身世帯で彼が死亡したことによって絶家となったという可能性も否定できない。「平兵衛死ス」の前に貼られている「つき死ス」についていえば、町尻の集計欄には「一、退蔵妻つき 死ス」と書かれているので、服部佐助の父親退蔵の妻であり、服部佐助家に属していたことがはっきりするのである。

図表 2-8

同寺 印	同寺 印	同寺 印	一念仏寺善書 印	(貼紙) 平兵衛死ス	同寺 印	同寺 印	一念仏寺善書 印
弟年四 金之助 印	妹年十 ふの 印	弟年十五 平治郎 印	旦那 年十六 平三郎 印	平兵衛死ス	退蔵 年十一 印	妹年十七 いゑ 印	旦那 年四十五 服部佐助 印

B) 社会的減少に関する貼紙

前年の宗旨改の時には在籍していたのに今年の宗旨改までに転出したものについても貼紙が施されている。それは、おおむね「●●私有」と貼紙には記されていて図表 2-3 に示したような町尻の集計欄に詳細な説明がかけられるという形式になっている。

1) 転居

「喜市郎 私有」という貼紙に対応する記事は「伝兵衛男子喜一郎 農人町嘉助借屋へ宿かり参候」とある。この事例では、伝兵衛には他に男子 1 名、孫男子 1 名がいるがそれらとは別に喜市郎のみが転居している。

2) 嫁出・贅出

3) 掛り人出

4) 養子・養女

5) 厄害人出

6) 相続出

7) 武家方への転籍

以上は、それぞれ転入の各ケースに対応するものである。

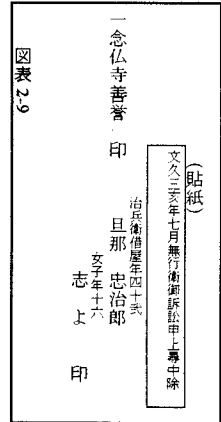
8) 古郷返

これは、養子縁組の解消や嫁・贅に対する離縁をあわせたものである。

C) 失踪者に関する貼紙

図表 2-9 に示した事例は、浄土宗新町の忠治郎家のものである。忠治郎は文久 3 年 (1863) 7 月に失踪し、尋中であることが貼紙によって示されている。この貼紙は忠治郎の肩書と名前を

隠す形で上から貼付されており、忠治郎の名前に請印は捺されていない。また、忠治郎の年齢の42歳は明治2年時点でのものであり失踪時の年齢ではない。したがって、失踪時には36歳であったことになる。忠治郎家は明治2年時点では失踪中の忠治郎と娘の志よの2名で構成されているということになる。失踪中の者は現人別として勘定されているので町尻の総人数の中に含まれ、減少分にはなっていない。現住人数だけで分析しようとするならば、当然失踪者を除外して世帯を構成しなければならないが、以下ではそのような処理を行っていない。上野三筋町の失踪者の総数は27名である。これら失踪者のうち帰ってきた者は書込で「帰住」と記される。しかし、失踪者を減人数として処理していないので、「帰住」者もまた町尻の集計欄での増人数にはならない。明治2年の宗旨改の時点では「帰住」者は4名記されている。



(4) 明治2年上野町宗旨御改帳作成の手順

以上の検討から、上野町宗旨改帳の作成手順を再構成してみると次のように理解できるだろう。前年の宗旨改帳に記載されている者のうち、移動してその町・宗門から消えた者を貼紙にする。次に、現住者を書き上げていく。その順序は宗門別→町別→寺別→家持・借屋別であり、この際、前年度借屋であった者が家持になっている場合は、記載の順番を繰り上げていく。

各家の世帯員を書き上げていく際に、新規の増員については増加の理由を書込み、改名した者についても同様に書き込んでいく。旦那の肩書については、家持は何も書かないが、借屋の場合は家主名を書く。女戸主の場合は、後家・女の別を書き、掛り人の場合は掛り主の名前を書く。世帯員を書き上げる順番は、旦那→妻→未婚男女子→既婚男女子とその家族→傍系親族→厄害人という順序である。

減人については、前年の宗門帳でその者が記されていた位置に貼紙をして、「●●死ス」、「●●払有」と記す。そして、各町尻の集計欄にその内容を書く。

行方不明者で尋中の者については、請印を捺さず、名前の上に貼紙をして失踪年月日を記す。その他、年齢訂正も貼紙するが、失踪者や年齢訂正については町尻の集計欄には記されない。

集計欄に、前年人数・当年増人数・減人内容・減人数・当年実人数・当年家数・前年よりの増減家数が記される。

全体の帳尻に、宗門全体の人数・増人数・減人数・戸数・増減戸数が記され、その他に無屋株数が記される。

その他、旦那寺の住職名の横に、「住持替」「住持居」の書込がある。前者は、住職が交代した者、後者は無住寺に住職が配置されたものであろう。

3. 史料処理の方法

前節でみたような記載内容を持つ「宗旨御改帳」について、我々は次のような形でデータ処理を行った。

まず最初に、図表 3-1 に示したような転記シートを作成し、図表 3-2 のように旦那単位でこのシートに宗旨御改帳の記載内容を転記していった。その際に、貼紙と書込についてはそれぞれ注記した上で原史料に記載されている位置に転記した。また、女性の名前については変体仮名はすべてひ

らがなに直して転記した。

また、掛り人についても独立の旦那と見なして1枚のシートに転記した。この作業で823枚のシートを作成した。

その他に、各町の末尾に記載されている集計欄についても転記シートを作成して記入した。

ロータス123をデータベースソフト

として利用し、上記の作業で得られたデータを入力していった。ワークシートの形式は図表 3-3 に示したようなものである。このマスターシートを順次加工することで上野町の人口構造についての分析を進めていった。

表計算ソフトをデータベース作成に利用するのは限界があるが、今回のように3000名程度のデータ入力であれば、検索・加工の利便性があると判断して使用した。しかし、マスターシートの容量が700KBを越えたので、当初行っていたDOS環境での入力をやめて、途中から

図表 3-1

図表 3-2

WINDOWS 環境での入力に転換した。利用したパソコンがネットワーク化されておらずスタンドアロンで利用せざるを得なかったためデータはフロッピーで管理した。しかし、枝町を含めた上野町全体のデータを入力するとフロッピーベースでのデータ管理はできないので、今後は作業環境をネット化する必要が出てくると思われる。

図表 3-3

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S
シート	仮番号	宗派	町名	寺宗派	寺所在	寺名	住職名	身分	年齢	続柄	続柄	名前	性別	印	貼紙1	書込1	書込2	貼紙2
4	1	1	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		44	旦那		直助	1	1				
5	1	2	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		31	妻		むめ	0	1				
6	1	3	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		15	女子		まさ	0	1				
7	1	4	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		3	女子		ふく	0	1				
8	1	5	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		37	甥		光治	1	1				
9	1	6	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		17	甥		字吉	1	1				
10	1	7	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		70	母		とめ	0	1				
11								彦平										
12	2	8	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩	借屋	13	旦那		松治郎	1	1				
13	2	9	真言宗新町	真言宗	上郡村	蓮勝寺	太恩		10	弟		字之助	1	1				
14	2	10	真言宗新町															さん死

4. 明治2年上野三筋町の人口構造

(1) 上野三筋町の人口・世帯の概略

全体的な数値を最初に見ておこう。

図表 4-1-1 に示したのは明治2年3月現在のの上野三筋町の本籍人口である。注意しなければ

図表 4-1-1 「明治2年の上野町人口概略」

	已年 惣人数	津藩 領内・ 江奉 公人 *	他領 公・ 出稼 人	差引 上野 町在 人	已年 増加 人数	已生 子人 数	津藩 伊賀 大和 山城 より 転入 **	津藩 伊勢 より 転入	他領 より 転入	辰年 以後 減人	死人	津藩 領内 伊賀 大和 山城 へ 転出	津藩 伊勢 へ 転出	他領 へ 転出	辰年 人数	家数	役不 仕家	役家	無屋	役馬
計	3225	91	20	3114	206	80	114	9	3	214	85	115	10	4	3233	738	40	698	74	15
男	1543	54	16	1473	94	40	50	2	2	103	41	55	4	3	1552					
女	1682	37	4	1641	112	40	64	7	1	111	44	60	6	1	1681					

* 「伊賀大和山城津久居江戸御家中並御領分町郷中ニ而一季半季年奉公日雇商職人居町ヲ出外江参居候稼人」
 ** 「伊賀町郷中大和山城御領分並久居御内分共所々組々支配違より養子嫁婿取縁婦り入寺退寺入百姓其外引越参候増人」
 ※ 「明治貳年三月晦日 上野町組惣寄目録帳」より作成

ばならないのは、本籍人口の内から他地域へ寄留している人口数（奉公・出稼）は記されていないが、上野町への寄留人口が記載されていないことである。したがって、この表もそうであるが、本稿で分析する宗門改帳の人口はあくまでも本籍人口であって現住人口ではない。であるから、正確な人口動態分析をする上では大きな制約要因があるということになる。特に、上野は城下町であるから出寄留人口より入寄留人口の方が高い可能性が高いので、この点での制約は大きな限界を作り出している。

そのような限界を前提として明治2年の数値を見てみると（明治元年3月から明治2年2月

までの動向を年央人口ではなく年度末人口で除すことになるが)、出生率が 24.7 パーセント、死亡率が 26.3 パーセントであるから、1.6 パーセントのマイナスとなって自然動態においては人口は減少している。

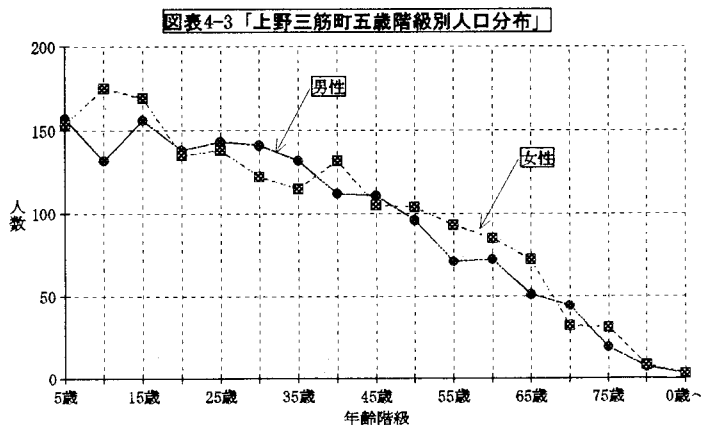
社会的移動、すなわち転出入について奉公・出稼を含めない数値を見ると転入率が 39.0 パーセント、転出率が 39.9 パーセント、差引社会移動は 0.9 パーセントのマイナスとなり、こちらも減少している。

図表 4-1-2 によって平均世帯規模と性比を見ると、上野町全体では平均世帯員数は 4.2 名、平均性比は 0.95 である。近世家族の平均的世帯員数よりは低く、都市として

の特徴を示しているが、性比は 1 以下であるから、江戸・大坂などの大都市に比較すると相対的に農村的な特徴を示しているといえるだろう。

(2) 年齢別人口構成

図表 4-2 は三筋町の五歳階級毎の人口分布を示したものである。図表 4-3 はそれをもとに人口ピラミッドを作成してみた。総人口 3,261 名は図表 4-1 に示した「惣寄目録」の数値と一致



図表 4-2
上野三筋町五歳階級別人口分布

年齢	男	女	合計
～ 5 歳	157	154	311
～ 10 歳	132	175	307
～ 15 歳	156	169	325
～ 20 歳	138	135	273
～ 25 歳	143	138	281
～ 30 歳	141	122	263
～ 35 歳	132	115	247
～ 40 歳	112	132	244
～ 45 歳	111	105	216
～ 50 歳	96	104	200
～ 55 歳	71	93	164
～ 60 歳	72	85	157
～ 65 歳	51	72	123
～ 70 歳	44	32	76
～ 75 歳	19	31	50
～ 80 歳	7	8	15
80 歳～	3	3	9

しない。これをみると 15 歳以下では女性の人口が男性を上回っているが、20 歳から 40 歳に

図表 4-1-2 「明治 2 年上野町の男女別人数」

三筋町分				枝町分					
町名	総人数	男人数	女人数	家数	町名	総人数	男人数	女人数	家数
新町	193	98	95	43	車坂町	735	364	371	176
片原町	42	18	24	11	田端町	337	177	160	94
東町	224	112	112	52	赤坂町	347	167	180	80
中町	266	126	140	54	裏町	250	124	126	64
西町	357	161	96	73	寺町	124	58	66	36
向島町	151	74	77	32	池町	367	103	194	81
鍛冶町	143	73	70	28	桑町	610	290	320	137
魚町	269	128	141	63	蛸子町	554	266	288	129
小玉町	398	193	205	92	東日南町	197	88	109	58
福居町	385	191	194	93	西日南町	255	129	126	67
相生町	90	44	46	21	愛宕町	546	275	271	138
紺屋町	340	151	189	85	方町	312	153	159	78
三之西町	223	100	123	56	清水町	134	67	67	32
徳居町	144	74	70	35	幸坂町	306	151	155	76
					馬苦勞町	531	270	260	133
					寺町之内	23	10	13	4
					鉢				
三筋町計	3285	1543	1682	738	枝町計	5628	2763	2865	1382

上野町計	8913	4306	4547	2120
------	------	------	------	------

	平均世帯人数	平均男人数	平均女人数	性比
三筋町分	4.45	2.09	2.28	0.92
枝町分	4.07	2.00	2.07	0.96
上野町	4.20	2.03	2.14	0.95

※「明治 3 年宗門御改帳帳尻目録」より作成

かけては男性人口が女性人口を上回っている。50歳以上では再び女性人口が男性人口を上回る。この女性人口の出生可能時期の割合の低さは近世期の人口構成の特徴と一致するが、出産に伴う死亡率の高さが原因かどうかは判断できない。

この男女別の年齢別人口構成を、階層として家持と借屋を設定して、それぞれについて示したのが図表4-4、4-5である。家持層が男女ともに緩やかな変化を示しているのに対して借屋層は男女ともに大きく変動している。

図表4-4「階層別男女別年齢構成」

年齢	男性		年齢	女性	
	家持	借屋		家持	借屋
～5	74	79	～5	79	71
～10	62	69	～10	70	99
～15	69	82	～15	83	79
～20	70	58	～20	63	64
～25	68	67	～25	60	71
～30	61	68	～30	54	62
～35	58	67	～35	48	60
～40	47	59	～40	46	82
～45	49	58	～45	44	53
～50	44	46	～50	47	52
～55	31	36	～55	38	51
～60	32	37	～60	32	51
～65	21	30	～65	25	43
～70	20	22	～70	17	15
～75	12	7	～75	16	12
～80	5	1	～80	5	2
81～	3	0	81～	2	2
合計	726	786		729	869

※掛り人世帯は除外してある。

(3) 世帯規模

次に世帯単位での特徴を示すデータの分析を行ってみた。ここでは、史料の記載形式にしたがって掛り人を独立の世帯として扱っているが、実際には掛り主の世帯に

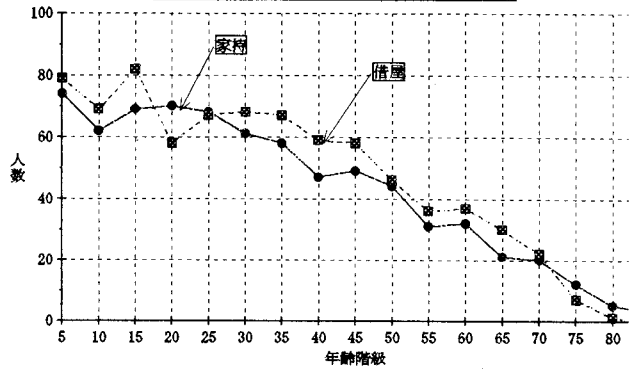
含めて考える方が妥当である。その場合家持の世帯規模分布がより上方にシフトすることになる。

図表4-6「階層別世帯規模分布」

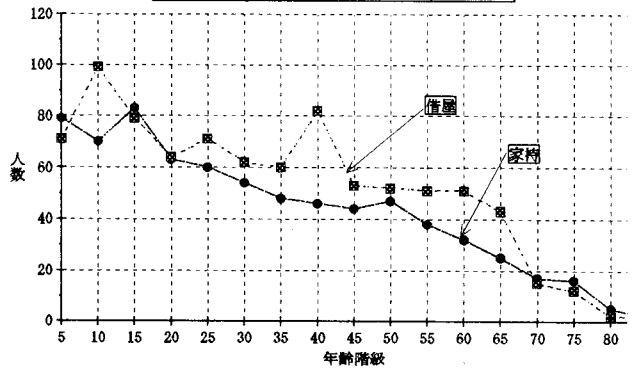
世帯規模	家持	借屋	掛り人	合計	女戸主	同家持	同借屋
単身世帯	10	36	42	88	40	4	18
2名世帯	30	95	8	133	45	7	35
3名世帯	51	91	7	149	24	5	16
4名世帯	53	86	6	145	13	4	8
5名世帯	54	60	5	119	6	0	4
6名世帯	42	42	3	87	4	0	3
7名世帯	27	24	0	51	6	0	6
8名世帯	19	5	1	25	1	1	0
9名世帯	4	4	0	8	1	0	1
10名以上	6	2	0	8	0	0	0
合計	296	445	72	813	140	21	91

図表4-6、4-7によって世帯規模分布を家持、借屋、掛り人別に見てみると、階層による世帯規模の差が明らかに出ている。家持ち層では最も多いのは5名世帯であるが、借屋層では2

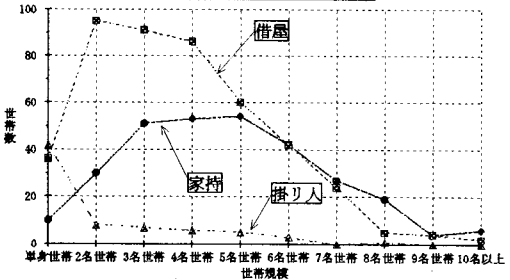
図表4-5-1「階層別年齢別人口分布（男性）」



図表4-5-2「階層別年齢別人口分布（女性）」



図表4-7「階層別世帯規模分布」



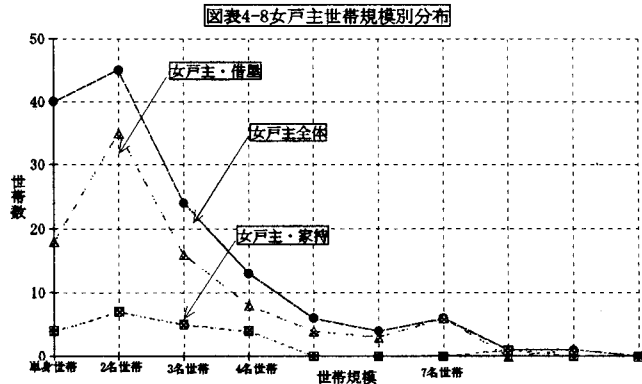
名世帯が最も多い。平均世帯員数を見ても、家持層の 4.72 人に対して借屋層の 3.72 人と、1 名の差がある。



(4) 女戸主世帯

世帯規模について、特に上野町の特徴といえるものに女戸主の存在がある。813 世帯の内 140 世帯が「後家」や「誰々女」と記載される女戸主である。図表 4-8 にみるように、この 140 世帯のうち単身世帯は 40 戸、2 名世帯が 45 を占めており、著しく世帯規模が小さい。また、階層別に見ると家持は 21 戸にすぎず、91 戸が借屋層、28 戸が掛り人層であるから、これまた著しく下層に多いといえる。

女性が旦那になるのは一般には例外的であると考えられている。家族がすべて死亡して単身者になった場合とか、夫が死亡した後、男子がまだ幼少であるような場合に女性が旦那になるようなケースが通例であろう。



上野三筋町の場合単身者の女戸主は 40 名に上り、三筋町の全単身世帯 88 戸の半分を占める。ところが女戸主の残りの 100 戸のうち、46 戸については 16 歳以上の男性が含まれている。跡継ぎになれる男性がいるにもかかわらず女戸主になっているのは不自然である。この理由は明らかにはしえないが、次のように考えることができるのではないだろうか。

上野町の宗旨改帳は本籍人口の調査であり、町外への出稼や奉公については記載されていない。一方で、町外へ出稼・奉公におもむいている者についても本籍地である上野町において記載されているわけである。図表 4-1 に示したように津藩領内・江戸奉公人、他国他領への奉公・出稼人が男性 70 名、女性で 41 名、合計 111 名存在する。そうすると、女戸主世帯の成人男性のかなりの部分はこの領内外への奉公・出稼人として流出している可能性が高いのではないだろうか。したがって、そのような実際には居住していない成人男性を旦那とすることができずに女戸主が多数出現したという事になるのではないだろうか。

そのように考えられるとするならば、主として借屋層に属する下層町人は上野町内での雇用関係に入れずに町外へ流出する部分が相当存在しているということになる。周辺からの人口を吸収する近世都市としての役割を明治初年の上野町は果たしていなかったのではないかという推定が成り立つのではないだろうか。

(5) 従属人口

借屋世帯の家族構成の特徴を見るために図表 4-9、4-10 を作成した。これは、借屋層におい

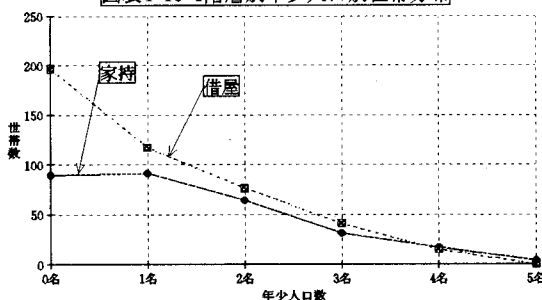
では従属人口の維持力が低く、そのため世帯としての再生産が困難なのではないかという予測を検討するためのものである。15歳以下の年少人口と60歳以上の高齢人口が家持と借屋世帯それぞれでどのように分布しているのかを見た。老年人口についても年少人口についても借屋層と家持層ははっきりした違いを見せている。借屋層においてはいずれの従属人口も0名の世帯が最も多いのに対し、家持層では年少人口については1名の世帯が0名の世帯を上回っている。世帯当たりの平均従属人口数を見ても家持層が1.83名、借屋層が1.36名であり、約0.5名の差がある。特に年少人口数での違いが大きいといえる。

図表4-9「階層別従属人口別世帯分布」

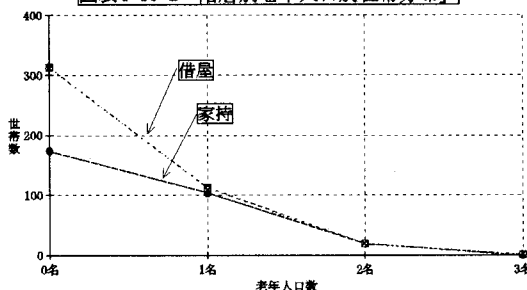
従属人口	家持	借屋	合計
0名	46	136	182
1名	100	130	230
2名	64	98	162
3名	43	50	93
4名	33	26	59
5名	8	5	13
6名	2	0	2
年少人口	家持	借屋	合計
0名	89	196	285
1名	91	117	208
2名	64	76	140
3名	31	41	72
4名	17	15	32
5名	4	0	4
老年人口	家持	借屋	合計
0名	174	313	487
1名	103	112	215
2名	19	19	38
3名	0	1	1
合計	296	445	741

※世帯数には孫り人は含んでいない

図表4-10-1「階層別年少人口別世帯分布」



図表4-10-2「階層別老年人口別世帯分布」



このことは、借屋層での出生力の低さや、年少時の死亡の多さを示唆するものであろう。

(6) 有配偶率
前項まで家持層と借

の検討で、上野町民の中では

借屋層とではその世帯構造にかなり顕著な相違があることが明らかになった。その差異は借屋層が安定的に世帯を維持し、「家」としての再生産を行う上での困難をもたらすものだといえるだろう。その点をさらに結婚・出産に関わるデータを見ることで検討していきたい。

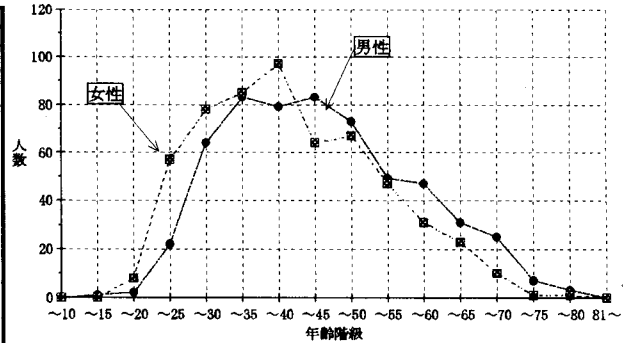
図表4-11、4-12は5歳階級毎の有配偶者と有配偶率の分布を見たものである。全体で見ると女性は30歳から40歳が有配偶率のピークであるのに対し、男性は40歳から50歳がピークになっている。男女の分布パターンには5歳から10歳のずれがある。これは主要には初婚年齢の男女間開差と再婚する際の年齢範囲の差によっていると考えられる。つまり、初婚年齢の男女差がおよそ5歳程度であると考えられるから女性の35歳、男性の40歳までの有配偶率のずれはこれに起因していると考えられる。しかし女性の40歳以降の有配偶率が急激に減少しているのに対し、男性の場合は減少の角度は相対的に緩やかである。40歳以降の有配偶率の減少は主要には配偶者の死亡に伴うものであると考えられる。配偶者が死亡した際、女性はそのまま後家となる事が多いのに対して男性は再婚するケースが多いため配偶者の死に伴う有

配偶率の減少度合いが異なってくると考えられる。また、男性の場合は20から35歳の期間、

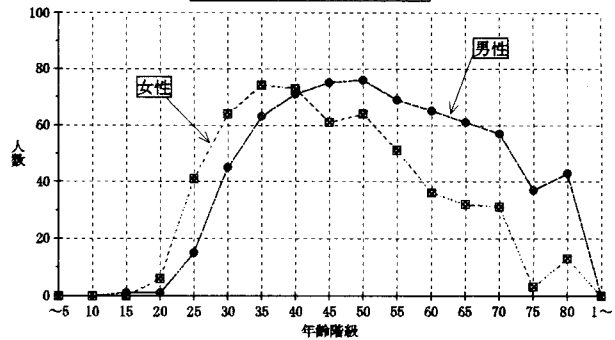
図表 4-11 「年齢別有配偶者分布」

年齢	有配偶者			年齢	有配偶率 (%)		
	男	女	合計		男	女	合計
～5	0	0	0	～5	0	0	0
～10	0	0	0	～10	0	0	0
～15	1	0	1	～15	1	0	0
～20	2	8	10	～20	1	6	4
～25	22	57	79	～25	15	41	28
～30	64	78	142	～30	45	64	54
～35	83	85	168	～35	63	74	68
～40	79	97	176	～40	71	73	72
～45	83	64	147	～45	75	61	68
～50	73	67	140	～50	76	64	70
～55	49	47	96	～55	69	51	59
～60	47	31	78	～60	65	36	50
～65	31	23	54	～65	61	32	44
～70	25	10	35	～70	57	31	46
～75	7	1	8	～75	37	3	16
～80	3	1	4	～80	43	13	27
81～	0	0	0	81～	0	0	0
合計	569	569	1138	合計	36	34	35

図表 4-12-1 年齢別有配偶者分布



図表 4-12-2 年齢別有配偶率分布



女性の場合は15から25歳の期間において家持層と借屋層の乖離がみられる。このことは借屋層が男女共に平均初婚年齢が高くなっている、つまり晩婚傾向にあることを反映していると考えられる。また有配偶率の分布パターンは、家持と借屋の相違

よりも、男女の分布パターンの相違の方が大きく、階層による差は相対的に少ない。男性が40歳から50歳にかけて高い有配偶率を維持しているのに対して、女性の場合には35歳以降次第に有配偶率が低下していく。このことも上に見た有配偶率の変化についての推定を裏付けているといえる。

また、史料上の記載から鰥寡が判明する者についてその階層別分布と、年齢別分布をみた図表 4-13、4-14 によれば、さらにこの傾向がはっきり出てくる。「鰥寡別年齢階級別分布図」を見ると男の場合は50歳までは鰥になる者は明らかに少ないが、女の場合は30歳以降寡婦である者が急角度で上昇している。階層別の分布を見ると借屋層においてこの傾向がより顕著にあらわれていることが判明する。

以上検討したように、様々な指標から見て上野三筋町内において家持層と借屋層の間には「家」としてのあり方や、世帯のあり方などにおいてかなり大きな差異があることが確認できた。借屋層は安定して家族や世帯を再生産していくことができないような状態であり、したがって「家」としても世帯としても常に消滅の可能性が高い存在であったといえる。上野町の人口規模に大きな変動があるとすれば、その変動の主要な要因はこの借屋層のあり方によって規

図表 4-13
「嫁寡年齢階級別分布」

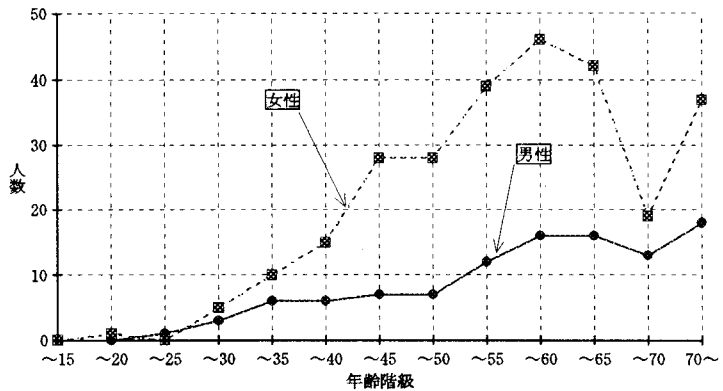
	嫁	寡
家持	52	102
借屋	51	153
掛り人	2	15
合計	105	270

年齢	嫁	寡
～15	0	0
～20	0	1
～25	1	0
～30	3	5
～35	6	10
～40	6	15
～45	7	28
～50	7	28
～55	12	39
～60	16	46
～65	16	42
～70	13	19
70～	18	37

※嫁と判断したのは「親」および妻のいない「旦那」で子、孫がいる者。
 ※寡と判断したのは「後家」、「母」および夫のいない「旦那」で子、孫がいる者。

定されると考えられるだろう。

図表4-14 嫁寡年齢別分布



5. 明治2年上野三筋町の人口動態

ここでは、宗旨改帳の書込と貼紙の記載をもとにして明治元年から2年の期間の人口動態について検討してみたい。1年分の変動だけのデータでは偶然的要素が強く入りすぎて分析結果の一般化は困難であるが、三筋町14ヶ町のデータということで、ある程度のサンプル数を確保できることと、今後分析の範囲を枝町分、さらに明治4年分へ拡大していく際の分析軸を作るためにも若干の検討を加えておきたい。

(1) 死亡

死亡についてのデータはほとんど得られない。貼紙にも「●●死ス」とだけ記されており、何歳で死亡したのか、病気により死亡したのか、事故により死亡したのかといった情報がいっさい記されていないからである。死亡に関しての情報は、宗派と町名、階層区分、性別、世帯主との続柄に限られる。

「惣寄目録」の数値は男性41名、女性44名の85名の死亡を記しているが、貼紙分の合計ではそれぞれ40名、42名で若干の不一致がある。このうち、家持層の死亡が42名であるのに対し借屋層の死亡が39名で人口比からいえば家持層の死亡率の方が高くなっている。死亡者の続柄を見ると「母」の死亡が目立つ。これは、女性の老年人口の比率が高いことの反映であろう。それに対して「親」の死亡は1名のみである。これは、男性の旦那が家督を譲ってから死亡するのではなく、旦那のまま死亡する例が多いことを反映していると考えられる。つまり、一定の年齢で隠居するという慣行が見られないということになるのであろう。

(2) 出生

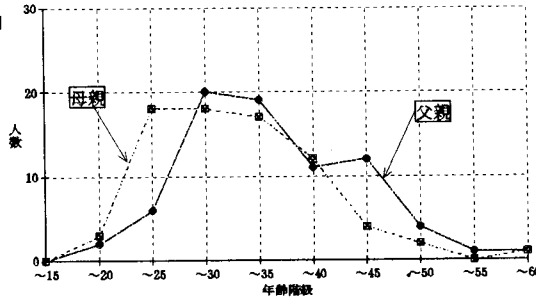
史料上で「出生」と記されているものを出生としてあつかった。もちろん他の宗門帳と同様に明治元年中に出生した者のうち明治2年の宗旨改まで生き残った者についての記載であるから、乳児死亡者は現れてこない。数えて2歳になった者は、惣寄目録では男子40名、女子40名の合計80名である。これに対して宗旨改帳の集計では、76名の2歳児を確認した。

76名の階層別分布は男子と女子の間に顕著な差はない。世帯数の少ない家持層の方が出生数で借屋層を上回っている。単年度の結果ではあるが、借屋層の人口再生産能力が家持層に比

図表 4-15
「2歳児父母年齢分布」

年齢	父	母
～15	0	0
～20	2	3
～25	6	18
～30	20	18
～35	19	17
～40	11	12
～45	12	4
～50	4	2
～55	1	0
～60	1	1
合計	76	76

図表 4-16 「2歳児父母年齢分布」



べて低いことを示唆しているのではないだろうか。

この76名の出生児に関してその父母の年齢分布をみたのが図表4-15、4-16である。母親の年齢

分布がほぼ21歳から40歳に集中しているのに対し、父親の年齢分布は26歳から45歳に集中しており、ほぼ5歳の年齢開差を保っている。これは、平均結婚年齢の開きにほぼ対応しているのではないと思われる。ただ、母親がほぼ年齢に沿った山型を構成しているのに対して、父親の41から45歳の階級が小さなピークを作っている。前節で検討したようにこの年代の男性は再婚する確率が高いので、そのことが出生児の父親の年齢別分布の変動要因になっていると考えられるのではないだろうか。

(3) 転入と転出

第2節でみたように三筋町の人口の転出入の形態には様々なものがある。宗旨改に記載されている事由を合計した件数を三筋町と枝町、伊賀国内、他国他領との出入についてみたのが図表4-17である。三筋町内部での転出は66名、転入76名である。本来三筋町内での転出入は一致しなければならないが、原史料の表記にしたがっている。この図表4-17を見ると転出合計は134名、転入合計は127名であるが、三筋町以外への転出が68名、転入が51名であるから、半数ほどは町外との間での流動である。転入人口の合計261名は、全人口に対して8.9%に過ぎない。奉公・出稼を含まない流動人口としてこの数値が高いのか低いのかは判断できないが、「惣寄目録」では三筋町外への奉公・出稼人数を111名としているから、転出に限って言えば合計179名のおよそ40%が一時的ではない移動を行っていることになる。後述するように流入人口が流出人口を上回るとは考えがたいから、奉公・出稼を含んでも転出入という形での社会的移動は350名程度であろう。したがって総人口に対する割合からいけば4%弱と

ということになる。従来報告されている西濃地域の事例などに比べると都市の事例としては転入は少ない方に属するのではないだろうか⁸⁾。

図表 4-17 「三筋町転出入事由別地域別一覧」

	「三筋町への転入元」							合計
	三筋町	枝町	伊賀	津藩	他国	武家	不明	
引越	33	5	3			3		44
嫁入	12	3	8		1			24
婿入	2		2		1			5
養子入	11	5	9				1	26
養子返	1							1
厄書入	7		3					10
掛人入	10	2						12
武家奉公								
相続入		1						1
帰住							4	4
合計	76	16	25	0	2	3	5	127

	「三筋町からの転出先」							合計
	三筋町	枝町	伊賀	津藩	他国	武家	不明	
引越	32	10	10			2		54
嫁出	11	2	1		1			15
嫁返		1			1			2
婿出	2	1						3
婿返		1						1
養子入	9	2	4		2			17
養子返	1	2	3					6
厄書出	5	1			1	1		8
掛人出	6	4	9					19
武家奉公						7		7
相続出			2					2
合計	66	24	29	0	5	10		134

全体的にみて転出が転入を上回っており、自然動態率においてもマイナスを示している上野三筋町は社会的移動の面からも人口規模を維持できない状況になっている。

地域的にみると上野枝町、伊賀国内いずれに対しても転出が転入を上回っており、特に枝町や武家方など広義の上野町への転出がマイナスの主因といえる。

事由別にみても引越と掛り人としての転出がマイナスになっているのに対し、婚姻や養子に関していえば転入の方が多い。

これまでの分析から考えると、借屋人層などの経済的困窮層が周辺への引越や掛り人、武家奉公人としての流出の主因となる一方、家持層を中心として「家」の維持のための婚姻や養子による流入が為されていたという構図が想定できる。

そこで、転入出者を階層別に検討してみたのが図表 4-18 である。これをみると全体として借屋層は家持層に比して流動性が高いということがいえるだろう。また借屋層の移動は家持に比して引越の占める割合が非常に高い。ある意味では持家がないのだから当然といえるが、社会的な移動の大部分が借屋層によって担われる一つの要因である。

家持の場合は嫁入出、養子入出が主要な移動事由になっているのは推測を裏付けているわけだが、借屋層においても婚姻や養子による転出入は家持に比べて少ない数ではない。

経済的な困窮の反映と思われる掛り人出や厄書出は必ずしも借屋層の比重が高いわけではないが、一つ特徴的なことは三筋町外への家持の転出理由の第一は「掛り人出」であることであ

図表 4-18 「階層別事由別転入出者」

事由	転入者階層別区分				事由	転出者階層別区分			
	家持	借屋	掛人	合計		家持	借屋	掛人	合計
引越	8	36		44	引越	3	48	3	54
嫁入	10	14		24	嫁出	12	5		17
婿入	0	4		4	婿出		4		4
養子入	11	15		26	養子出	10	12		22
厄害人入	6	4		10	厄害人出	1	7		8
掛り人入			12	12	掛り人出	11	8		19
武家奉公					武家奉公		7		7
相続入		1		1	相続出		2		2
焼住		4	1	5					
合計	35	78	13	126	合計	38	89	3	130
地域	家持	借屋	掛人	合計	地域	家持	借屋	掛人	合計
三筋町内	19	46	10	75	三筋町内	16	46	3	65
枝町	4	10	2	16	枝町	8	16		24
武家方			1	1	武家方				
伊賀国内	7	18		25	伊賀国内	9	20		29
津藩領内	2	1		3	津藩領内				
他国他領	3			3	他国他領	4	1		5
不明		4		4	不明		1		1

※嫁出入、婿出入、養子出入にはそれぞれ離縁を含んでいる。

6. まとめ

以上、分析としては上野三筋町に限定せざるを得なかったためサンプル数が少なくなり、上野町としての一体的分析という点では限界がある検討ではあったが、ここまでの分析によっても明治初年の上野町についてのある程度の特徴を見いだすことができたのではなかろうか。

三筋町の住民は家持層と借屋層とではその家族形態や「家」としてのあり方に顕著な差異を持っていた。家持層の世帯数における比重は江戸や大坂などに比べるとはるかに高く、都市としての性格でいえば農村により近いといえるが、借屋層の存在形態が上野の都市としての性格を特徴づけるものになっていたといえる。

借屋層は、端的に言えば「家」を維持していくのに必要な要素を著しく欠いていた。婚姻ということを考えてみると全般に家持層に比べて晩婚傾向が強い。そのことが出生力において家持との落差を生み出し、平均世帯員数においても明らかな差が出ている。世帯員数が少ないことは男性の戸主が死亡・欠落した場合にその後継者たる男子が得られにくいということになる。おそらく、借屋層の成人男性のかなりの部分は奉公・出稼ぎという形で他出しているから、そのような場合の後継者不足は一層深刻であったろう。借屋層の一つの特徴である女戸主の多さはそのような事情がもたらしたものだといえる。

また、社会的移動についても家持層と借屋層は対照的である。借屋であることは、一方で家主への人格的従属を強める作用を果たすが、他方では他所への転居を容易にする要因でもある。概して言えば家持層の社会的移動は婚姻や養子縁組などの「家」維持に関わる事が中心であるのに対し、借屋層の社会的移動は引越の様に「生活」維持に関わる事が中心である。これに宗旨改帳では確認できない奉公・出稼を加えれば、借屋層の流動性は「家」や世帯を維持していく上での脆弱性の裏返しであることがわかる。

幕末維新期の地方城下町の人口構造を分析する視点としては、短期的な移動の主要な要因で

ある借屋層の動向と、激しい変動は示さないが長期的には出生力が高く「家」や世帯の維持力が高い家持層の動向との複合としてみていくことが必要であろう。この点を分析の視座として、借屋層や奉公人の比率の圧倒的な江戸や大坂などの中央巨大都市とは異なる変動を示す地方都市についての検討を引き続き進めていきたい。

注

- 1) 明治2年分の宗旨改帳としては他に「明治二巳年三月晦日 宗旨請寺院判形帳 七冊」がある。これは、明治2年の宗旨改を行った寺院の判形を各宗派毎に1冊に仕立てたものである。また「明治二巳年三月晦日 上野町組惣寄目録帳」は、宗旨改帳の中に含まれる「目録典書帳」とは別に、全体としての上野三筋町分の人口増減を集計したものである。その内容は、図表4-1-1に示してある。
- 2) 伊賀の鉢身分については、『都市部落』（部落問題研究所、1964年）40頁以下に久保文雄氏による先駆的な分析がある。三重地域の鉢身分については『部落の歴史 近畿編』（部落問題研究所、1984年）273頁以下を参照のこと。
- 3) 『上野市史』32-44頁。
- 4) 松山宏「伊賀における城下町の成立—殊に上野を中心として—」（『伊賀郷土史研究』第四輯、1961年）。
- 5) 伊賀上野紺屋町史編集会『伊賀上野紺屋町史』（1968年）。
- 6) 前掲『上野市史』。
- 7) 「掛り人」と「厄害」は他の津藩領の宗旨改帳でも確認できるので、上野町特有の存在ではない。この両者についての若干の考察を別稿において行ったので参照されたい（「津藩領の『掛り人』と『厄害』について」、『地研通信』48号掲載予定）。
- 8) 速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』（1992年、創文社）255頁以下。

加齢に伴う記憶機能の変化について（中間報告）

東 福 寺 一 郎

はじめに

高齢社会の到来に呼応して、加齢（aging）にかかわる研究が以前にまして注目を集めるようになってきた。その研究内容も多様化してきている。本研究テーマに則し、日本心理学会の論文集に掲載された、成人期以降における加齢に伴う認知・記憶機能の変化を扱った個人発表数を見ると、1986年の第50回大会においては0であった。5年後の第55回大会においては3つほどの発表が行われている。そして、昨年の第60回大会では6つに増えている。また、全般的に、高齢者の心理にかかわる研究は急激に増加している。

欧米においても加齢にかかわる研究は盛んに行われている。筆者は、1994年から95年にかけて、カナダのヴィクトリア大学において加齢と認知・記憶機能の変化をテーマに研究する機会を得た。ヴィクトリア大学ではホアルシュ教授を中心に、様々な調査・テスト・実験を用いて、成人後期から高齢期にかけての縦断的研究—ADAM（Adult Development And Memory）プロジェクトが展開されている（Hultsch et. al., 1992）。縦断的研究とは、固定された被験者を対象に、一定のインターバルをおいて測定を繰り返すことによって、諸機能の継時的変化を明らかにしようとするものである。最も有名なシアトル研究にあつては、35年もの長期にわたる研究が行われている（Schaie, 1994）。

一方、加齢に伴う認知・記憶機能の変化を扱う研究の多くは横断的なアプローチを行っている。横断的研究とは、測定時期を固定した上で、異年齢集団に対し実験、テスト、調査を実施し、発達の変化を明らかにしようとするものであり、測定時期という変数を考慮しなくてもすむこと、さらには比較的短期間にデータ収集が可能であるという特徴がある。しかしながら、結果として異年齢集団間に差異が認められたとしても、その差異が加齢によるものなのか、コホート（世代）の違いによるものなのかを明確にすることが難しいという短所を持つ。

ADAMプロジェクトの概要については東福寺（1995）が詳しいが、本研究はそこで数多く実施されている調査・テスト・実験の中から3種類を抜粋し、なおかつ、日本人向けに改定したものをを用いて、青年期から中年期、そして高齢期にかけて記憶機能がどのように変化していくか、その一端を解明しようとするものである。本来であれば、ヴィクトリア大学で行われている研究をそのまま追試することが最善であるが、大規模な縦断的研究を行うことは筆者単独では不可能である。

従って、本研究は横断的であり、その規模もきわめて小さいが、できうる範囲内で年齢や性別による差異を明らかにし、今後の研究へつなげていくことを目指している。

方 法

＜実施日時＞1996年9月6日（金）に、M大学共通教育「心理学Ⅰ」（5・6限、7・8限）の講義時間中に実施した。

＜被験者＞M大学共通教育「心理学Ⅰ」を受講している学生で、当日講義に出席をした248名（男子117名、女子131名）が対象である。共通教育であるため、学生の所属は全（5）学部にまたがり、1、2年生が大半を占める。

＜手続き＞この調査及び実験は以下に示す2つのセッションからなり、すべて集団調査（実験）として行われる。まず、はじめに質問項目等を記載した調査票（付録参照）を被験者に配布する。その際、指示があるまでは用紙をめくらないように注意をする。

セッション1：日常場面において各自が自己の記憶をどのように用いているか、すなわちメタ記憶について質問紙形式で尋ねる。質問項目は全部で45項目あり、いずれも5つの選択肢（例：1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする）から当てはまるものを1つだけ選ぶというものである。

セッション2：記憶にかかわる2種類の実験、テストから構成される。前半は自由再生課題を行う。まず、5つのカテゴリー（親族、布地の素材、家具、昆虫、酒）から6語ずつの計30語からなる記銘リストを、全語同時に2分間提示し、次の5分間で、記銘リストに含まれる単語をできるだけ多く反応用紙に書き出すというものである。書き出す順序は提示された順序とは関係なく、自由である。後半は一般的知識に関するテストである。歴史、科学、スポーツ、地理、娯楽の各領域から、例えば、「初めて大西洋単独横断飛行に成功したのは誰ですか。」という形式の問題が提示される。被験者は、推測でもよいから回答することを求められるが、どうしてもわからない場合には、「×」印を解答欄につける。質問は30項目あり、15分の解答時間内に被験者は各自のペースで記入をしていく。

結 果

＜セッション1＞各質問項目ごとに選択した番号の平均値と標準偏差を男女別に示したものが表1である。平均値の差の検定を実施したところ、11項目において男女差に統計的有意差が認められ、そのうち8項目については、1%の棄却率で有意であった。しかも、これらの項目を個別にみると、「思い出したことを全部思い出し、筋が通るように全体を構成するのに時間をかけますか」で、男子学生が女子学生に比べ時間をかけて行う傾向があるが、それ以外の10項目については、いずれも女子学生にその傾向が表れている。すなわち、「買い物に行くとき買い物リストを利用する」「重要な約束を覚えておきたいとき、他の人（配偶者や友人）に協力を頼む」「面白そうなTV番組が近日中にあるとき、誰か（配偶者や友人）に思い出させてくれるように依頼する」「外出するときに忘れないようにするため、物を目立つ場所に置く（カバンをドアの前に置くなど）ことをする」「予約（美容院や歯医者など）を手帳やカレンダー

に書きとめる」「誕生日を忘れないようにするために、手帳やカレンダーに書いておく」「電話番号を忘れないようにするためにカレンダーや手帳に書く」「ある特別な日に起きた出来事を思い出したいとき、その日に起こったことを順番に振り返りながら思い出そうとする」「5～10年前に比べ、手帳やある特定の場所にものを置くなど、記憶の補助を使う頻度が増えた」

表1 記憶質問紙における回答結果

項目	質問項目概要	男子 平均 値	女子 平均 値	男子 標準 偏差	女子 標準 偏差	有意 差
1	買い物に行くとき買い物リストを使用	2.02	2.74	1.08	0.95	**
2	話していることを覚えようとするとき、ゆっくり話すように依頼	2.22	2.44	1.00	1.05	
3	重要な約束を覚えておくとき、他人に協力を依頼	2.38	2.82	0.98	0.98	**
4	大切な会話を覚えるとき、努力を要する	2.68	2.70	1.11	0.95	
5	物語を覚えるとき2回以上読み返す	2.26	2.37	1.17	1.29	
6	読書を中断するときしおりを使用	2.02	1.95	1.29	1.03	
7	面白い物語を覚えておくのに、努力を要する	3.88	4.04	1.08	0.97	
8	新聞記事を正確に思い出すことが大切	2.31	2.23	0.99	0.99	
9	面白そうなTV番組を忘れないように、他人に協力を依頼	4.19	3.72	1.01	1.13	**
10	本当に覚えておきたいものを記憶するのに多大の集中	4.06	3.78	0.93	1.02	
11	新聞記事を覚えておくために、ふだんよりゆっくり読む	3.45	3.37	1.29	1.36	
12	誕生日のようなイベントを覚えておきたいときに他人に協力を依頼	1.71	1.79	0.91	0.88	
13	掲示板にメモを貼る	2.78	2.94	1.33	1.35	
14	特定の人の名前を覚えるとき、他者の協力を依頼	4.26	4.23	0.97	0.94	
15	興味深いものを読むとき、スピードを落とす	2.74	2.65	1.20	1.27	
16	会話を正確に覚えることが重要	2.57	2.55	1.07	1.12	
17	出発時間を他人に覚えておいてもらう	2.36	2.57	1.37	1.30	
18	物を決った場所に置く	2.88	2.82	1.28	1.35	
19	5年前に比べ、ものを覚えておくのに他者の協力を求める頻度増す	3.23	3.21	0.77	0.77	
20	重要な電話番号を覚えるのに努力を要する	3.06	3.17	1.32	1.24	
21	外出するとき、ものを目立つ場所において忘れ物を防ぐ	3.06	3.40	1.22	1.15	*
22	TV番組から何かを覚えるとき語呂合わせなどの方法を用いる	3.94	3.92	1.19	1.08	
23	思い出したいことを思い出し、筋が通るように構成するのに時間をかける	3.08	2.72	1.06	1.09	**
24	予約を手帳に書く	2.82	1.73	1.38	1.10	**
25	事前に熟慮し、計画を練る	3.43	3.60	1.10	0.99	
26	記憶術や記憶の助けになるもののために多くの時間を使用	4.32	4.27	0.77	0.84	
27	誕生日を手帳に書き留める	2.09	3.71	1.25	1.32	**
28	電話番号を覚えるのに、頭の中で復唱	2.09	2.77	1.40	1.40	
29	5年前に比べ、大切なことを学習するのに時間をかける	2.57	2.72	0.86	0.85	
30	電話番号を忘れないように手帳に書く	2.23	1.75	1.24	1.10	**
31	人の名前を顔と結びつけて覚える	3.88	4.07	1.24	1.17	
32	出会った人の名前を覚えるのに努力を要する	3.12	3.08	1.22	1.20	
33	ある日の出来事を思い出すと、その日に起きたことを順番に振り返る	2.97	2.51	1.25	1.17	**
34	5年前に比べ記憶の補助を使う頻度増える	2.38	2.18	0.75	0.71	*
35	子どもの頃の出来事をできる限り正確に思い出すことが重要	2.40	2.50	1.05	0.98	
36	頭文字を手がかりとして思い出す	2.91	3.24	1.09	0.98	*
37	会議の開始時間を覚えるのに努力を要する	3.19	3.05	1.14	1.17	
38	よく知っているものと結びつけて覚える	2.85	2.99	1.06	1.22	
39	面白い物語を正確に思い出すことが大切	2.51	2.54	1.08	1.06	
40	頭の中でイメージを描いて覚える	3.49	3.58	1.26	1.23	
41	5年前に比べ、大切なことを覚えるのに努力を要する	2.48	2.60	0.72	0.79	
42	物事を完璧に思い出すことが大切	2.49	2.28	1.09	1.01	
43	うまく思い出せるように、約束を復唱する	3.23	3.08	1.09	1.11	
44	5年前に比べ、物事を完璧に思い出すことが重要になる	2.74	2.82	0.88	0.69	
45	5年前に比べ、記憶術を使う回数増える	2.50	2.58	0.66	0.74	

**：p<.01 *：p<.05

(注)項目ごとに選択肢の内容が異なるので、数値だけの比較は意味がない。詳細は付録を参照のこと。

「人や都市、あるいはその他のものの名前を思い出したいとき、手掛かりとして文字を使う（頭文字を手掛かりに思い出すなど）」という傾向が、程度の違いはあるが、いずれも男子学生に比べ女子学生に強く認められる。

また、男女を問わず、誕生日のようなイベントを覚えておきたいとき（項目12）や、特定の人の名前を覚えるとき（項目14）は他人に頼らず、毎日の生活の中で、記憶の助けになるものために時間を使うことはしていない（項目26）ことが明らかである。

<セッション2>自由再生課題における平均正再生語数は、男子学生23.32語、女子学生23.80語であり、男女差は認められない。続く一般的知識にかかわる事実の記憶テストについては、表2に示す通りの結果であった。

表2 事実の記憶テストにおける男女別正答率と正答数

項目	質 問 項 目 概 要	男 子 平均値	女 子 平均値	有意差
1	初めて大西洋単独横断飛行したのは誰	0.48	0.32	**
2	イザヤ・ベンダサン著書	0.03	0.01	
3	ドンジョバンニを書いた作曲家	0.04	0.08	
4	長篠合戦の敗軍の将	0.35	0.19	**
5	ガガーリン少佐の言葉	0.89	0.79	*
6	坂本龍一らのグループ名	0.50	0.27	**
7	馬の背に乗った人が木槌でボールを打ち合うスポーツ	0.55	0.37	**
8	ベレー帽で美術教師を装い、女性を殺害した犯人	0.02	0	
9	血液中の液状成分	0.56	0.75	**
10	子育てに専念する夫をダスティン・ホフマンが演じた映画	0.09	0.07	
11	走者が1ベースを進める投手の不正行為	0.92	0.27	**
12	日紡貝塚女子バレーボールチームにつけられたニックネーム	0.39	0.40	
13	黒白の縞模様の馬のような動物	0.94	1.00	
14	共産圏と西欧諸国の障壁を指してチャーチルが使った言葉	0.38	0.32	
15	「構造と力」を著したニューアカデミズムの元祖	0	0	
16	アントニーと力を合わせたエジプトの女王	0.66	0.65	
17	フジヤマのトビウオといわれた水泳選手	0.08	0.05	
18	各面9個の駒を同色に揃える遊びに使われる六面体	0.84	0.44	**
19	ブダペストはどここの国の首都	0.31	0.27	
20	日比谷公会堂で暗殺された社会党党首	0.02	0	
21	陸上で発生する大きな渦巻き	0.75	0.85	
22	遠山啓らが提唱した初等算数教育の方式	0.01	0	
23	ボンを流れる川	0.41	0.33	
24	1940年代にインドで無抵抗運動を展開したインド人指導者	0.91	0.89	
25	和田アナウンサーの「ご名答」が流行語となったラジオ番組	0	0	
26	ビル・ゲイツが会長の米の会社	0.40	0.12	**
27	水路で知られるイタリアの都市	0.49	0.36	*
28	海で最も深い部分がある海溝	0.54	0.42	*
29	「不確実性の時代」を書いたアメリカの経済学者	0	0	
30	「異邦人」を書いたフランスの作家	0.17	0.23	
平均正答数		11.71	9.44	**

** : p < .01 * : p < .05

30項目中11項目において男女差が認められ、そのうち8項目は棄却率1%で有意差がある。また、血液中の液状成分名を尋ねた項目（項目9）を除き、いずれも男子学生の正答率が女子学生を上回っている。全体の正答数についても男女差があり、男子学生が女子学生よりも平均2項目ほど多く正答している。

考察と今後の方針

当中間報告は、青年期にある大学生を対象に行った調査結果のみをまとめたものであるが、中年期及び高齢期にある人々との比較があってはじめて研究目的は達成されるのであり、その意味からすれば、本報告で考察すべきことはほとんどない。このことをわきまえた上で、青年期のデータだけから言えることに限定して若干の考察を加えるならば、女子学生は男子学生に比べて、様々な方法で忘れないための工夫をしているようである。女子学生自身も、5～10年前に比べて記憶の補助を使う頻度が増えたと自覚しており、行動的事実がそれを裏付けている。しかし、自由再生実験結果にあるとおり、新しい情報を記録・保持・再生する能力で女子学生が男子学生より劣るということはない。

事実の記憶テストの結果については、男女差が認められた11項目の間に目立った共通性はなく、むしろ、統計的有意差がなかった項目も含め、一般的に男子学生の正答率が女子学生のそれを上回っていた。テストで用いられた項目が男子学生向きのものに偏っていたとは思われないが、事実の記憶にかかわる性差を確認するためには、項目を増やして再度テストを実施する必要がある。

今後の方針としては、ようやくデータ収集を終えた中年期にある人々の記憶機能について分析を行うとともに、大学生の結果と比較する中で、青年期から中年期にかけての記憶機能の変化を明らかにすることから始めたい。さらに、諸般の事情から今回は手がつけられなかった高齢期については、来年度にデータを収集し、青年期、中年期と比較することで当初の目的を達成したいと考える。

引用文献

- Hultsch, D. F., Hertzog, C., Small, B. J., McDonald-Miszczak, L., & Dixon, R. A. (1992). Short-term longitudinal change in cognitive performance in later life. *Psychology and Aging*, 7, 571-584.
- Schaie, K. W. (1994). The course of adult intellectual development. *American Psychologist*, 49, 304-313.
- 東福寺一郎 (1995) 加齢と認知に関する縦断的研究について 三重法経 第103号 33-47.

付 録

セッション1および2で用いた調査票と教示は以下の通りである。

〈セッション1：記憶質問紙〉

人々は皆それぞれの記憶を日常生活の中で様々な方法で使用しています。例えば、ある人は買物リストを作りますが、他の人は作りません。ある人はものの名前を覚えるのが得意ですが、他の人はそうではありません。この質問紙はあなたがご自身の記憶をどのように使っているかをお尋ねするものです。人それぞれなのですから、これらの質問に対し正しい答えとか誤った答えというものはありません。

それぞれの質問には5つの選択肢があります。各質問内容を注意深く読んだ上で、その選択肢の中からあなたに当てはまるものを1つだけ選び、記号を○で囲んでください。

例えば、次のように、あなたの記憶に関連することで、それを行う頻度を尋ねます。

あなたは、その日のうちにしなければならないことのリストを作りますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する
4. しばしばする 5. 常にする

この中から1つだけ回答を選ぶのですが、その際、あなたがふだんしていることに最も近いものを選んでください。回数や頻度を正確に思い出せないとか例外があるということを感じることはありません。

回答を行うにあたり、次の点を守って下さい。

(1) 例えあなたにぴったり当てはまるものがなくても、全ての質問に答えてください。

(2) あなたにとって本当のことをできるだけ正直に答えてください。「こう答えた方が正しいから」というような理由で選択することはしないでください。

〈質問項目〉

1. 買い物に行くとき買物リストを利用しますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
2. 誰かが話をしていることを覚えようとするとき、ゆっくり話すように頼みますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
3. 重要な約束を覚えておきたいとき、他の人（配偶者や友人）に協力を頼みますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
4. 大切な会話を覚えておきたいとき、多大な努力をしますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
5. 物語を覚えようとするとき、あなたはそれを2回以上読み返しますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
6. 読書を中断するとき、その場所がわからなくなならないようにしおりに使いますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
7. 面白い物語を覚えておくのに、多大な努力をしますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
8. 新聞記事を思い出したいとき、正確に思い出すことはあなたにとって大切ですか。
1. そのようなことはない 2. 滅多にそのようなことはない 3. 時々そうである
4. しばしばそうである 5. 常にそうである
9. 面白そうなTV番組が近日中にあるとき、あなたは誰か（配偶者や友人）に思い出させてくれるように依頼しますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
10. あなたが本当に覚えておきたいものを記憶するのに、多大の集中をしますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
11. 新聞記事を覚えておこうとするとき、あなたはふだんよりゆっくり読みますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
12. あなたは誕生日のようなイベントを覚えておきたいとき、誰か他の人（配偶者や友人）に協力をしてもらいますか。
1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする

13. 今後の予定（会議やデートなど）を忘れないようにするために、掲示板や他の目立つ場所にメモを貼りますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
14. ある特定の人の名前を覚えておきたいとき、あなたは誰か他の人（配偶者や友人）に協力をしてもらいますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
15. あなたにとって興味深いもの（すなわち覚えておきたいもの）を読んでいるとき、あなたは読む速度を落としますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
16. 会話を覚えておこうとすると、正確に覚えることはあなたにとって重要ですか。
1. そのようなことはない 2. 減多にそのようなことはない 3. 時々そうである 4. しばしばそうである 5. 常にそうである
17. 旅行へ行くとき、出発時間に遅れないように誰か（配偶者や友人）に時間を覚えておいてもらいますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
18. 今度使うときにわからなくならないように、物（メガネや鍵など）を決まった場所に置きますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
19. 何かものを覚えておこうとすると、他の人（配偶者や友人）に協力を求めることは5～10年前に比べて変わりましたか。
1. かなり回数が増えた 2. 回数が増えた 3. 変化していない 4. 回数が減った 5. かなり回数が減った
20. 重要な電話番号を覚えておきたいとき、多大な努力をしますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
21. 外出するときに忘れないようにするため、物を目立つ場所に置く（カバンをドアの前に置くなど）ことをしますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
22. TV番組から何か覚えておきたいとき、語呂合わせなど特別な方法を使いますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
23. 思い出したいことを全部思い出し、筋が通るように全体を構成するのに時間をかけますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
24. 予約（美容院や歯医者など）を手帳やカレンダーに書きとめますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
25. あなたがしなければならないことについて、事前に熟慮し、計画を練りますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
26. 毎日の生活の中で、記憶術や記憶の助けになるもののために多くの時間を使いますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
27. 誕生日を忘れないようにするために、手帳やカレンダーに書いておきますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
28. 電話番号をうまく覚えるためにそれを頭の中で復唱しますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
29. 5～10年前に比べ、大切なことを学習するのに時間をかけるようになりましたか（ゆっくり読むあるいは何度も読むなど）。
1. かなり回数が増えた 2. 回数が増えた 3. 変化していない 4. 回数が減った 5. かなり回数が減った
30. 電話番号を忘れないようにするためにカレンダーや手帳に書きとめますか。
1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 減多にしない 5. しない
31. 人の名前を覚えるとき、あなたは名前と顔を結び付けて覚えようとしますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
32. 今出会った人の名前を覚えたいとき、多大な努力をしますか。
1. しない 2. 減多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
33. ある特別な日に起きた出来事を思い出したいとき、その日に起こったことを順番に振り返

りながら思い出そうとしますか。

1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
34. 5～10年前に比べ、あなたは手帳やある特定の場所にものを置くなど、記憶の補助を使う頻度が増えましたか。
 1. かなり回数が増えた 2. 回数が増えた 3. 変化していない
 4. 回数が減った 5. かなり回数が減った
35. 子どもの頃に起きた出来事を思い出したいとき、できる限り正確に思い出すことはあなたにとって重要ですか。
 1. そのようなことはない 2. 滅多にそのようなことはない 3. 時々そうである
 4. しばしばそうである 5. 常にそうである
36. 人や都市、あるいはその他のものの名前を思い出したいとき、手掛かりとして文字を使いますか（つまり、あ・い・う・・・というように頭文字を手掛かりに思い出そうとする）。
 1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
37. 大切な会議の開始時間を覚えておくのに、多大な努力をしますか。
 1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
38. 何かを覚えておこうとするとき、思い出しやすくするためにあなたがよく知っている他のものと結び付けようとしてしますか。
 1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
39. 面白い物語を思い出そうとするとき、正確にそれを思い出すことがあなたにとって大切ですか。
 1. そのようなことはない 2. 滅多にそのようなことはない 3. 時々そうである
 4. しばしばそうである 5. 常にそうである
40. ある種類の情報を覚えようとするとき、あなたは頭の中でイメージや絵を描きますか。
 1. しない 2. 滅多にしない 3. 時々する 4. しばしばする 5. 常にする
41. 5～10年前に比べ、大切なことを覚えておくのに努力や集中力を必要とすることが増えましたか。
 1. かなり回数が増えた 2. 回数が増えた 3. 変化していない
 4. 回数が減った 5. かなり回数が減った
42. 物事を完璧に（できる限り一字一句変えずに）思い出すことはあなたにとって重要なことですか。
 1. そのようなことはない 2. 滅多にそのようなことはない 3. 時々そうである
 4. しばしばそうである 5. 常にそうである
43. できるだけうまく思い出せるように、大切な約束を復唱しますか。
 1. 常にする 2. しばしばする 3. 時々する 4. 滅多にしない 5. しない
44. 5～10年前に比べ、物事を完璧に思い出すことがあなたにとって重要になりましたか。
 1. ずっと重要になった 2. より重要になった 3. 変化していない
 4. あまり重要でなくなった 5. ほとんど重要でなくなった
45. 5～10年前に比べ、復唱したり物事をカテゴリーに分けてグルーピングするというような記憶術を使う回数は増えましたか。
 1. かなり回数が増えた 2. 回数が増えた 3. 変化していない
 4. 回数が減った 5. かなり回数が減った

<セッション2：単語記憶・事実の記憶>

ものを覚えそれを思い出すということは私達の日常生活に欠かすことのできないものです。例えば、私達は約束を覚えていなければなりませんし、キーをどこへ置いたか、店で何を買うのかを思い出さねばなりません。これから、皆さんに2種類の記憶テストに挑戦していただきます。その2種類のテストというのは、単語を覚えるものと一般的知識にかかわるものです。

これらの記憶の課題は決して特殊なものではありません。最初の単語の記憶テストは30語の名詞からリストが構成されています。次の一般的知識に関する質問は歴史、科学、スポーツ、地理、それに娯楽の領域から問題が出され、ひとつひとつに解答をしていただきます。

これらの課題を完璧にこなそうとする必要は全くありません。私は皆さんが満点をとるかどうかに興味があるわけではありません。課題は決してやさしくはありませんが、手も足も出ないというものでもありません。全力を尽くしてくださるようお願いいたします。でも、うまく思い出

せなかったとしてもがっかりしないでください。

<単語記憶>

この課題では、皆さんにいくつかの単語を覚えてもらい、続いてそれらを思い出してもらいます。次のページには30個の名詞が並んでいます。さらに線の引いてあるページが続きます。

後で思い出せるように注意深くこれらの単語を覚えてください。時間は2分です。合図があったら次の線の引いてあるページを出して、覚えた単語を書き出してもらいます。書き出す順番は自由です。つまり、初めに書いてあった順番通りに書き出す必要はありません。書き出す時間は5分です。

いったんページをめくって書き出したら、もう前のページを見てはいけません。皆さんがどのくらい単語を思い出せるかを調べたいのですから、これはとても大切なことです。

それでは準備はよろしいですか。繰り返しますと、覚えるのは2分間、書き出すのは5分間です。書き出す順番は皆さんの自由です。

<用いられた記銘リスト>

叔父	羊毛	ベッド	ビール	みつばち	ソファ	ブレンダー		
絹	机	蚊	母	レーヨン	ワイン	ダンス	クモ	兄
ウォッカ	ゴキブリ	焼酎	イス	祖父	ナイロン	ブ		
ジン	サテン	ランプ	いとこ	麻	カブトムシ	姪		

それでは、今覚えた単語を書き出してください。書き出す順番は問いません。

(反応用紙省略)

<事実の記憶>

この課題では、いくつかの事実について思い出していただきます。以下のページに、テレビのクイズ番組で出されるような一般的知識に関する質問が40項目あります。

それぞれの質問に対して、あなたが正しいと思う答えを下線部に記入してください。誤字を気にすることはありません。解答を見つけるべくあなたの記憶の中を一生懸命探し、解答が見つかったら、すぐにそれを書き留めてください。もし、解答がすぐに見つからなくても、しばらく努力してみてください。いくつかの質問については、すぐには解答が見つからないかもしれません。

質問の難易度には大きな差があります。あるものは簡単に答えられるでしょうし、あるものは結構難しいでしょう。確信をもって答えられない場合にも、推測で答えてください。推測をしてはいけないということはありません。できる限り多くの質問に正しく答えてほしいのです。どうしてもわからないという場合には、解答欄に×印をつけ、それから次の質問に進んでください。

それでは、練習をしてみましょう。質問の下下線部に答えを書いてください。

「今の日本の首相の姓は何ですか？」

それでは準備はよろしいですか。繰り返しますと、正解の自信がなくても推測で答えてください。どうしてもわからない場合には、解答箇所×印をつけてください。

<質問項目> (解答欄省略)

1. 初めて大西洋単独横断飛行に成功したのは誰ですか？
2. 日本人論ブームのはしりの存在であるイザヤ・ベンダサン著書の著書は何ですか？
3. オペラ「ドンジョバンニ」を書いた作曲家は誰ですか？
4. 長篠合戦の敗軍の将は誰ですか？
5. ソ連の宇宙飛行士ガガーリン少佐が残した有名な言葉は何ですか？
6. 坂本龍一、細野晴臣、高橋幸宏がいたグループ名は何ですか？
7. 馬の背に乗った人が木槌でボールを打ち合うスポーツは何ですか？
8. ベレー帽で新車を乗り回し、美術教師を装い、次々と女性を誘っては殺害した犯人は誰ですか？

9. 血液の中の液状成分を何と言いますか？
10. 家を出た妻と子育てに専念した夫の、子どもをめぐる争いをテーマとしたダスティン・ホフマン主演の映画は何ですか？
11. 野球の投手の不正行為で、すべての走者が1ベース進塁できるものを何と言いますか？
12. 大松博文監督率いる日紡貝塚女子バレーボールチームにつけられたニックネームは何ですか？
13. 黒と白の線の模様が入った馬のような動物は何ですか？
14. チャーチル英首相が共産圏と西欧諸国との障壁を指して使った言葉は何ですか？
15. 「構造と力」を著し、ニューアカデミズムの元祖とされたのは誰ですか？
16. ローマのマーク・アントニーと力を合わせたエジプトの女王は誰ですか？
17. フジヤマのトビウオと言われた水泳選手は誰ですか？
18. 各面9個のコマを同色に揃える遊びに使われる六面体を何と言いますか？
19. ブダペストはどこ国の首都ですか？
20. 日比谷公会堂で演説中に暗殺された社会党委員長は誰ですか？
21. 陸上で発生する大きな渦巻を何と言いますか？
22. 遠山啓を中心とする数学教育者達が提唱した初等算数教育の方式を何と言いますか？
23. ボンを流れる川の名前は何か？
24. 1940年代にインドで無抵抗運動を展開したインド人指導者は誰ですか？
25. 司会役の和田信賢アナウンサーの「ご名答」が流行語となったNHKのラジオ番組は何ですか？
26. ビル・ゲイツが会長をしているアメリカの会社はどこですか？
27. 水路で知られるイタリアの都市はどこですか？
28. 海で最も深い部分は何という海溝にありますか？
29. 「不確実性の時代」を書いたアメリカの経済学者は誰ですか？
30. 「異邦人」を書いたフランスの作家は誰ですか？

環境の総合的管理と環境基本計画

—三重県環境基本計画の策定について—

足 田 敬 志

目次

はじめに

- I 環境の総合的管理に果たす環境基本計画の役割—環境基本計画の必要性をめぐって
 - II 国の環境基本法と三重県環境基本条例の成果と問題点
 - III 国の環境基本計画の特徴と問題点
 - IV 三重県環境基本計画（素案）の特徴と課題
- おわりに

はじめに

筆者は、1994年1995年の2年間に亘って、三重大学・国連地域開発センター（UNCRD）共同研究事業に参加して、「アジアにおける開発と環境」の統一テーマの下に、三重県における環境行政の推移とタイにおける環境と開発を比較検討する機会を得たが、さらに、1996年6月より三重県環境審議会委員及び三重県環境審議会環境基本計画部会委員として、三重県における環境行政に関与する機会を得た。ここではこの3年間に亘る経験を中間的に自分なりに反省し、三重県を素材として、日本の環境行政特に環境基本計画の策定及び環境基本計画の下での環境計画行政のあり方を検討してみようとする。

I 環境の総合的管理に果たす環境基本計画の役割—環境基本計画の必要性をめぐって

今回の三重県における環境基本計画の策定は、国の1993年11月の環境基本法制定及び国の環境基本計画の策定（1994年12月）に伴い、三重県も1996年3月に環境基本条例を制定し、同条例第9条が「知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本

的計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。」と規定していることに基づいている。

もっとも、環境に関する計画行政は環境基本法の策定に伴うものが初めてというわけではない。1973年に策定された大阪府の環境管理計画をはじめとしていくつかの都道府県ですでに実施されてきている。しかしながら、今回、国をはじめとして多くの都道府県や市町村で策定実施が進められている環境基本計画にはこれらのものとは異なる背景がある。（1996年3月現在で、埼玉県、山梨県、岐阜県、大阪府、奈良県、愛媛県、福岡県の7県が策定済みであり、既存計画があるとして今回の策定を見送った岩手県、島根県、佐賀県をのぞくその他のすべての都道府県が策定中である。また、三重県下では四日市市と名張市が策定済みであり、津市、上野市、鈴鹿市、久居市、飯高町が策定中である。資料10）

環境基本計画の必要性につき、ある者は次のように説く。「第1に、…公害防止計画は、特定地域についてしかも…典型7公害に限ってそれを防止しようとするもので、それ以外の自然環境や都市環境、居住環境などの保全は対象とされていない」として、環境の総合的保全のために環境計画の必要性が説かれる。第2に、「公害対策中心の計画では、…公害防除の戦いには勝利できても、より豊かな環境を創り出すことはできない。…従来バラバラに実施されていた施策を有機的に連関させ、より良好で豊かな自然環境、都市環境、歴史的・文化的環境を創造し、管理することが求められるようになったのである」として良好な環境創造のために環境基本計画の必要性が説かれる。第3に、「地球環境…問題に対処するためには、エネルギー政策、交通政策、廃棄物政策など、都市政策全般にわたる施策の再検討が必要であり、市民の協力を前提とした総合的な対策を欠かすことができないからである」として、地球環境保全のための総合的施策の推進から環境基本計画の必要性を説く。（文献14 畠山武道執筆担当）

これに対し、三重県における環境基本計画策定とその実施を提言した「三重県における環境施策のあり方について（提言）」（三重県環境施策検討委員会1994年4月）は、環境基本計画行政の必要性の背景につき、第1に、公害対策、自然環境保全からアメニティへ、第2に、都市・生活環境型環境問題の顕在化、第3に、地球環境問題の広がり、を説く。

これらに対して、筆者は次の3点からこれからの環境行政には環境計画が必要だと考えている。

第1に、公害防止行政の重要性は我が国において引き続き変わらないが、公害防止行政が主として対象とするような、人の健康・安全に対して直ちに脅威になるような環境に係る支障がなくとも、地域の安全や生態系を考えると積極的に施策を講じることなしには環境が保全できないような環境の総合的保全が必要な分野が広がっているという認識が必要であり、このことの実現には環境基本計画が必要である。

第2に、都市・生活型の公害（国の環境基本計画）や都市・生活型の環境問題の顕在化（「三重県における環境施策のあり方について（提言）」）が説かれるが、これらは、たとえば自動車の排気ガスによる大気汚染を例にとっても、自動車の排気ガス規制をいくら進めても都市の

郊外化やそれに伴う自動車交通量の増大を野放しにしている問題は根本的解決は得られず、都市の無計画な郊外化・外延化をやめさせる地価・土地利用規制政策を実施したり、エネルギー利用効率を高める公共交通政策の進展なしには問題の根本的解決はあり得ないことを今こそ明確にすべきであり、この視点に立った、都市の成長管理を基本に据えた総合的都市政策と結びついた環境の総合的管理の必要性が環境基本計画の必要性をもたらしているといわねばならない。(文献 16、15 頁)

第 3 に、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムが地球環境の破滅的な破壊に人類を向かわしめているという認識に立ち、これに変わる新しい経済社会システムの構築に人類が取り組むことが必要であるが、このような模索を全人類的に取り組むには、地球環境を破壊しつつある経済社会的活動を先進 7 カ国を中心に現時点で凍結して新しい道を模索することを強制することが何より必要である。そのためにこそ環境基本計画が策定され、新しい経済社会システムへの道が模索されねばならない。これらの環境基本計画の必要性の背景認識の差異はそのまま環境基本計画の内容の差異につながるから、環境基本計画の必要性をどのように認識するかはきわめて重要な問題といえる。

このような筆者の視点からいうと先の三重県提言には若干の問題がある。

まず、第 1 に、「三重県における環境施策のあり方について(提言)」が、公害対策、自然環境保全からアメニティへとしており、ほかにも環境行政の質的転換を公害防止行政から環境管理行政への転換としてあたかも公害防止行政が歴史的使命をすでに達成してその役割を終えたように描き出す論者が近年みかけられるがこの点は疑問である。確かに、提言が、三重県において、「昭和 50 年代はじめまでには大気汚染の大幅な改善や優れた自然環境の保全に相当な成果を上げることができた」としているのは一面の真実を含んでいるが、国の環境基本計画でさえ、「大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁などのいわゆる都市・生活型の公害は、依然として改善が遅れ、また、経済規模の拡大等に伴い、廃棄物の量が増大している。さらに地下水や水道水源の水質悪化が顕在化するとともに、化学物質の使用の増加に伴い化学物質による環境汚染の未然防止が求められる一方、新たな技術の開発利用に伴う環境汚染の可能性が指摘されている」(文献 15、3 頁)として公害防止行政の引き続き重要性を説いている現時点で、公害防止行政だけでは環境の総合的管理が達成し得ないとしても公害防止行政が引き続き環境行政の重要な分野たることを曖昧にすることは適切でない。三重県下においても Nox 値の環境基準達成には今後とも十分な施策が必要であるし、ダイオキシンの発生やその伊勢湾への堆積、有害有毒廃棄物の県下産業廃棄物処理場等での不適切な処理や東南アジア諸国への流出防止など公害防止行政における課題も多いことが忘れられてはならない。

第 2 に、提言は、都市・生活型環境問題の顕在化を正しく指摘し、「人口や産業の都市集中に伴う都市周辺部における住宅団地・工業団地・ゴルフ場の開発、大規模なリゾート開発などによって県民に親しまれてきた身近で優れた風景である里山などが失われつつある」と正確に述

べながらこの問題が、土地利用・都市政策全般の転換なしには解決できないし、またそのことなしには都市・生活型の環境問題の解決もあり得ないことを明確にしていない点も問題である。

第3に、地球環境の保全のために大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムから新しい経済社会システムの創造を模索する点に関しては、提言は、「持続可能な資源・エネルギー循環型社会の構築」を提唱し「…持続可能な資源・エネルギー循環型の社会経済を築き上げていく必要がある。このためには、全ての主体がそれぞれの役割に応じて、公平な責任の分担の下、廃棄物の減量化やリサイクル、新エネルギー・未利用エネルギーの活用など環境への負荷を減ずるような行動を、ある意味での苦痛を伴いつつも自主的かつ積極的に選びとらなければならない。」と環境基本法の叙述に依拠しつつ比較的正確に提起し得ていると評価してよいが、問題はこうした提起にふさわしい社会経済システムの転換を大胆かつ具体的に提起できるかであり、また、そうした転換を強制し得るようなエネルギー消費量の凍結・低減を含む各種数値目標の設定が環境基本計画の中でなし得るかにかかっていると見えよう。

なお、環境管理、環境の総合的管理という概念が何を指すか論者によって必ずしも統一されているわけではないが、現時点では、筆者は畠山氏の次のような考え方と基本的に同一の視点に立ってこれを使っている。「…これまで、大気、水、海岸、森林、湿地、土壌などの自然的資源は無限であって、それらを大規模に汚染・破壊しない限り無制限の使用が可能であると考えられてきた。しかし、最近では、①これらの自然資源は質的・量的に有限な公共資源であって、後の世代の利用のために保全し、今の世代の利用にあたっては適正な管理が必要である、②ある地域の環境・生態系が事業活動等を受け入れることのできる能力（環境容量）には限界があり、計画立案—事業活動の計画立案（筆者）—にあたっては、事業が地域全体の環境ないし生態系に与える影響（環境への負荷）をつねに考慮する必要がある、との考え方が有力になってきた。このような考え方を環境管理という。」（文献14、122頁）

II 国の環境基本法と三重県環境基本条例の成果と問題点

1. 環境基本法の成果と問題点

ここでは、国の環境基本法や国の環境基本計画を筆者が逐一検討するのではなく、筆者もその会員である日本環境会議でのすでに蓄積されている議論（主として文献8参照）と日本環境会議の中心的メンバーの一人である宮本憲一氏の『環境政策の国際化』（実教出版1995年5月文献12）に全面的に依拠して、国の環境基本法と三重県環境基本条例の成果と問題点を、国の環境基本計画及び三重県における環境基本計画（素案）の特徴と問題点を明らかににする前提作業として検討しておく。

宮本氏は、環境基本法の主な成果として、次の①から④をあげる。（文献12 156頁以下）

①総則においてリオ宣言の「維持可能な発展」の理念を全面的に採用し、第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」という考えを「明確」にし、これに基づき、事業者と国民に環境負荷の低減を行う責務をうたったこと（第8条、第9条）。

②環境権を明確にしなかったが、第3条で「環境の恵沢の享受と継承」をうたうことによって、健全で豊かな環境の将来の世代への継承の責務をうたったこと。

③国際協調と地球環境保全の推進について、第5条で「…我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、…国際協調の下に積極的に推進されなければならない。」とし、この国際協力についての第32条から第35条までの規定中に、第1に、第34条第2項において、地球環境保全のための民間団体の自発的活動の重要性にかんがみて「その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」として、NGOとの協力をはじめ規定したこと、第2に、第35条第2項で、海外進出事業に対する環境保全の配慮につき「国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等に適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」としたが、これは海外事業活動の環境破壊的活動に対して直接的規制を行うほどの積極的規定ではないが、今後の日本企業の海外での環境破壊や有害有毒廃棄物の持ち出し等についての調査活動等に活用できるものとなっていること。

④環境基本法の理念の実現のための基本的施策として以下の点を新たに掲げたこと。すなわち、「環境基本計画」の策定を定めたこと（第15条）、「環境影響評価の推進」を明確化したこと（第20条）、「環境保全上の支障を防止するための経済的措置」で環境税創設の可能性をうたったこと（第22条）、「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」でリサイクルの促進を明確化したこと（第24条）、環境行政への住民参加を認める趣旨ではないが、環境庁からみた民間の環境保全活動の助成をする趣旨で、「国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする」（第26条）としたこと、「…環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。」（第27条）として環境情報の提供を明確化したこと。

あえて、筆者が今回の環境基本法における成果を付け加えるとすれば次の2点である。

⑤第8条において事業者の環境保全に係る責務（法的義務ではない）を以下のように明確化したこと。すなわち、1)「事業者は、…その事業活動を行うに当たっては、…公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」（第8条第1項）として事業者の公害防止、自然環境保全責務を明確にした、2)「事業者は、…その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する」として、事業者の廃棄物処理責務を明確化した。もっともこの

条文の表現は曖昧である。その適正な処理を図るためと直截に表現せず、図られることとなるように、といかにも他人任せである。事業者の製品が廃棄物となる場合の事業者の第1次的処理責任をより明確にすべきであった。3)「前2項に定めるもののほか、事業者は、…その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。」として、事業者の事業活動に係る環境への負荷低減努力を求めている。ただし、これは努力規定である。環境税の導入等との整合性を考えると、最低限、責務規定でなければならない。4)「前3項に定めるもののほか、事業者は、…その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。」としている。これらは制裁を伴う義務規定になっていないなど十全でない規定ではあるが、事業者の環境保全責務について、広い意味での、Polluter pays principle、この場合は環境へ負荷をかけた者が環境への負荷を取り除き、低減する責務を有するという理念を明確化したもので、今後具体的な施策の法制化に当たっての事業者側や関係官庁の抵抗を抑える武器となるといえる。

⑥第12条では国会への年次報告の提出を義務づけている。これまでも環境白書の形で年次報告はなされているが、環境基本計画が確定し、これの進捗状況を監視する意味でも、また、環境破壊の進行から見て環境基本計画そのものが不十分であることが指摘し得るなど年次報告とそれへの国会の監視の意味は小さくない。

次に、宮本氏は、環境基本法の問題点について、次の諸点を指摘する。

①環境権が確立されず、環境権に係る行政介入請求権（宮本氏の言葉では、行政不作為追求権）も規定されなかったこと。これについては付言する点もないが、これらの諸権利が国民に対して確立されなかったことは、環境行政が不十分な場合の司法的救済の道を引き続き著しく困難にする点できわめて問題であるといえる。

②公害にかかる被害の救済・原型復旧に関する詳細規定を欠いていること。宮本氏は、公害対策は被害に始まり被害に終わるので、その意味で、被害の調査、原因の究明、被害救済のあり方、責任のとらせ方など、被害に関する条項がていねいに書かれるべきであるのに、第32条第2項で「国は公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない」と規定するだけではいかにも不十分であると指摘する。

③環境基本法が景観や街なみの保全を環境保全の直接の課題としなかったこと。ヨーロッパのドイツやイタリアの環境法制が景観保全を環境保全の直接の対象としている点からみて不十分といわざるを得ない。もっとも最近、地方自治体で、景観保全条例が制定されたり、環境条例の対象に景観を含むものが現れていることから地方自治体に期待せざるを得ないといえる。あえて、景観や街なみ保全を対象から排除しているわけではないという観点から、環境基本法をよんでみると、次の規定などが手がかりとなる。

すなわち、第2条(定義)の第3項において、生活環境に、人の生活に密接な関係のある財産を含ませているから、広く生活環境の一部として景観や町並みを考えることは可能である。また、第14条、環境の保全に関する基本的施策についての施策の策定等に係る指針の第3号で、「人と自然との豊かな触れあいが保たれること」の中に景観保全を含めることは可能であるが、自然環境が念頭におかれているので街なみ保全を読み込むことには無理があるといえる。

④環境影響事前評価制(アセスメント)と事後評価制(モニタリング)の規定が不十分である。国のアセスメント法案についてはこれまで6度の流産をしているが、今回の立法作業については中央環境審議会より、通産省の火力発電所等を対象から外すとする後ろ向きの見解への反論をも含んだ意見等も出されおり、別の機会に検討を加えるとして今後を注目したい。宮本氏はアセスメントへの住民参加と、第三者機関の審査条項をアセスメント法案に盛り込むことの重要性を指摘する。また、淡路剛久氏が、事業者に対する二重のアセスメント手続の義務づけをさけるとしても、既存の地方自治体におけるアセスメント条例やアセスメント要綱を国の後発の法律が侵害することのないよう自治体のアセスメント条例による横だし・上乘せを認める規定をおくべきであるとしてするのは傾聴に値する。(文献3、53頁、なお、さしあたり、ジュリスト同号特集「環境影響評価制度のあり方」も併せて参照されたい)

また、日本では、多目的ダムや…これまでの開発が環境や地域社会に対して与えた影響のモニタリングがなされていない。このため、同じような環境破壊や開発の失敗が繰り返されている。その意味でモニタリングについての条項がなく、単に調査の実施(第28条)と一般的になっているのは不十分であると指摘する。この点では、公共事業の国民生活や国民経済からの合理的必要性からの審査が行われず、公共事業や開発そのものが自己目的化される土建国家的な我が国においてはアセスメントに劣らずモニタリングを一定規模以上の開発や公共事業に義務づけていくことが是非必要といえる。特に開発そのものや公共事業そのものがある程度地域振興に役立っている場合、代替的な計画はあり得なかったのかの事後審査が導入定着されることなしには、環境への負荷の低減から開発につき代替プランニングを習慣づけていくことは難しいと思われるのでこの主張はきわめて重要であるといわなければならない。

⑤環境基本計画があらゆる開発・事業計画に優先し、政府各省や事業者が遵守するものとして位置づけられていないこと。宮本氏も指摘するように今回の環境基本法の中心はなんといいても環境基本計画にある。この点で、あらゆる開発や公共事業が環境の観点からチェックを受けるような位置づけとシステムが必要である。このことは三重県環境基本計画の策定においてもにおいても争点の一つとなった。

⑥環境税などの経済的手段の導入による環境政策の展開を根拠づける規定を盛り込んだが、経済に与える影響等を過大に考慮したため、きわめて回りくどくわかりにくいものとなっている。宮本氏によれば、過大な考慮とは、「財界が環境税に反対しているので、これから合意をうるようにして、さらに国民の合意があれば導入してもよく、一次産品の価格が上がり、貿易上の不利をまねくので、国際的に協調して、できれば、アメリカやヨーロッパと同時に導入し

たいというもの」である。

⑦住民参加が認められていない。民間団体の活動への助成は住民参加そのものを認めたものではない。また、NGOの社会組織としての公認、活動基盤の整備が考慮に入れられていない。

⑧国際的、なかんずく、発展途上国との関連での国際環境問題に具体的に対処する規定が存在しない。

2.三重県環境基本条例における前進と問題点

1995年3月15日に制定された三重県環境基本条例は、全体として、第1章 総則（第1条～第7条）、第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条～第23条）第3章 環境の保全に関する施策の推進（第24条、第25条）及び三重県公害防止条例の一部改正を内容とする附則からなっている。国が公害対策基本法を廃止したのとは異なり、公害防止条例の一部削除及び改正で対応したせいもあって、国の環境基本法に比べ平易簡明であり、全体として国の環境基本法よりいくつかの点で明らかに前進していると評価してよいが、全体として、三重県における独自性を打ち出し得ている点と国の環境基本法をそのまま導入していると思われる箇所が混在しているのが特徴といえる。

国の環境基本法より前進していると考えてよいのは次の諸点である。

①前文において「そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。」として、国の環境基本法では明確化されなかった環境権が明快にうたわれている。もっとも、このことがただちに県民に環境権に基づく各種訴訟の原告適格を導くのかは検討の余地があるが、環境権の享受主体として県民の地位が明確化されたことの意義は重要である。

先の原告適格論とも関連するが、環境権に基づく行政の環境行政上の責務についての行政介入請求権を手続的に保障する規定は存在しないが、条例を総合的に斟酌してその余地は存在するといえる。

②国の環境基本法が景観や街なみ保全について何らの規定をおこななかったのに対して、第2条（定義）において、「この条例において「環境保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（生活環境に関する註・略—国の環境基本法の定義と同一のもの）、良好な自然環境その他健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。」として、快適な生活環境の保持を環境保全の概念で明快にとらえている。また、これを受けて、第3条第3項（基本理念）では「環境の保全は、…生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、全ての英知を集めて行われなければならない。」と規定する。さらに、第8条（施策の策定等に係る基本的施策）では、第5号「歴史的文化的な遺産が保全されること」第6号「良好な景観が保全されること」と明快である。また、第15条（快適な環境の保全）では、「県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。」として、街なみ保全はもとより、

より広範囲な快適環境の保全を環境行政の対象とすることを明らかにしている。

③すでに実施されてきた環境影響評価制度の根拠条文を、第 11 条第 1 項「県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測、又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。」でおき、環境影響評価制度の条例上の位置づけを行った。

三重県では、昭和 54 年 4 月から「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を施行するとともに、同年 12 月に「環境影響評価技術指針」及び「同参考資料」を策定し、同制度の運用を行ってきた。三重県環境白書（平成 6 年版 文献 7 16 頁以下）によれば、同要綱が施行されてから平成 6 年 12 月までに、環境影響評価の一連の手続を終了したものは 104 件であり、平成 5 年度において手続を終了した案件は全てゴルフ場開発にかかる 8 件であるという。三重県における環境影響評価制度の評価を適切に行うことは重要であるが筆者は現時点では正確な資料を持ち得ていないので他日を期すが、県内の最大の開発事業者でもある国や県の公共事業についてアセスメントが十分であったとは決していいえない。この点、今回の条例附則中に、三重県公害防止条例第 5 条（地域開発施策等における配慮）で「県は、地域開発及び整備その他自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、自然環境の保全について配慮しなければならない。」と新たな規定を新設したのは大きな前進といわねばならない。

また、第 11 条第 2 項では、これも昭和 47 年 7 月から施行されている「三重県公害事前審査会条例」との整合を図っている。この制度についても施行後 25 年を経た現時点での評価を検討しておくことが重要であるが他日を期したい。

いずれにせよ国に欠けている優れた環境保全上の制度を三重県が有していることは評価されてよいが、両制度の評価・検討にあたっては、過去において両制度が公害の防止、自然環境の保全にいかに関与したかの正確な評価とともに、現時点での環境の総合的管理の観点からみて十分なものといえるかを区別して検討しておくことが必要であることはいうまでもない。

④上に指摘した、三重県公害防止条例への県の地域開発等における自然環境保全配慮義務規定と並んで、第 14 条第 3 項で、「前 2 項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及びその他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。」として、県内最大の開発事業主体の一つとしての県の位置を明確化したことは評価されてよい。

⑤国の環境基本法が、国際的、なかんずく、発展途上国との関連での国際環境問題に具体的に対処する規定を欠いているのに対して、この点、三重県は積極的である。第 3 条第 4 項（基本理念）では、「地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。」としている。さらに、第 23 条第 2 項（地球環境の保全）では、「県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関す

る国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。」としており、国に比べて明快な問題意識を明らかにしている。

次に三重県環境基本条例の問題点としては以下の点が上げられる。

①環境基本条例の施策上の中心はやはり環境基本計画であるが、その位置づけについては国のそれと同様な弱点を有している。環境基本計画を実効性あるものとするには、環境基本計画があらゆる開発・事業計画に優先し、三重県各一部局や事業者が遵守するものとして位置づけられることが重要であるがこの点についての記述が欠けている。最大の弱点であるといえる。

②すでに指摘したことと重複するが、せっかく、県民の環境権享受を規定したのであるから、県民や NGO が環境権に基づいて環境行政上の県の責務についての行政介入請求権を手続的に行使し得るような規定を明確化するような考え方が思い切って導入されるべきであった。

③上の弱点とも関連しているのであろうが、環境行政への住民・県民参加の思想と制度が基本的に欠けている。第 18 条が民間団体の活動の促進の援助等を規定しているのは国の環境基本法と同じ趣旨のものである。もっとも、第 9 条第 4 項（環境基本計画）で「知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。」としているのは住民参加による環境基本計画策定の決定過程に住民参加制度を導入する趣旨の規定ではないとしても、環境基本計画の策定に当たって、本格的な住民参加制度の導入を禁ずる趣旨ではないのだから行政のイニシアティブで、住民参加制度の導入を検討してもよいのではないか。ちなみに三重県第 4 次長期総合計画「三重のくにつくり宣言（仮称）（素案）」（同、素案 3-3 参照）は、その第 2 編 基本政策 第 1 部 政策展開の基本的な考え方 第 1 章 生活者起点の県政の展開において、住民参画と開かれた行政運営をうたっているのであるからこの際再考してもよいのではないだろうか。少なくとも環境計画部会において意見があったように県民の意見への理由付記回答を最低限実施すべきである。第 9 条第 4 項に基づいて今回県民意見の反映のため実施されているのは計画の素案段階での公表と県内 4ヶ所での説明会、1ヶ月に満たない意見聴取期間の設定である。素案公表は積極的に評価してよいが、この期間設定は環境基本計画の策定スケジュールが押しているとはいえ、いかにも短いのではないだろうか。

④最後に、国の環境基本法と、同様に、環境調査規定はあっても、モニタリング（事後評価制）の考えと制度が全く欠けている。

Ⅲ 国の環境基本計画の特徴と問題点

宮本氏は環境基本計画の内容に即しての検討にはいる前に今回の環境基本計画についての大きな弱点を 2 点あげている。（文献 12 182 頁以下）

①環境庁は 1994 年 7 月 15 日「環境基本計画検討の中間とりまとめ」を公表し、610 人延べ

3336 件の意見を整理して、『環境基本計画検討の中間とりまとめ』に関する意見の概要』（平成6年10月）を発表し、その策定手続や情報公開の姿勢は評価できるとしても、「意見の概要」では「中間とりまとめ」に関する批判的意見が大部分であるのに、最終の「環境基本計画」は、「中間とりまとめ」とほとんど変わっていなかった。これでは何のために国民の意見を徴したのであるかと疑問を投げかけている。

②「中間とりまとめ」では、数値目標に係る指標の記載が一切存在しなかったため、批判に代えて、「参考資料」として、「環境保全に関する個別課題に係る既存の目標」が付録とされたが、この計画に基づく新たな指標は、現時点では調査不十分として、一切記載されなかった。

次に宮本氏は、環境基本計画の第3部 施策の展開 の5つの内容に即してその問題点を大要以下のように指摘する。

①環境への負荷が少ない循環を貴重とする経済社会システムの実現は表題には掲げられたが提示されなかった。ここでは、大気環境の保全等、個別の環境政策が述べられているにすぎず、これまでの施策を述べるにとどまっている。「新しい社会経済システムを作るためには、日本をはじめ先進工業国の国益は制限を受け、多国籍企業をはじめ企業の行動にはこれまで以上に強い規制が必要となる。そして、それと一体化してエコロジカル税制改革や課徴金などの導入によって、経済的手段を使って、大量生産・消費・廃棄のシステムを変えていかねばならないだろう。この「計画」では、新しい社会経済システムは提示されず、それにいたる道程もみえてこない。」

②自然と人間の共生にかんして

ここでは日本の空間を4つに分けて、その適性に依じての共生の原則を論じている。4つの空間とは、山地自然地域、里地自然地域、平地自然地域、沿岸地域である。「計画的にこんご自然を保全するのは賛成だが、実際には2つの問題がある。」第1に、共生のためには、価値のある原生林だけでなく、里山、市街化区域内の森林、農地など多様な緑が確保されなければならない。特に都市農地が生活環境として保全されなければならない。

第2に、山村や中山間地域などの過疎地域にいかにして若者を還流あるいは移住させるかということである。日本の山林の多くは2次林であって、人がいなくなって山林業の経営をしなくなれば、・・・荒廃してしまう。「その意味では、共生をすすめるには、たんに自然の保全でなく、農林業の維持と農山村の人間社会の再生がなければならない。」つまり、我が国において自然と人間の共生のためには農山村政策の提示がどうしても必要であるが、ここにはそれが欠けている。

③公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現について

環境基本計画は環境行政への住民参加ではなく、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体の、政府からみた期待される役割分担をすべての主体の参加と称している。

④環境保全に係る共通的基盤的施策の推進について

「これまでの公害の歴史を振り返ってみると、有効な公共的介入がおこなわれえたのは、住

民の世論と運動を背景にした革新自治体の環境政策と公害裁判であった。」その意味では、環境保全に係る共通の基盤的制度で確実なものは、分権化によって地方自治体が総合的自主的な環境行政権限と財源を持つことであり、司法が自立性をよく保ち行政統制を十分機能せしめることと、住民の原告適格を広く保障することである。環境基本計画にはこのような基本的視点が欠けている。

要綱による環境影響評価制度の現状への評価やその法制化の推進についても著しく不十分である。

公共事業そのものが環境破壊をしてきたことへの評価や、公共投資の欠陥に対する認識が欠けている。この点では先に指摘したように三重県環境基本条例ではこうした事態への自覚的認識が大きく前進したのと対照的である。

⑤国際的取り組み

この分野では「まず、政府は日本の多国籍企業などの経済活動や ODA による事業に関する環境問題の調査をし、それを公開し、どのようにして、過去の環境破壊の補償あるいは復元をするかについて、相手方政府と話し合いの上、明らかにすべき」と宮本氏は指摘する。

さらに宮本氏はあるべき環境基本計画の作業内容として次の諸点が不可欠と主張するが、その詳細は紙数の関係で紹介しない。

①現状分析に基づく、環境問題の実態を明確にまず何より示すことである。特に、環境破壊の原因と責任を明らかにすべきである。

②未来予測を行うべきである。改革がなされず現状が続いた場合に予測される「地獄図」が描かれねばならない。

③その上にたって、過去の開発計画や法制の廃棄又は一時中止を検討すべきである。

④環境基本計画はこれまでの政府活動の思想をかえるようなものでなければならない。

⑤政策手段を明示することである。

IV 三重県環境基本計画(素案)の特徴と課題

我々は、これまで、三重県環境基本計画(素案)の検討視角を得るため、環境管理のための環境計画の必要性、国の環境法の成果と問題点、三重県環境基本条例の前進点と問題点、国の環境基本計画の問題点を比較的詳細にみてきた。これらの検討視角に照らして、素案はどのように評価しうるであろうか。

1. 審議経過

1996年6月15日 第1回環境審議会環境計画部会

1996年8月2日 第2回環境審議会環境計画部会
1996年10月7日 第3回環境審議会環境計画部会
1997年11月7日 三重県環境審議会に環境計画部会長が「三重県環境基本計画について(経過報告)」
1996年11月19日 第4回環境審議会環境計画部会
1996年12月25日 第5回環境審議会環境計画部会
1997年1月21日 第6回環境審議会環境計画部会
1997年2月 三重県環境基本計画(素案)
1997年2月中旬 三重県内4ヶ所で環境計画部会委員出席のもとで、県民への素案説明会

上に、審議経過を紹介しておくとともに、審議経過等に係る若干の問題点を指摘しておく。

第1にやはり審議時間が十二分とは言い難い点である。今回の環境基本計画のタイムスパンは三重県第4次長期総合計画と期間をあわせて、2010年度(平成22年度)までであるが、これだけ長期間のものを策定するには、長期総合計画の策定完了前に策定し終わらなければならない、計画期間を3期程度に分けて実施計画の策定を予定しているという事情を考慮しても、審議時間が十分というわけではなかった。審議期間を延長するか審議回数を増やすかのいずれか(後者は、委員の出席からはなはだ困難と思われる)が考えられてよかった。

第2に、上の審議期間の短さとも絡んでいるのであるが、第1回環境審議会環境計画部会において、三重県の環境問題の現状分析にあたる「三重県における環境の現況と課題」(資料7)の分厚い冊子がすでに作成済みで配布されたが、環境の現状をいかに把握するかが環境基本計画の内容を大きく方向付けることを考えれば、事前に委員の現状分析材料・環境データ収集についての希望を事前聴取する、あるいは、配付資料をたたき台に現状分析について審議を最低もう1回とるなどしてもよかったのではないかと思われる。

第3に、素案公表後の県民意見聴取期間がいかにも短すぎる点である。

第4に、現在の環境審議会(親会議)は委員数も多く、開催回数も少ないので、かつ環境基本計画の場合は経過報告がなされたとしても、通常の議題の場合、各部会で討論が煮詰まった後、事前の議題レクチャや資料配付もないのが通常であるので、環境問題の専門家ですら十分審議に参加し切れていないように思われる。改善の余地がある。従って、現状では環境行政についての諮問事項の実質審議は各部会で決定されてしまうのであるから、各部会の運営の公開性、情報提供が十二分になされるよう一層配慮することが必要といえる。

環境計画部会の運営は、高橋孝雄部会長の丁寧な運営や事務方の努力もあって実に気持ちよく審議に参加できたので感謝している次第であるが、委員構成上、学識経験者でしめられており、NGOや自然保護団体など県の環境行政とも対立することもある人々を代表するような人物も含まれるべきではないだろうか。

2.各部会の審議事項と論点の概要

すでに三重県環境安全部から各部会の概要は公表されているので詳細はそれを見ていただくとして、ここでは後の環境基本計画（素案）の評価に係わるような影響を持ったと思われる論点を筆者のまったくの主観に基づいて摘示しておく。なお、今回各部会の議事録とそれに基づいて事務局が簡明にまとめた各部会の概要を読み比べてみて、その迫力の違いは明らかであった。議事録は公開されるべきであるし、最低限、委員名を伏せた形でもよいかから議事録を公開すべきであると思う。

（第1回環境審議会環境計画部会）

①環境安全部からの環境基本計画策定に係わる経緯、計画策定スケジュールの説明の後、環境概念の範囲をめぐって、特に快適環境の意味するところ、生活環境の捉え方、自然環境と計画主体（県民、行政、事業者）の関係や、都市計画における開発コントロールと環境保全の関係などが議論された。

②三重県の環境の現況と課題について環境安全部及び社会調査研究所からの資料説明を受けた後、県下各地の気温データについて検討がなされた後、県下臨海都市などで進行したドーナツ化などが環境の現状にどのような影響を与えているのかの分析資料が記載されていないので、都市問題の現状を浮き彫りにするような資料がないのが問題にされたのち、自然といっても様々な自然がありそのそれぞれの問題を明らかにするような資料に十分になっていないのではないかと議論が交わされた。いずれにしても資料の膨大さとその場で配布されたことから全体を読みこなすことができないまま議論が推移したといえる。

③計画の目標年度・基本フレームについての環境安全部からの資料説明のあと、委員からの質問に応じて、この時点で県は、すでに、県の開発事業者としての立場を考慮して県の行う事業に対する開発調整システムをつくらうと考えていることを表明している。

（第2回環境審議会環境計画部会）

①環境基本計画の目標・指標について環境安全部から説明がなされたのち、1)環境への負荷の少ない行動を進んで行う社会を作るとは環境基本法の一番大きなポイントであり、より大きく取り上げてはどうか。その点から数値目標を考えてみてはどうか 2)伊勢湾の現状及び将来目標等に関して数値目標を設定せよ、伊勢湾浄化について三重県がイニシアティブをとれとの主張がなされた。3)2010年（目標年度）における人口、エネルギー消費量の予測値を示すとともに、CO₂発生量等につき数値目標を示すべきである。4)「循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築」の観点から数値目標や指標項目をみると、典型7公害の域を脱していないのではないか。などいずれも重要で本質に迫る意見がだされていることがわかる。環境安全部もかみ合った議論を展開し議論は白熱したように思えた。

しかし一方では、全体として、新しい経済社会システムの構築に数値目標や指標項目はどう

役立つのかという点に関心のある委員と、県の実現可能で進捗状況の進行管理にも役立つ意味での数値目標の設定という姿勢が十分かみ合わないまま議論が推移した面もあったように思われる。

②環境基本計画の施策についての環境安全部の説明のあと、課題別の施策について相当つつこんだやりとりが、民間団体の活動援助や都市部と中山間地域での環境施策の差異などをめぐって行われているが、ここでも施策の広範さに対して審議時間が不足しているように思われる。

(第3回環境審議会環境計画部会)

①環境基本計画の数値目標・指標についての継続審議では、課題別のやりとりのほか、分権化による市町村の役割をより引き出すような指標設定や、都市政策の転換を促すような指標設定ができないかとする一部委員の議論と事務方の議論がかみ合わないまま推移している。

②環境基本計画の施策についての継続審議では、環境管理事業評価システムの導入が提言されたほか、前回に引き続き、NGO、NPO、エコビジネスとの定期懇談や支援策が委員から出されているが、いずれについても県側はやや消極的であるように思えた。

③環境配慮の方向について、アセスの強化と庁内の環境調整システムの整備が強調されたほか、環境オンブズマンによるチェック体制も検討してはどうかの意見も出た。

(第4回環境審議会環境計画部会)

①総合的・重点的な課題とその施策の方向について環境安全部からの説明が行われたのち、自動車公害対策について多くの委員から意見が出されたほか下水道や廃棄物対策についても議論が行われた。

②計画の推進について環境安全部からの説明が行われたのち、環境基本計画素案の公表に当たっては受け入れられなかった意見につき理由を付記して返答できないかとの意見などがあつた。

③計画の構成について環境安全部からの説明が行われたのち、地域別環境配慮の方向を地域地図とのセットで示すべきであるとの意見などが出された。

(第5回環境審議会環境計画部会)

①環境基本計画素案第2稿について環境安全部から説明が行われたあと、県民と行政との役割分担に係わる部分、将来可変的であるが現状では明確に叙述しきれない部分をどう表現すべきかなどをめぐって書ける部分は書こうとする委員と現状で明確に責任を持てる部分だけを書こうとする事務局のやりとりが続いた。

また、ISO14000 や県下でのダイオキシン測定についての質疑が行われた。

②これまで数値目標中に掲げられていた2000年以降における県下CO₂発生総量や、自然海岸線の維持されるべき数値目標が突然削除されたため、委員から激しい抗議の声があがり、再検

討を行うこととなった。

(第6回環境審議会環境計画部会)

①環境基本計画素案につき、引き続き検討が加えられるとともに、2010年度のCO2発生量の数値目標については、絶対総量の数値目標からは後退したが県民一人あたり消費量を1990年度水準にとどめることを明記することで決着した。また、自然海岸等の延長距離の数値目標についてもおおむね現状レベルに維持することで決着した。

3.素案の特徴と問題点

1997年2月に公表された三重県環境基本計画(素案)は、以下のような構成をとっている。

第1章 計画の考え方

第2章 計画の目標

第3章 目標達成に向けた施策の推進

第4章 環境配慮の方向

第5章 計画の推進

上の構成で第2章に目標を持ってきたのは、4つの基本目標(基本目標Ⅰ 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 基本目標Ⅱ 人と自然が共にある環境の保全 基本目標Ⅲ やすらぎと潤いのある快適な環境の創造 基本目標Ⅳ 環境保全活動への参加と協働)のもとでの、各環境課題ごとに定性的目標と数値目標とを明記して、環境管理の内容をわかりやすいものにすると共に環境管理上の進行管理を行う県の責務を明確にしたものといえる。この点が構成上の特徴といえる。

国の環境基本計画と対比しての三重環境基本計画(素案)の成果と課題は次のようにいってよい。

まず、成果の点であるが次の点が上げられる。

第1に、国の環境基本計画が数値目標を既存の数値を参考資料としてしか掲げ得なかったのに対して、むしろ計画の前面に数値目標を押し出して、県環境行政の責務を大胆に明確化した点は評価に値するといえる。

第2に、国の環境基本計画に欠落する快適環境の創造について可能な施策を網羅し詳細に検討を加えたことである。

第3に、三重県の環境の現況についての調査・把握が必ずしも十全でないとの自覚にたって、各種環境調査を実施していくことを明確にしている点である。たとえば、「自然環境調査の実施と情報の整備」(関連資料31 49頁)、「都市の空洞化に関する実態調査を進める」(関連資料31 52頁)などである。

第4に、総合的・重点的な課題とその施策の基本方向の第1に伊勢湾の再生を掲げ、三重県に最も身近でかけがえのない自然と国土の再生に対する決意を明確に示した点である。

第 5 に、住民・団体の自主的な環境活動の促進において、「環境保全活動を行っている団体の実態把握とその登録制度の検討」をかかげ、NGO 等との協力・支援の方向を模索した点である。(関連資料 31 34 頁)

第 6 に、環境配慮の方向において、「県自ら事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、・・環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ環境の保全に配慮します」(関連資料 31 55 頁)として、地域開発事業者、公共事業実施者としての県の環境保全義務を具体化した点は多いに評価してよい。

第 7 に、国際的な環境保全活動への協力がきわめて具体的かつ実現可能なものとして提起されている点である。(関連資料 31 35 頁以下、53 頁)

課題としては以下の諸点があげられる。

第 1 に、成果の第 1 点と裏腹の関係にあるものであるが、数値目標を大胆に掲げたが、特に基本目標の I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築は新しい経済社会システムの構築を必要とするが、この面で、新しい経済社会の模索を強要するほどの厳しい数値目標となっているのかについてやはり疑問の余地がある。また、新しい経済社会システムの構築は県下都市部において地価政策や土地利用規制政策をはじめとする総合的都市政策の転換を必要とするがその点を明確にしきれていないとやはりいわざるをえない。

この点に関連して、「資源エネルギー消費の少ない循環型都市の形成」においては、廃棄物対策は別としても全体として、都市政策の総合的転換を提言するものとはなっていない点に重大な弱点があるといわねばならない。国の環境基本計画が有していると同様な大きな問題があるといわねばならない。

また、この点は都市的な快適環境の創造の根底を成す点からみて、快適環境の創造についても底が抜けているという批判の生ずるおそれがある。

さらに数値目標の一つ一つが達成すべき基本目標から見て適切なものであるか、各分野からの検討・吟味が必要である。

第 2 に、三重県環境基本条例が県民の環境権を明確にしたにもかかわらず、これを受けた施策の展開が見られないことである。

第 3 に、住民参加もたびたびうたわれているがそのいずれもが県の環境行政への主権者としての制度的関与を保障するものではなく、どちらかといえば、「住民参加による森林づくり」(関連資料 31 45 頁)や、「住民等の参加による野生生物の保全」(関連資料 31 50 頁)、「住民参加による街づくり」(関連資料 31 52 頁)など、どちらかといえば住民の適切な役割分担と行政との協力を求めるものにとどまっているといえる。

第 4 に三重県の環境影響評価制度と公害事前審査制度の評価と改善を思い切って提起すべき時期にきていると考えられるが、今回これらの検討は行われなかった。

おわりに

以上詳細に検討してきたように三重県環境基本計画は国のそれと比べて大いに評価しうる多数の成果を上げているにもかかわらず、国の環境基本計画が有しているのと同様な、大量生産・消費・廃棄の経済システムを新しい経済社会システムに転換する点での大胆な思想と施策の転換に、国のそれよれよりは前進しているとはいえ、本質的に迫り切れていないといえる。現在は素案の段階であるからこんごの改善を願わずにはいられない。

最後に筆者に環境問題への関心を高めて下さった、高山進、岡本祥浩、佐久間美明、サンガ・ンゴイの共同研究グループの同僚の方々、スニ・マリカマル先生をはじめとするタイの環境問題研究者の方々、環境の現実的問題と係わるきっかけを与えて下さった白塚町の下水道処理場問題にかかわる白塚町住民の方々、筆者の独りよがりの主張に寛容な心で耳を傾けて下さった高橋孝雄部会長をはじめとする環境計画部会の方々、つねに誠実な対応をとり続けていただいた秋田一民部長や、いろいろお世話をおかけした山田幸延主幹をはじめとする三重県環境安全部の方々、一緒に都市の環境問題を討論した三重短期大学一部、二部足田ゼミ生の諸君に心から感謝の意を表します。

文中に引用を掲示したものを含め、以下の文献・資料を参考にした。

(文献一覧)

1. 浅野直人 「日本の環境管理計画と課題」(ジュリスト No.1015、1993.1.1-1.15 号特集環境保護の新展開)
2. 青山貞一 『環境プランニング』環境総合研究所 ERI 叢書1 昭和62年7月
3. 淡路剛久 「自治体における環境影響評価制度への取り組みと法制化」(ジュリスト No.1083 1996.2.1号 特集 環境影響評価制度のあり方)
4. 『平成7年版 環境白書(各論)』環境庁編 平成7年6月
5. 宇都宮深志 「総合計画と環境管理計画」(年報自治体学第7号『環境と自治』自治体学会編 良書普及会 1994.5)
6. 北村喜宣 「自治体環境政策と環境基本法」(年報自治体学第7号『環境と自治』自治体学会編 良書普及会 1994.5)
7. 『平成6年版 環境白書』三重県 平成6年12月
8. 『環境基本法を考える』p.11、p.117 日本環境会議 1994.3 実教出版
9. 「第6章これが環境自治体だ」(『環境自治体の創造』須田春海ほか編 学陽書房 1992.12)
10. 「4.2.1 ダイオキシン類」(『有害廃棄物』高月紘、酒井伸一 中央法規1993.11)
11. 「第7章 環境アセスメントと環境管理計画」(『自然保護の法と戦略』山村恒年 有

斐閣選書 1989)

- 12.「第5章 環境基本計画をめぐって」(『環境政策の国際化』 宮本憲一 実教出版 1995.6)
- 13.宇都宮深志 『環境理念と管理の研究』第5章 川崎市の環境基本条例と環境調査制度
第6章 環境行政と環境管理システム 第7章 総合計画と環境管理計画 1995.6 東海
大学出版会
- 14.「第IV章 環境の保全と環境計画」(畠山武道執筆担当『環境法』 阿部泰隆、淡路剛久
有斐閣ブックス 1995.7)
- 15.『環境基本計画』環境庁企画調整局編 大蔵省印刷局 平成6年12月
- 16.足田敬志「現代の街づくりを考える－宅地開発で変わる津市の地域社会と法律問題」『三
重法経』No.99,1993

(環境審議会環境計画部会関連資料一覧)

(11/19 第4回三重県環境審議会環境基本計画部会関係)

1. (資料1) 総合的・重点的な課題とその施策の基本方向について
2. (資料2) 計画の推進について
3. (資料3) 三重県環境基本計画 (素案・第一稿)
4. (参考資料1) 三重県環境基本計画の策定について
5. (参考資料2) 環境基本計画における数値目標について (平成8年11月19日現在につい
て)

(6/15 第1回環境基本計画部会関係)

6. (資料1) 三重県環境基本計画について
7. (資料2) 三重県の環境の現況と課題
8. (資料3) 計画の目標年度・基本フレーム
9. (参考資料1) 諮問の写し
10. (参考資料2) (他府県等の) 環境基本計画の策定状況
11. (参考資料3) 都道府県・政令指定都市環境基本条例制定状況
12. (参考資料4) 環境に対する意識調査結果 (概要)
13. (参考資料5) 国等の環境基本計画の基本フレーム
14. (参考資料6) 環境基本法
15. (参考資料7) 三重県環境基本条例
16. (参考資料8) 三重県における環境基本施策のあり方について (提言) 平成6年4月11
日 三重県環境施策検討委員会
17. 三重県環境基本条例解説書
18. 埼玉県環境基本計画 平成8年3月
19. 岐阜県環境基本計画 平成8年3月

(8/2 第2回環境基本計画部会関係)

20. 第1回環境基本計画部会の審議結果・議事録

21. 三重県環境審議会第1回環境基本計画部会議事録

22. (資料1) 環境基本計画における目標について

23. (資料2) 環境基本計画における目標・指標(案)一覧表

24. (資料3) 環境基本計画の主要施策体系(案)

(その他)

25. 「三重県環境審議会第3回環境基本計画部会の概要」

26. 「三重県環境審議会第4回環境基本計画部会の概要・議事録」

27. 「三重県環境審議会第5回環境基本計画部会の概要」

28. 「環境保全機能評価指標の概要」社会調査研究所 平成8年6月15日

29. 『神奈川県環境基本条例のあらましー豊かな環境を未来へ』神奈川県環境部環境政策課

30. 「三重県環境基本計画について(経過報告)」環境基本計画部会 1996.11.7 平成8年度
第2回三重県環境審議会

31. 『三重県環境基本計画(素案)』三重県環境審議会環境基本計画部会 平成9年2月

調査報告

群馬県における外国人労働者雇用の現況について

－ ヒアリング調査報告書 －

尾崎 正利

1 ヒアリング調査の概要

調査は、尾崎が、1996年2月28日から3月1日にかけて、群馬県内の労働関係行政機関に対して、外国人労働者雇用の状況及び行政の対応の現況等に関して、あらかじめ提出した事項に基づき、ヒアリングの形式で行った。調査対象機関は、群馬県職業安定課、群馬県館林公共職業安定所、群馬県労働委員会、群馬労働基準局監督課である。

2 群馬県の概要

群馬県は北関東に位置し、北部は新潟県、福島県に、東部に栃木県、西部に長野県、南部は埼玉県に接し、6,363.18平方キロメートル、内山地が85%を占めている。赤城山、榛名山の山麓から南東部へかけての利根川流域は、なだらかな丘陵地帯と標高10メートル前後の平野部を形成し、人口、産業が集中する。

交通は、江戸時代の中山道以来、東京から放射状に出る交通網の途上であり、南北網と東西網が高崎で交差する分岐点でもある。南北網、東西網の鉄道の電化、新幹線化、国道の拡張・バイパス化や、南北網の関越自動車道が完成し、東京から新潟県、長野県への一大交通網の要衝として、基盤整備が進んでいる。

人口は、2,014,160人(平成7年9月1日、群馬県統計課調)である。就業者総数は1,016,221人、第1次産業992百人、第2次産業4,063百人(内製造業3,162百人)、第3次産業5,108百人で、それぞれ全体に占める割合は9.76%、39.98%(製造業31.12%)、19.23%となっている(平成2年国勢調査)。工業事業所数は8,975、製造品出荷額807,258,250万円(平成6年12月31日工業統計調査・従事者4人以上事業所速報値)である。

群馬県の製造業は、戦前の生糸、絹織物を中心とした軽工業から内陸型加工・組立型工業に移行し、中でも、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業への特化が顕著である。これら加工・組立型工業は地域的に遍在しており、南東部とりわけ太田市を中心とする東毛地域、伊

勢崎市を中心とする中毛地域に集中する。

職業安定所管内別事業所数・従業者数・製造品出荷額

職業安定所	事業所数	増減率	従業者数	増減率	製造品出荷額 (千万円)	増減率
前 橋	21,311	6.3%	181,655	14.6%	70,327	-6.5%
高 崎	21,192	1.8%	185,537	11.0%	121,220	-5.1%
桐 生	13,901	1.0%	96,039	8.5%	67,734	-2.9%
伊 勢 崎	10,693	3.3%	99,182	16.8%	105,394	-6.6%
太 田	11,298	0.7%	107,886	16.7%	163,879	-5.0%
館 林	8,922	1.1%	9,924	10.5%	191,045	-3.9%

(事業所数、従業者数は平成3年事業所統計調査により、増減率は昭和61年と平成3年の比較、及製造品出荷額は、平成5年工業統計調査により、増減率は平成4年と5年との比較である)

群馬県商工労働部職業安定課「労働市場年報・平成6年度」(以下「年報」と略す)から作成

群馬県内での外国人登録者数(群馬県総務部国際課調)は、平成5年22,827人(12月31日、以下同じ)から平成7年では27,200人へと増加し、うちブラジル国籍者では8,904人から11,121人へと増加数の半数を超える。南米諸国国籍者数でみると、11,574人(全登録者数に対する割合、50.70%)から14,487人(53.26%)と全体の増加に占める割合が66.61%となっている。地域では、伊勢崎市4,162人(人口に占める割合、3.45%)、太田市4,563人(3.18%)、大泉町3,848人(9.36%)、館林市1,109人(1.44%)が高い割合を示しており、これら行政区域及び周辺町村(佐波郡、新田郡、邑楽郡)を含めた行政区域内での登録者数は17,217人(63.30%)、人口に対する割合が2.73%の高率を示している。

	平成5年12月	平成6年6月	平成6年12月	平成7年6月	平成7年12月
(群馬県) 県内合計 (三重県)	22,827	22,730	24,776	26,370	27,200
	18,688	18,614	19,313	19,950	20,566
ブラジル	8,904	9,005	9,447	10,445	11,121
	6,320	6,149	6,504	7,127	7,616
フィリピン	3,047	2,932	3,603	3,466	3,218
	748	799	918	885	839
韓国・朝鮮	3,159	3,140	3,136	3,138	3,113
	8,151	8,089	8,025	7,920	7,899
ペルー	2,226	2,336	2,606	2,798	2,890
	888	928	1,025	1,116	1,171
中 国	2,473	2,246	2,502	2,648	2,642
	1,257	1,258	1,293	1,361	1,357
タ イ	286	299	403	493	510
	132	146	230	174	178
南米諸国	11,574	11,757	12,486	13,709	14,487
	7,412	7,263	7,689	8,443	9,028

いずれの項目も、上段は群馬県、下段は三重県の登録者数である。数値は、群馬県は群馬県国際課国際協力係、三重県は三重県国際課調

南米諸国は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、エクアドル、エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラである。

3 群馬県労働市場の概況

群馬県における有効求人倍率は、平成2年の2.36倍をピークに徐々に低下し、5年には1倍を割り込んだが、6年2月の0.81倍をボトムとして、緩やかな上昇に転じたものの、7年でも0.8倍後半での推移に止まっている。平成6年度の市場について、「求職者は、景気が回復基調にある中で、製造業を中心に期間工、パートタイム労働者等の再契約停止・希望退職者の募集・解雇等の厳しい雇用調整が一部企業で実施されたことなどにより増加した」（「年報」）。

平成2年と6年について、新規求人数及充足数の雇用形態別状況を見ると次のようになっている。なお、三重県の数値は、三重県商工労働部職業安定課「平成6年度版労働市場年報」（以下「三重年報」と略す）による。

新規求人数の雇用形態別状況

	A全 数	B常 用	B/A	C臨時季節	C/A	Dパート	D/A
(群馬県) 平成2年	122,842	94,227	76.7	7,744	6.3	20,871	17.0
(三重県)	123,306	93,752	76.0	3,161	2.6	26,393	21.4
平成6年	87,606	64,323	73.4	3,524	4.0	19,759	22.6
	79,928	56,716	71.0	1,516	1.9	21,696	27.1

「年報」「三重年報」より作成

一般新規求職数の雇用形態別状況

	全 数	性 別		全数に占める 男子の割合	雇用形態別		
		男 子	女 子		常 用	臨時季節	パート
(群馬県)	37,563	16,150	21,413	43.0	33,030	1,113	--
平成2年	-----						
(三重県)	42,451	18,659	23,792	44.0	33,844	918	7,689
平成6年	63,674	29,164	34,510	45.8	62,768	906	--
	63,235	26,123	35,112	44.5	47,103	490	15,642

「年報」「三重年報」より作成

充足数の雇用形態別状況

	A全 数	B常 用	B/A	C臨時季節	C/A	Dパート	D/A
(群馬県)	17,123	12,816	75.1	2,284	13.3	1,973	11.5
平成2年	-----						
(三重県)	10,115	9,695	95.8	--	--	--	--
平成6年	20,967	19,970	95.2	997	4.8	4,488	21.4
	11,857	11,566	97.5	--	--	--	--

「年報」「三重年報」より作成

平成7年12月の労働市場の概要(群馬県商工労働部「労働市場月報」1996年1月号)は、製造業の業種別では、求人数につき衣服その他繊維製品(前年同月比-14.4%)、一般機械器具(-7.4%)、輸送用機械器具(-12.0%)が減少し、食料品(55.6%)、金属製品(2.0%)、電気機械器具(21.8%)が増加したとし、主要産業の動向について、電気・精密機械では、半導体の増産傾向の継続、パソコン

ン、エアコンの高め生産維持の反面、テレビ、ビデオに付海外への生産シフトの継続からの低操業を脱却していないこと、自動車関連では、乗用車は海外生産シフト、輸出の減少、国内販売の伸び悩みによる低操業の継続、トラック、バスの減産傾向を指摘するが、工作機械、半導体製造設備向け需要好調を反映した金属機械・一般機械器具のフル生産の継続、クラッチを除く金型・治具の堅調な推移、素材関連では、分野でばらつきのあるものの総じて堅調な推移であることを指摘している。

平成7年における管内別一般職業紹介状況は次のようになっている。

管内別一般職業紹介状況(平成7年12月)

	月間有効求職者数(男子)	月間有効求人数	新規求職対前年比	新規求人对前年比	月間有効求人倍率
全 県	21,884(10,575)	19,508	12.1	8.4	0.89
	20,511(10,447)	14,835	12.5	3.2	0.72
前 橋	3,372(1,528)	3,147	9.1	27.5	0.93
	3,061(1,505)	2,383	12.2	27.8	0.78
高 崎	3,877(1,881)	2,579	15.9	10.0	0.67
	3,563(1,833)	1,883	14.4	-4.6	0.53
桐 生	2,008(1,006)	1,368	-1.6	-22.8	0.68
	1,934(1,000)	1,048	0.3	-21.2	0.54
伊勢崎	2,181(1,111)	2,631	13.0	39.5	1.21
	2,119(1,111)	1,903	13.1	14.0	0.90
太 田	2,795(1,394)	2,270	39.5	-8.0	0.81
	2,483(1,365)	1,714	42.9	-11.9	0.69
館 林	1,710(.935)	1,669	16.1	-1.7	0.98
	1,636(.932)	1,356	19.5	5.2	0.83

上段は、学卒を除きパートを含む。下段は、学卒及パートを除く数値である。

労働市場月報1996年1月号より作成。

4 群馬県における外国人労働者対策の概要

(1) 職業安定行政における対策

I 群馬県商工労働部職業安定課におけるヒアリングの結果は次の通りである。

〔外国人労働者の雇用状況〕県内外国人の登録者数は、27,200人(平成7年12月)で、やや増加傾向にあり、内訳としてはブラジル11,121人が最も多い(フィリピン3,218人、韓国・朝鮮3,113人)。これは、①円高の進展、②日系人労働者が母国の親族を呼び寄せる、③3K労働では依然として人手不足の状況があるなどによる。就労者の実態は正確な統計がないが、安定所を通じた調査によれば、313社、2,890人が雇用されており、金属・電気・輸送用機械等で100人未満の企業を中心に雇用されている。そのほか、調査の対象とならない不法就労者も相当数見られるが、バブル景気の時期からみると大幅に減少しているものと見られる。また、ここに来て不況の中で契約の更新をしない例が、少しずつ増加してきているようである。

〔外国人労働者の雇用上の問題点と課題〕外国人を雇用するに当たっては大きく分けて3つの課題がある。第1点は「不法就労の是正」である。このために、就労ビザのない外国人を雇用しないよう、周知啓発に努めている(必要に応じて警察・検察当局への通報を行う)。第2点は「適正な雇用管理」である。言葉・習慣の違いなどから来る就労上のトラブルを最小限に防止し、労働生産性を高める必要があり、安定所に外国人雇用管理アドバイザーを配置している。第3点は「円滑な労働力需給調整」である。不況の中で解雇される外国人労働者もでてきているところから、その再就職斡旋を安定所の外国人雇用サービスコーナー(前橋・伊勢崎・太田)によって行っている。

〔外国人労働者の紹介状況〕長引く不況の中で、外国人労働者が雇用契約の更新が行われず就職する例が少しずつ増加してきており、安定所でもその再就職斡旋に力を入れる必要がある。このため、安定所において「外国人雇用サービスコーナー」を設置し(前橋・伊勢崎・太田)、その職業紹介に努めているところである。平成6年度においては、607人(1,035人)が新規求職申込を行い、193人(270人)が就職した(就職率は31.8%) このうち外国人雇用サービスコーナー取扱数は、相談922件、新規求職者441人、就職者130人である(就職率は29.5%)。平成7年度(4月～12月)においては、571人が新規求職申込を行い、138人が就職した。就職率は24.2%である。このうち外国人雇用サービスコーナー取扱は、新規求職者476人、就職者152人、就職率は31.9%である。

〔不法就労者の基準と就労状況〕いわゆる不法就労者とは①観光ビザのような就労不可のビザでもって入国し、不法に就労している者と、②ビザの期限がきても帰国しないいわゆるオー

バーステイが該当する。その実態は、不明であるが、およそ正規の就労者と同数程度はいるものとみられている(ただし、目に見えて減少してきている)。

〔対応策〕群馬県独自のものとして、職業紹介業務における外国人労働者への対応を円滑に実施するための会話マニュアルを作成した。

① 外国人来所者簡易応対集 B4版縦横書本文8頁資料6頁

(アラビア語、ウルドゥー語、スペイン語、ベンガル語、ポルトガル語、中国語)

(内容)

いらっしゃい

日本語の会話ができますか ①会話ができる ②会話はできないが、理解はできる

③会話も理解もできない

ここは日本の法律に従い、日本の国により運営されている職業安定所であることを知っていますか ①知っている ②知らなかった

職業相談を受けられる人は、日本の法律に適した在留資格者に限られます

パスポート(外国人登録書)を持っていますか ①所持している ②今は所持していない

パスポート(外国人登録書)を見せて下さい ①わかりました ②見せられません

あなたの在留資格では日本の法律に違反しており、働くことは許されておりません

見せてもらえないので、これ以上の相談はできません

これ以上の相談はできませんので、お帰り下さい

ご了解いただけましたか

(資料)

外国人来所者対応フローチャート

外国人登録証明書、旅券、就労資格証明書、資格外活動許可書の記載説明、出入国管理及び難民認定法別表1~4 法務省入国管理局官署一覧表 主要在日外国大使館等一覧表

- ② さらに整備充実した「外国人来所者との相談のためのワーク・シート」を作成した。B5版縦横書内容は3部に分かれ、①来所者活用による職業相談(11頁)、②会話を希望する職員のための一口質問コーナー(3頁)、③参考となる単語コーナー(5頁)

(内容)

いらっしゃい

どうぞお座りください

日本語は理解できますか

ここは職業安定所です

貴方のご用件は何ですか ①仕事を探しにきた ②ーの相談をしたい

パスポート又は外国人登録証明書を持っていますか ①はい ②いいえ

見せていただけますか ①はい ②いいえ、見せられません

職業安定所では日本の法律に許される方のみ仕事の相談をします

見せていただけない場合はこれ以上の相談はできません

パスポート(外国人登録証明書)を持っていないので、これ以上の相談はできません

貴方のパスポート(外国人登録証明書)では法律違反です

日本で働くことは許されません

ご了解いただけましたか

お役に立てずすみません

ここに貴方の名前を書いて下さい

ここに貴方の住所を書いて下さい

ここに貴方の年齢を書いて下さい

連絡は電話でできますか ①はい、できます ②いいえ、できません

電話番号は何番ですか

ここに書いて下さい

お国はどちらですか

免許や資格証明書はありますか ①あります ②ありません

健康ですか ①はい ②いいえ

一人で住んでいるのですか ①家族と住んでいる ②知人と同居しています ③はい

職場への通勤方法はどうか ①自転車で ②知人の自動車に同乗 ③住みこみで

職業経験はありますか ①あります ②ありません

どんな職業を探していますか

土曜日・日曜日の休みを希望していますか ①はい ②日曜日だけ希望 ③休みは希望

しない残業のあることを希望しますか ①平均一時間位希望 ②残業は希望しない

賃金は手取りでどの位を希望するか ①一万円以上 ②一緒に働く日本人と同額位

交替勤務があってもよろしいか ①オーケー ②3(3)交替制でも可 ③交替制は希望し

ない

いつまで働けるのですか ①永住を考えている ②一一年一ヶ月まで働く ③一一年間

(か月) ④アルバイトで働きたい

貴方の希望に合う職業があるか探します

しばらくお待ち下さい

この職業はいかがでしょうか ①職種はーです ②就業時間はー時～ー時 ③2交

替制です ④3交替制です ⑤一週ー日勤務です ⑥住所からーKM位です ⑦自

動車でー分位 ⑧自転車でー分位 ⑨歩いてー分位

賃金を概略計算すると ①基本給はー円です ②残業はー円です ③皆勤手当はー

円です ④他に固定手当としてー円位あります ⑤総収入はー円位です ⑥控除

されるものは所得税がー円位、社会保険料と厚生年金がー円位です ⑦手取りでー

円位です

面接を受けますか ①はい ②いいえ ③違う仕事を探して欲しい

面接をいつ希望しますか ①すぐに ②今日ー一時 ③ー一月ー日ー時

事業主に連絡します

しばらくお待ち下さい

面接するそうです

充足済みです

これは紹介状です

面接の際、会社の人に渡して下さい

面接の際は、賃金・仕事の内容等を細かく訊ねて、納得のゆくようにしてください

良い結果がでることをきたいしています

貴方の希望に合う仕事は現在ありません

次の機会を待ちますか ①はい、待ちます ②違う仕事を探して

都合の良い日に来所してください

お役に立てずすみません

③ 外国人労働者のためのパンフレット「日本で就労を希望する外国人の皆さんへ」

(内容)

就労の資格、安定所の業務内容、職業紹介法の説明、労働基準法の概要、県内公共職業紹介所、労働基準監督署、その他サービスコーナーの住所及び業務時間

(参考) 外国人雇用サービスコーナー取扱状況

	新規求職申込件数		相談件数		紹介件数		就職件数		有効求職者	
	(5年度)	(6年度)								
太田	386	251	1091	599	214	233	89	83	810	685
伊勢崎	387	164	563	267	257	109	81	39	--	393
前橋	--	26	--	56	--	19	--	8	--	80

注：開設日は、太田平成4年7月、伊勢崎平成5年4月、前橋平成6年11月

II 大泉町における対応（館林公共職業安定所におけるヒアリング）

太田市、大泉町には戦前中島航空機製作所があったが、その跡地に東京サンヨー及びいすゞ自動車が進出し、関連下請工場が周辺に多数立地している。両工場とも大規模な生産を展開し、一時期、新卒高校生を1,000人単位で採用し、それに加えて下請けからの引き抜きも盛んに行っ

ていた。そのために、これら下請け工場では慢性的な人手不足の状況に悩まされていた。バブル期にはそれが一層厳しくなり、まず周辺下請け工場での外国人労働者の積極的導入につながって行った。大泉町の東毛工業団地内の下請け業者の業者の中には、「東毛地区雇用安定促進協議会」を設立し、外国人労働者(ブラジル日系人)の導入を積極的に図る例もみられる。また近年、親企業における合理化による従業員不足に対応すべく、日系人労働者が中心となって親工場のラインを直接下請けする集団も現れるようになってきている。

大泉町は国民健康保険料がやすいこともあって、周辺事業所で就労する労働者の居住地として選択されたものである。また住民にこれら外国人を嫌悪する感情はみられない。税収が好調なこともあって、町は外国人の生活面での配慮を積極的にしており、例えば、出産祝い金の年間支出の半数が外国人である。

居住外国人のための生活のためのパンフレットの発行(資料あり)、実態調査報告書(平成6年3月)がある。

(2) 群馬県労働基準局における対応(ヒアリング調査の結果)

I [外国人労働者の労働条件等就労に関する実態について]

太田労働基準監督署における相談処理については、朝日新聞平成8年2月27日朝刊の記事がある。

II 県全域にわたる「外国人労働者に関する申告処理状況」では、違反事業場数では減少傾向があるものの、解雇件数が平成4年の8件から6年では23件と大幅に増加しており、景気低迷の影響が見られる。法違反状況では、労働時間、健康診断にかかる違反が平成7年度に顕著であった。

III 労働災害の発生状況については、平成4年及び5年をピークに減少傾向が見られる。国籍別の状況では、イラン、バングラディシュ、パキスタン等が大幅に減少しており、これが労災事故減少の主要な要因となっているものと考えられる。業種別では、金属製品、輸送用機械器具製造業は減少傾向にあるが、電気機械器具製造業、その他製造業ではやや増加を示し、外国人労働者の職域の拡大傾向が影響しているのではないかと考えられる。

(3) 群馬県労働委員会における外国人労働者の取扱いについて(ヒアリング調査の結果)

平成7年8月「労働委員会のしおり」を英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語により発行した。

〔目的〕企業の国際活動の活発化に伴い、外国人労働者の日本への入国・在留も増加傾向にあるが、昨今の景気回復基調に足踏みがみられる中で、雇用情勢悪化の影響も加わり、外国人労働者を取り巻く雇用環境も厳しさを増してきている。

こうした状況の中で、本県においても、太田市、伊勢崎市、桐生市、館林市、大泉町等、東

毛地区を中心に多数の外国人労働者が就労しているが、今のところ外国人労働者の関わる争議の斡旋申請(調整事件)や不当労働行為の救済申立(審査事件)はない。しかしながら、東京をはじめ、神奈川、千葉、埼玉、長野等の近県での事例を見ると、今後、本県においても、このような事態が発生することも予想される。

また、本年度は、労働委員会創設50周年を迎えることもあり、この際広く労働委員会制度について理解してもらうため、県内企業に就労している外国人労働者を対象とした外国語版パンフレット「労働委員会のしおり」を作成した。

〔主な配布先〕 県商工労働事務所、公共職業安定所、労働基準局(労働基準監督署)、(財)群馬県国際交流協会、労働団体、県商工会連合会、経営団体等。

〔参考〕 群馬地労委調査による「労働委員会係属外国人労働者関係事件」一覧(平成8年3月1日現在)

東京	調整事件	61年1件 6年4件	62年2件 7年2件	63年1件	元年3件	2年3件	3年1件	4年3件	5年2件
	審査事件	63年1件	元年2件	5年1件	6年2件	7年4件			
埼玉	調整事件	2年2件	7年1件						
神奈川	調整事件	5年1件							
	審査事件	元年1件							
千葉	調整事件	4年1件							
長野	調整事件	4年1件							

執筆者紹介（掲載順）

森岡	洋	本学法経科教授
東福寺	一郎	本学法経科教授
水谷	勇	本学生活科学科教授
茂木	陽一	本学法経科教授、研究室長
疋田	敬志	本学法経科教授
尾崎	正利	本学法経科教授

地研年報 第2号

1997年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
茂木陽一

発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-01 三重県津市一身田中野字蔵付157
電話 059-232-2341 (代表)

印刷所 合資会社 米川印刷所
〒514 三重県津市幸町5-2
電話 059-228-2685 (代表)

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

THE INAUGURAL ISSUE 1997

[Articles]

- On the Improvement of Gotenba-beach
.....*Hiroshi MORIOKA* (1)
- Current Situation of Life-Long Learning in Mie Prefecture (2)
.....*Ichiro TOFUKUJI & Isamu MIZUTANI* (27)
- Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie (2)
.....*Youichi MOGI* (63)
- Memory Change in Aging (Interim Report)
.....*Ichiro TOFUKUJI* (85)
- The Global Control of Environments and the Environmental Programs
.....*Takashi HIKITA* (95)

[Research]

- Foreign-Workers in Gunma Prefecture
— Its Local Policies, Labor Markets, and others —
.....*Masatoshi OZAKI* (115)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan